

八頭町地域福祉推進計画

第2期八頭町地域福祉計画
第2次八頭町地域福祉活動計画



みんなで支えあい 誰もが自分らしく
いきいきと幸せに暮らせる 福祉のまちづくり

2018年 6月

はじめに



八頭町では、2012年3月に「みんなで支えあい 安心して暮らせる 福祉のまちづくり」を基本理念とする「八頭町地域福祉計画」を策定し、町民の皆さまとともに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、国においては、介護保険法や社会福祉法の改正、障害者差別解消法や生活困窮者自立支援法が施行されるなど、福祉を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。国では現在、一億総活躍社会の実現に向けて諸施策が進められておりますが、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のすべての人々がそれぞれに役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

高齢の方、障がいのある方、ひとり親の世帯、生活に困窮している方などが抱える多様で複合的な生活課題を積極的に把握し、包括的に支援していくために、地域住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排除した多機関の連携による包括的な支援体制の構築が必要です。

この度、「八頭町地域福祉計画」と、八頭町社会福祉協議会の「八頭町地域福祉活動計画」の計画期間の終了に合せて、この二つの計画を同じ基本理念・基本原則・基本方針を共有しながら「八頭町地域福祉推進計画」として、一体的に策定いたしました。

本計画は、「みんなで支えあい 誰もが自分らしく いきいきと幸せに暮らせる 福祉のまちづくり」を基本理念とし、年齢や障がいの有無、性別などの違いを超えてすべての人が認め合い居場所と役割を持つことができる地域共生社会を実現しようとするものです。今後は、この計画を地域福祉推進の基本指標として、社会福祉協議会や、地域団体、事業者などの皆さまと協働でまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりましたが、この計画を策定にあたり、鳥取大学の竹川俊夫准教授をはじめ、ご尽力を賜りました策定委員の皆さま、聞き取り調査や意見公募にご参加いただきました町民の皆さま、福祉関係団体の皆さまなど、多くの方々から貴重なご意見をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

2018年6月

八頭町長 吉田 英人

ごあいさつ



今、少子高齢化のなかで、独居世帯、高齢者のみの世帯が増えてきています。各自治体におきまして、災害時の安否確認等、地域全体で支え合う体制が整備されていますが、やはり原点は、隣近所で、「お互い様」の精神で、助けたり、助けられたりが当たり前として出来ることだと思います。現在まで、八頭町社会福祉協議会は、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けたいという住民の願いを実現するため、それぞれの地域福祉の課題克服のため積極的に関わり合いながら事業展開をしてきています。

このような中で、今日までの社会福祉協議会と住民の参画により町の福祉を推進するための行動計画であります「八頭町地域福祉活動計画第1次改定」の期間が2017年度をもって満了となりました。

そこで、この度、新たな計画の策定に向けまして、町が行政として策定します「地域福祉計画」と一体的に取り組み、ここに「八頭町地域福祉推進計画（第2次八頭町地域福祉活動計画）」として策定したものです。内容は、計画期間を2018年度から2023年度までとし、年齢や障がいの有無・性別などの違いを超えて、全ての人が認め合い居場所と役割を持つことが出来る地域共生社会の実現に向けて住民との協働による福祉のまちづくりの実現を目指して活動していく計画であります。今後は、この計画を実行あるものとして取り組んでいきたいと考えています。

結びに、福祉関係団体の皆様をはじめ多くの方々から貴重なご意見を賜わるとともに、策定に関わっていただきました策定委員の皆様には、昨年6月の第1回目会合以降あらゆる角度から検討を積み重ねていただきましたことに心から感謝いたします。今後とも、八頭町社会福祉協議会の運営に対しまして、住民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2018年6月

八頭町社会福祉協議会 会長 桑村 和義

目 次

第 1 章 八頭町地域福祉推進計画の特徴と位置づけ

1	八頭町地域福祉推進計画とは	3
2	地域福祉計画とは	5
3	地域福祉活動計画とは	9
4	地域福祉における重層的な圏域のとらえ方	11
5	計画期間	12
6	計画の策定プロセスと住民参加	13

第 2 章 八頭町の現状と課題

1	八頭町地域分析	17
2	ヒアリング調査等で明らかになった地域の現状と課題	31
3	八頭町における地域福祉推進の課題	38

第 3 章 八頭町地域福祉推進計画の体系

1	基本理念・基本原則	41
2	重点的な取り組み（重点課題）	42
3	計画体系	43

第 4 章 基本計画

基本方針Ⅰ	地域福祉に関する活動への住民の参加促進	47
基本方針Ⅱ	地域における福祉サービスの適切な利用の推進	62
基本方針Ⅲ	地域における社会福祉事業の健全な発達の推進	69
基本方針Ⅳ	地域資源を活用した持続可能なまちづくりの推進	75

第 5 章 計画の推進体制

1	進捗管理体制	83
2	計画の見直し	83

<資料編>		87
-------	--	----

第1章 八頭町地域福祉推進計画の特徴と位置づけ

1. 八頭町地域福祉推進計画とは

(1) 地域福祉を推進する主体

「八頭町地域福祉推進計画」とは、八頭町の住民誰もが、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるよう、八頭町の福祉に関わる公共部門（公）・民間部門（民）の多様な主体が一丸となって取り組む福祉のまちづくり計画です。

「公・民の多様な主体が一丸となって取り組む」というのは、年金や医療など国が中心となって実施されている社会保障制度とは異なる「地域福祉」の大きな特徴です。例えば、社会福祉の基本的な枠組みを定めた「社会福祉法」の第4条では、「地域福祉」が次のように規定されています。

＜社会福祉法第4条「地域福祉の推進」（第1項抜粋）＞

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域福祉推進の担い手としては、住民を筆頭に、行政や専門機関などの社会福祉事業を経営する者やボランティアとして福祉活動を行う者など、公・民にわたる多様な主体が想定されており、なおかつそれぞれの主体は、バラバラに動くのではなく、相互に協力し合いながら、福祉サービスを必要とする住民のあらゆる分野への社会参加とそれを通じた自己実現を支援するものとされています。

「住み慣れた地域で暮らし続けたい」というのは住民誰もが当たり前願っていますが、核家族化や少子高齢化、女性の社会進出などの社会変化によって個人や家族による「自助」の力が衰退するなか、介護や子育てにかかる負担をはじめ、日々の暮らしの中で生じる様々な困難（＝生活課題）を乗り越えながら当たり前の願いを叶えてゆくには、地域社会による「互助・共助」、行政による「公助」の存在が欠かせません。

それゆえ、住民の生活課題の解決に対しては、これまで公的な福祉サービス（公助）の役割が重視され、国や自治体によって整備が進められてきましたが、社会変化とともに多様化・複雑化・深刻化が進む生活課題に対して、公的な福祉サービス（公助）だけでは十分に対処することができなくなってきました。さらに阪神淡路・東日本の二度の大震災は、日頃からつながりの強い地域ほど人命が救われる可能性が高く、被災者への支援もより効果的に実施可能であることを証明しました。公助の充実を進める一方で、住民やボランティアが主体となった地域の支えあい活動（互助・共助）によるきめ細かな支援体制を整備する必要性がますます増大しています。

このように、これからの地域には、公・民双方の多様な主体が相互に協力・協働することで、「自助」「互助・共助」「公助」がきめ細かく補完しあうバランスの取れた福祉のあり方をデザインすることが求められており、八頭町においてそうした役割を担うものが、今回策定した「八頭町地域福祉推進計画」です。

(2) ノーマライゼーションと社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現

社会福祉や社会保障は、私たち一人ひとりの生存権を保障するという重要な目的から生まれたものですが、それは単に生きるだけの最低限の生活水準が維持できればよいというものではありません。

私たちは、男性や女性、子どもや高齢者、障がいを持つ人や持たない人といった多様な立場で個々の生活課題と向き合って暮らしています。そうした住民一人ひとりが、人と人・人と社会を隔てる障壁（バリア）を乗り越え、住み慣れた地域で共に学び、共に働きながら、いきいきと自分らしく暮らせる社会を実現すること、すなわち「ノーマライゼーション（注1）」の実現が求められています。

さらに近年は、家族や地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立しながら暮らす住民が増加する傾向があります。また、非正規雇用の割合が増大し、経済的な格差が拡大する傾向が強まるなか、若者や働き盛りの年代の人々が就労から排除され、長期にわたってひきこもるケースも増大しています。このような人々の中には、公的な支援が受けられない、いわゆる「制度のはざま」の問題に直面し、誰にも相談できないまま生活困窮に苦しんでいるケースが少なくありません。ゆえにこれからの地域福祉においては、こうした「制度のはざま」の問題と向き合い、社会から排除され孤立している人々と社会との関係を再構築すること、すなわち「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）（注2）」の実現を目指すことも求められています。

このように、「八頭町地域福祉推進計画」には、住民の最低生活の保障とともにノーマライゼーションや社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現といった極めて重要な社会的使命が付与されており、これらの役割を効果的に遂行してゆくためにも、住民一人ひとりを含む公・民の多様な主体の協力と協働が不可欠になっています。

（3）八頭町地域福祉推進計画の特徴

これまで、①「自助」「互助・共助」「公助」がきめ細かく補完しあう福祉のあり方をデザインすること、ならびに②ノーマライゼーションと社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現するという本計画の大きな目的を示すとともに、そのためにも公・民の多様な主体の協力・協働が不可欠であることを述べてきました。次にこれらの課題をどう実現するのかを考えます。

詳細は次節以降で述べますが、地域福祉の推進にあたって、八頭町では、高齢者や障がい者、子育て支援など対象分野別に福祉サービス計画を策定するとともに、社会福祉法第107条に規定され、分野横断的な施策や福祉活動への住民参加促進などを網羅する計画として「地域福祉計画」を策定しています。一方、民間部門においても、八頭町社会福祉協議会（社協）が中心となって、住民・ボランティアが主体となった自発的な福祉活動の展開方針を示す「八頭町地域福祉活動計画」を策定していますが、これまで「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、同じ「地域福祉」の名を冠しているながらも別々に策定されてきました。

もちろんこれまで両者は必要に応じて連携しながら八頭町の地域福祉推進に取り組んできましたが、上記①・②の目的をより効果的に遂行するには、二つの計画を一体的に策定することが有益だと考えられます。そこで今回は、計画を策定する段階から行政と社会福祉協議会が合同事務局を設置し、名称も「**八頭町地域福祉推進計画**」として公・民協働の計画づくりを進めました。ゆえに本計画は、行政計画としての「地域福祉計画」と民間計画である「地域福祉活動計画」の双方が、理念や目標を共有したうえで個々の役割分担を構想している点が大きな特徴だと言えます。

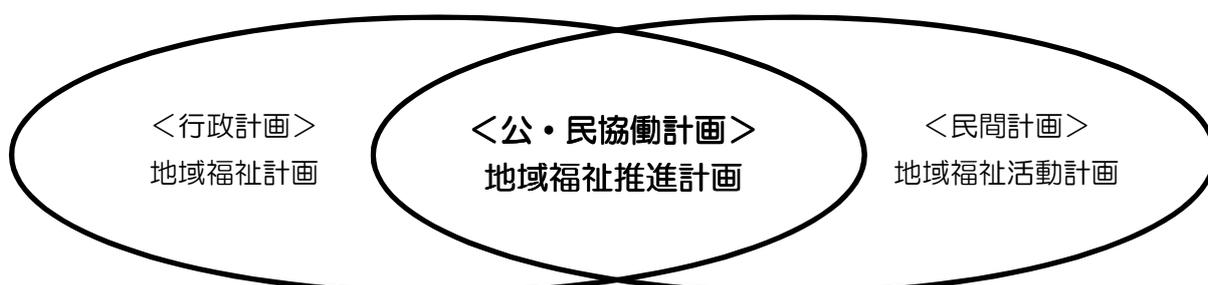


図1 地域福祉推進計画の基本的な性格

<注1 ノーマライゼーション>

1950年代に始まったデンマークの知的障がい児・者の親の会の運動から生まれた考え方。障がいがあるというだけで本人の意思と無関係に家族から引き離され、大規模な施設に隔離されて暮らすことを強いられていた当時の処遇のあり方に異を唱え、障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で平等に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとした。こうした考え方は「完全参加と平等」を掲げた国連の国際障害者年（1981年）を機に世界的に広まり、自己決定の尊重を基本としつつ施設中心から在宅福祉サービスや地域ケアを中心とする福祉へと社会福祉・社会保障の方針転換を導くとともに、就労支援やバリアフリー化の推進等によって福祉サービスを必要とする人々の社会参加・自己実現を促すことも重要な課題となっている。

<注2 社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)>

1980年代からヨーロッパを中心に広まり始め、2000年代に入ると日本でも重視されるようになった考え方。貧困等の社会問題が長期化・深刻化する一方で従来の社会保障制度の効果が疑問視されるようになるなか、様々な問題の要因を社会の諸制度やコミュニティからの排除（社会的排除）によるものにとらえ直し、社会的排除・社会的孤立を克服して社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現することが目指されるようになった。これにより、近年では生活に困窮する人々へのきめ細かな就労支援や孤立状態にある人々のコミュニティ活動への参加支援等を通じて一人ひとりに合った居場所と役割を創出するなど、人と社会の関係を再構築することが重視されるようになっている。

2. 地域福祉計画とは

(1) 地域福祉計画の法的根拠

社会福祉法において、地域福祉については計画的な推進が求められており、第107条では、市町村に対して次の5つの項目を盛り込んだ「地域福祉計画」の策定が規定されています（努力義務）。さらに計画を策定する際は、住民の参加・参画を進めて「地域住民等の意見を反映」すること（第2項）や、策定した計画を定期的に調査・分析・評価しながら、必要に応じて見直してゆくこと（第3項）が求められています。

<社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」>

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 (省略)

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

上記の計画に盛り込むべき5つの項目のうち、特に「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」は本計画の最も大きな特徴といえ、住民の地域福祉活動への参加を促進し、行政と住民が地域福祉推進に向けて協働関係（パートナーシップ）を形成することを目指しています。

（2）地域福祉計画の位置づけ

本計画の「地域福祉計画」部分については、「第2次八頭町総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康づくり計画 健康やす21」「子ども・子育て支援事業計画」などの各個別計画の上位計画として、保健福祉行政の基本理念や基本方針を示すことが求められています。また、個別計画や分野別施策に共通する事項を定めて、総合的な保健福祉サービスを効果的・効率的に提供することを目指しています。

さらに、民間レベルにおいて八頭町社協が中心となって策定している「地域福祉活動計画」や、地区単位に設立されている「まちづくり委員会」の「地区福祉活動計画」とも連携し、公・民協働による八頭町の地域福祉推進を目指しています。

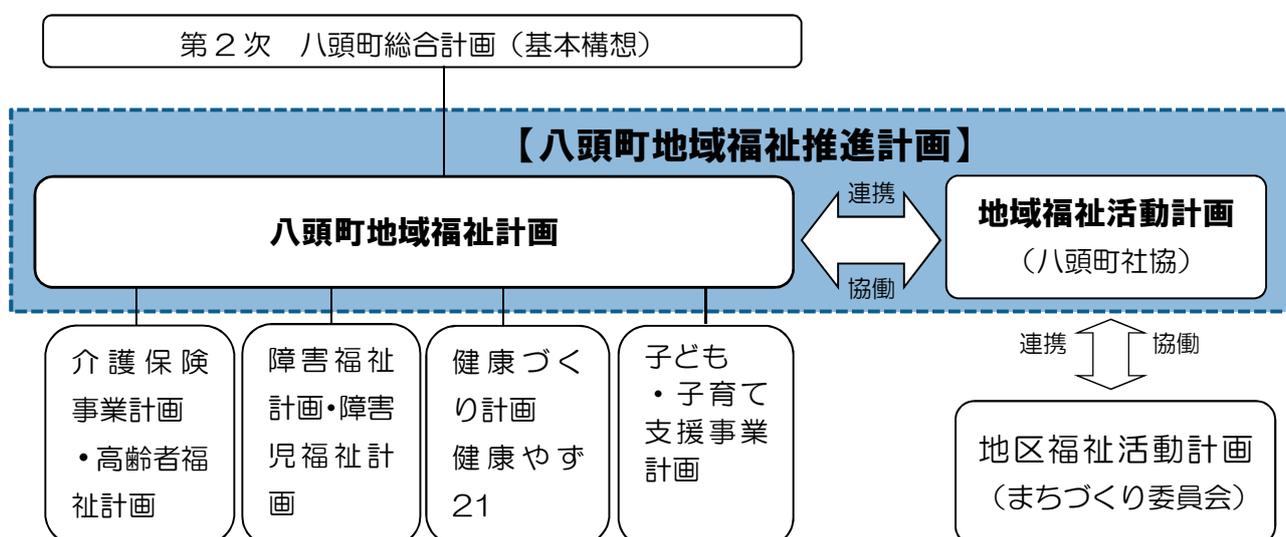


図2 八頭町地域福祉推進計画の位置づけ

（3）地域福祉計画が直面している課題①～地域包括ケアシステムの構築

第5期介護保険事業計画の運用がスタートした2012年度より、高齢者の保健・医療・福祉に関して、「地域包括ケアシステム」の構築が大きな課題となっています。特に今後は、団塊世代のすべての人々が後期高齢者（75歳）に到達する2025年に向けて、システムを構成する「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを充実させながら、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる体制づくりを進める必要があります。

その際ポイントとなるのは、保健・医療・福祉の各種の専門的なケアサービスを充実させることはもとより、各種サービスの提供を担う専門職どうしが緊密に連携しながら在宅ケアの質を高めることや住民が主体となった介護予防や生活支援の活動を充実させること、ならびにそれらの活動と専門的なケアサービスとの連携を強化することなどが挙げられます。

以上の地域包括ケアシステムのポイントのうち特に地域福祉推進計画では、介護予防や生活支援活動への住民参加を促進して、身近な地域の取り組みを活性化させるとともに、それらと専門的なケアサービスとの連携体制をどう構築するかが大きな論点になると考えられます。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



図3 地域包括ケアシステムの姿（厚生労働省ホームページより）

(4) 地域福祉計画が直面する課題②～我が事・丸ごと地域共生社会の実現

雇用環境の変化や経済的な格差の拡大、家族・地域のつながりの希薄化などを背景に、高齢者や障がい者だけでなく、若者や働き盛りの人々までもが適正な就労から排除されたり、公的支援が受けられずに生活困窮におちいるケースが増大しています。また、生活課題の多様化・複雑化が進んだことで、従来の縦割りの福祉の仕組みでは、効果的な支援が構築しづらいことも課題になってきました。

こうした状況をふまえ2015年度から全国の市町村で「生活困窮者自立支援制度」がスタートし、自立相談支援の窓口設置や住居確保支援の仕組みづくり、就労支援の体制整備などが進められてきました。しかしながら、制度の対象となる生活困窮者は、社会的に孤立しているがゆえに自らSOSを発信することが困難な場合が少なくないため、地域で孤立している住民の生活課題を発見するアンテナを張り巡らせるとともに、その感度を高める必要があります。

そこで、2017年の社会福祉法改正において、「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現が規定され、「包括的支援体制」の整備が求められるようになりました。これは、多様化・複雑化する生活課題に効果的に対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」として固定された関係など、従来の福祉の枠組みを超えて地域の多様な主体が「我が事」として課題解決のための活動に参画し、人と人、人と地域の社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、「地域共生社会」を共に創ろうというものです。

以下に、「地域共生社会」の実現を推進する社会福祉法の主要な条文を抜粋していますが、まず、第4条の第2項では、地域住民等の役割として、地域のあらゆる生活課題（地域生活課題）の把握とその解決のために行政や社協などの専門機関との連携が新たに求められるようになりました。

<社会福祉法第4条「地域福祉の推進」（第2項抜粋）>

（第1項省略）

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

<社会福祉法第6条「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」>

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

<社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」>

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

あわせて第6条では、国・地方公共団体の責務として、「福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置」を講じるという従来の責務に加え、新たに第2項として「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置」を講じることが追加されました。

さらに、地域生活課題の発見と解決に向けた「包括的な支援体制の整備」について規定した第106条の第3項では、地域住民による地域生活課題の把握のための拠点整備や研修などの施策の充実が規定されています。

一方、図4は、地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制のイメージ図ですが、「地域包括ケアシステム」と同様に、住民に身近な圏域における民間レベルの役割がクローズアップされているのが特徴で、今回策定する地域福祉計画部分においては、こうした要素を具体化し、計画に明記することが必要になっています。

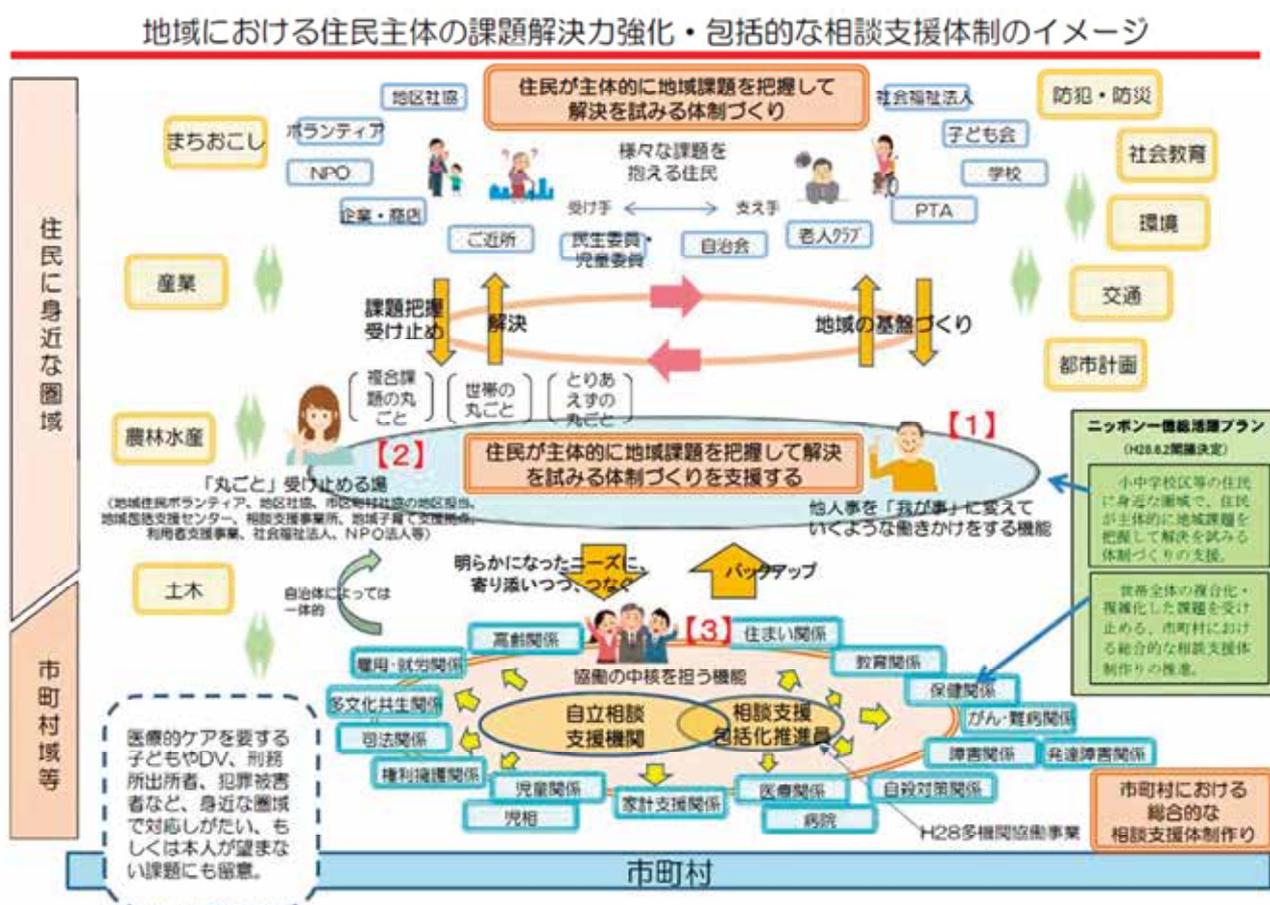


図4 住民主体の課題解決力の強化・包括的な相談支援体制のイメージ（厚生労働省資料より）

3. 地域福祉活動計画とは

福祉といえば、やはり高齢者や児童、障がい者などの分野ごとの法制度や、施設・在宅での専門的なケアサービスを想像しがちですが、私たちの身近な地域には、住民、ボランティアや専門家などが自発的に参加・協力して行う民間レベルの福祉活動（地域福祉活動）が数多く存在しています。「八頭町地域福祉活動計画」は、地域特性や生活課題の動向を踏まえながら、今後の八頭町における地域福祉活動をどう進めるべきか、基本的な方向性を示すものです。

行政計画と異なる地域福祉活動計画の特徴は、「住民の、住民による、住民のための行動計画」という、住民自身の課題解決力（住民自治の力）の強化・発展を目指す点にあります。そのため計画づくりの主体もまた住民自身であり、公私の福祉関係者や学識経験者の協力のもとで、多数の住民の参加を得ながら合意形成が進められています。

住民の役割がクローズアップされているのが地域福祉活動計画の大きな特徴ですが、福祉に関する専門的な知識や経験が少ない住民だけで、計画を立案したり推進してゆくには限界があります。財源という点でも制約が大きいのは言うまでもありません。そのため、計画の立案に向けた専門的な支援を行う機関として社会福祉協議会の役割が重要となります。また、財政的な支援としては共同募金などの寄付金を活用するとともに、時には行政からの補助金も必要になる場合があります。こうしたことから、民間計画である地域福祉活動計画は、地域福祉推進の中核を担う民間の専門機関である社協が中心となり、住民やボランティア、保健福祉の関係機関・団体などの参加と協力を求めて策定されてきました。

今後、計画を実施する段階では、地域での安心・安全な暮らしを実現するために何ができるかを一人ひとりが考え、自発的に行動に移すことがより必要となります。そこで、八頭町地域福祉推進計画が示す基本的な方向性を踏まえつつ、地区単位で設立されている「まちづくり委員会」がコミュニティプランである「地区福祉活動計画」を策定することを地域福祉活動計画部分に盛り込み、それぞれのまちづくり委員会が、専門機関や団体の協力と参加のもとで、P（Plan／計画）－D（Do／実施）－C（Check／評価）－A（Action／見直し）のサイクルを確立させ、自立した組織づくりと活動展開が可能になることを目指しています。

コラム 社会福祉協議会と地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民・ボランティア・福祉事業者・福祉団体などの参画を得て組織されることを特徴とした民間非営利組織です。社会福祉協議会の基本的な性格として、住民主体の理念に基づき地域の福祉課題の解決に取り組むこと、住民の福祉活動の組織化を進めること、社会福祉を目的とする民間組織・住民と連携して取り組むことがあり、地域福祉活動計画を策定・推進するにあたっては中心的な役割を担うことが期待されています。

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

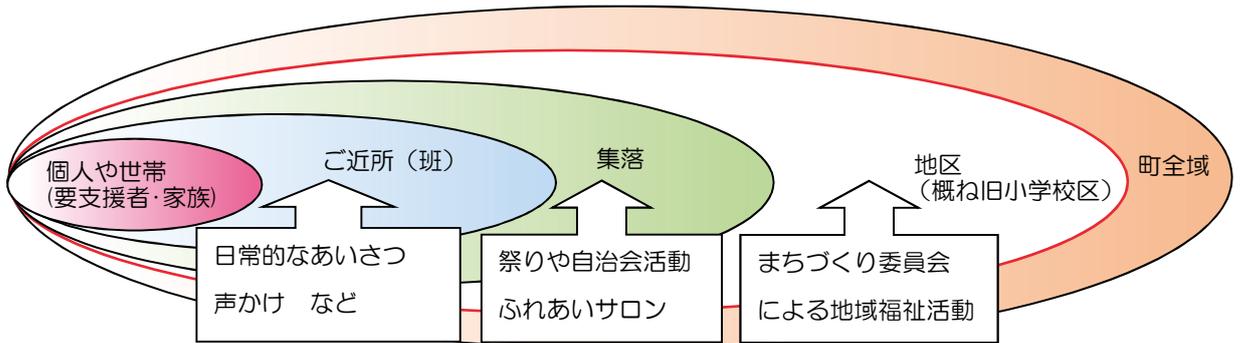
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

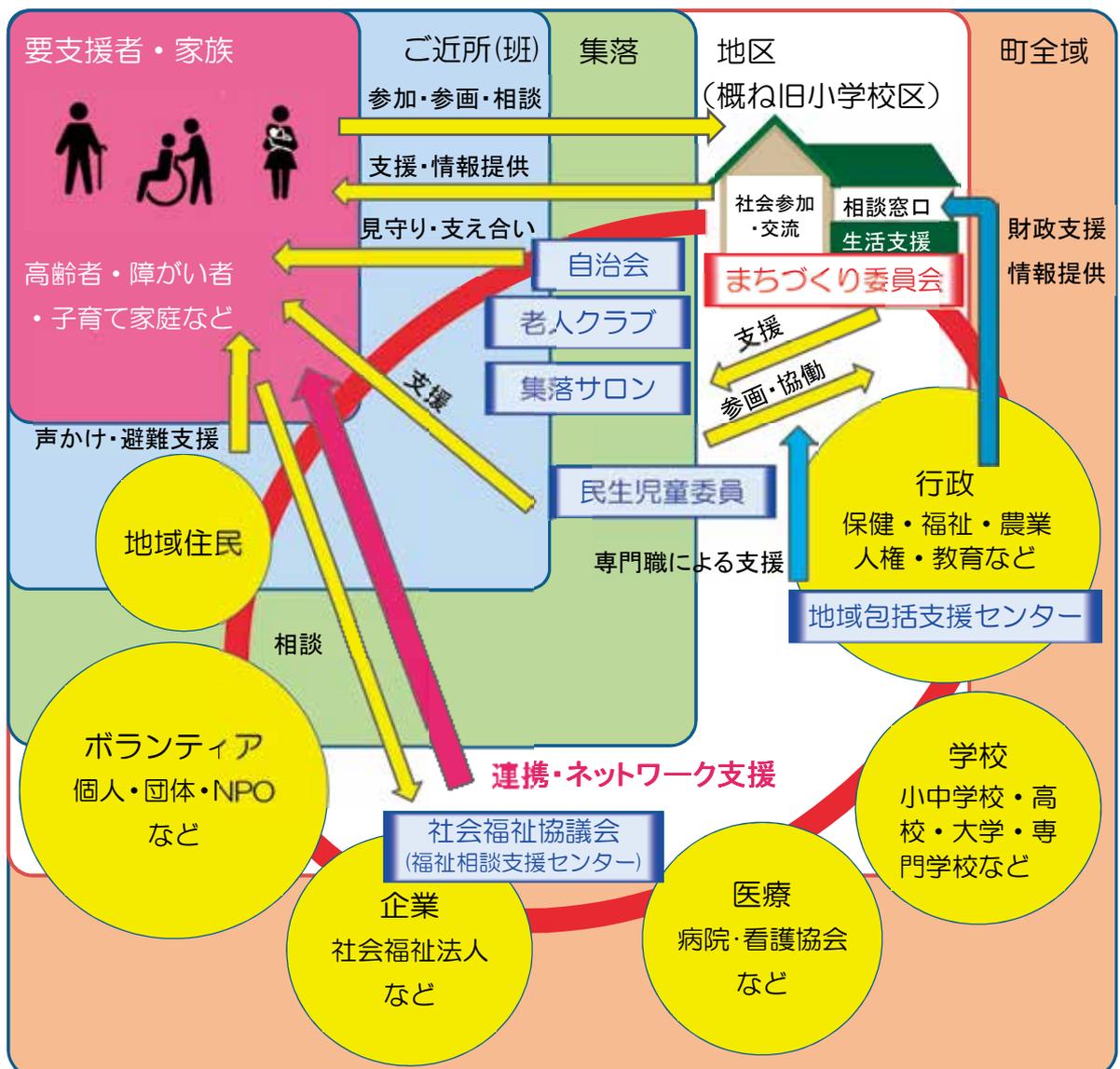
4. 地域福祉における重層的な圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取り組みを展開する「地域」の範囲は、取り組みや内容により様々な形態が考えられますが、本計画における「地域」の範囲は、基本的には八頭町全域を対象としており、町民生活に最も身近な範囲といえる「近隣」や「集落」、またこれらが集まった「地区（概ね旧小学校区）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。地域福祉計画では、地域の課題への取り組みについて、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

【地域のとらえ方のイメージ】



【地域福祉の相関図】



上記の地域福祉の相関図は福祉活動の関係を示したものです。支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭などを対象に行われる支援は、ご近所での日常的なあいさつや声掛けなどのゆるやかな見守り、集落を中心に行われる、自治会や老人クラブ、集落サロンなどの活動による見守りや支え合いがあります。それに加え、地区を基盤に活動するまちづくり委員会を中心に社会参加や交流の場、相談窓口機能を強化するとともに、行政、学校、医療機関、社会福祉法人の専門職、近隣住民、集落、民生児童委員、ボランティアなど様々な主体が連携する新たなネットワーク支援体制をイメージしています。

5. 計画期間

この計画は、2018年度から2023年度までの6年間です。

また、本計画の達成状況や他の計画の動向、社会情勢の変化、新たに生じた課題に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第2次総合計画（2015年度～）									
基本計画（前期）				基本計画（後期）					
地域福祉計画 地域福祉活動計画	地域福祉推進計画 （第2期地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画）								
	第7期介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画				第8期介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画				
第2次障害者計画（2015年度～）									
第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画				第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画				
第2次健康づくり計画 健康やす21（2014年度～）									
次世代育成支援 行動計画	子ども・子育て支援事業計画								

6. 計画の策定プロセスと住民参加

計画策定にあたっては、地域住民や福祉団体の代表の方に参加いただき、「策定委員会」を開催するとともに、福祉団体や福祉専門職の方等のヒアリングやパブリックコメントの募集を行い、意見や提案を計画に反映させていただきました。

<p>地域福祉計画策定委員会</p> <p>(注) 第6回以降、地域福祉活動計画策定委員会と合同開催。</p>	<p>第1回 2017年6月26日(月) ・第1期地域福祉計画の評価・課題と施策の動向</p> <p>第2回 2017年8月7日(月) ・ヒアリング等により明らかになった地域課題</p> <p>第3回 2017年9月25日(月) ・ヒアリング等により明らかになった地域課題</p> <p>第4回 2017年11月27日(月) ・骨子案の検討</p> <p>第5回 2018年1月29日(月) ・骨子案の検討</p> <p>第6回 2018年3月29日(木) ・地域福祉推進計画(素案)の検討</p> <p>第7回 2018年5月28日(月) ・地域福祉推進計画(案)の承認</p>
<p>地域福祉活動計画策定委員会</p> <p>(注) 第3回以降、地域福祉計画策定委員会と合同開催。</p>	<p>第1回 2018年2月7日(水) ・地域福祉活動計画の骨子案について</p> <p>第2回 2018年2月21日(水) ・地域福祉活動計画(案)について</p> <p>第3回 2018年3月29日(木) ・地域福祉推進計画(素案)の検討</p> <p>第4回 2018年5月28日(月) ・地域福祉推進計画(案)の承認</p>
<p>団体ヒアリング</p>	<p>2017年6月13日(火) まちづくり委員会(6地区)</p> <p>2017年6月20日(火) まちづくり委員会(3地区)</p> <p>2017年6月19日～7月13日 地区別連絡会(14地区)</p> <p>2017年7月10日(月) 障がい者団体</p> <p>2017年8月4日(木) 老人クラブ、民生児童委員協議会</p>
<p>福祉専門職ヒアリング</p>	<p>2017年8月10日(木) 介護福祉専門職</p> <p>2017年8月29日(火) 児童福祉専門職</p> <p>2017年9月26日(火) 障がい福祉専門職</p>
<p>パブリックコメント</p>	<p>2018年4月9日(月)～5月8日(火)</p>

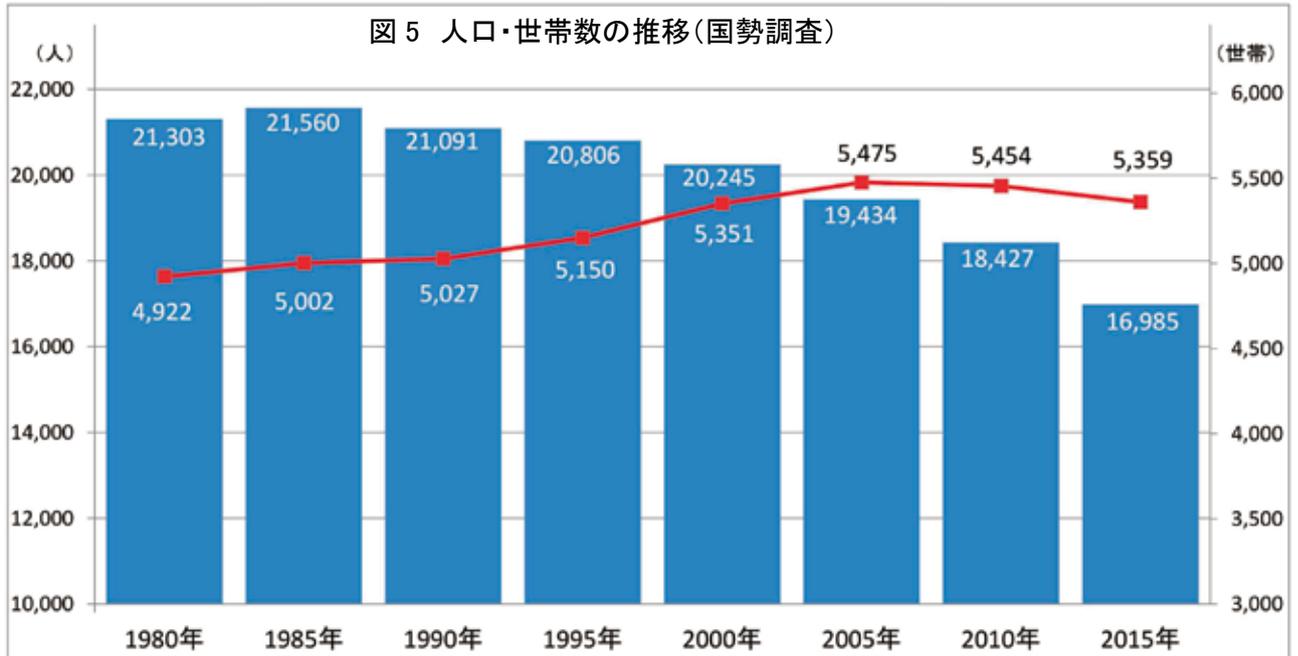
第2章 八頭町の現状と課題

1. 八頭町の地域分析

(1) 人口動態（人口・世帯数・少子高齢化）

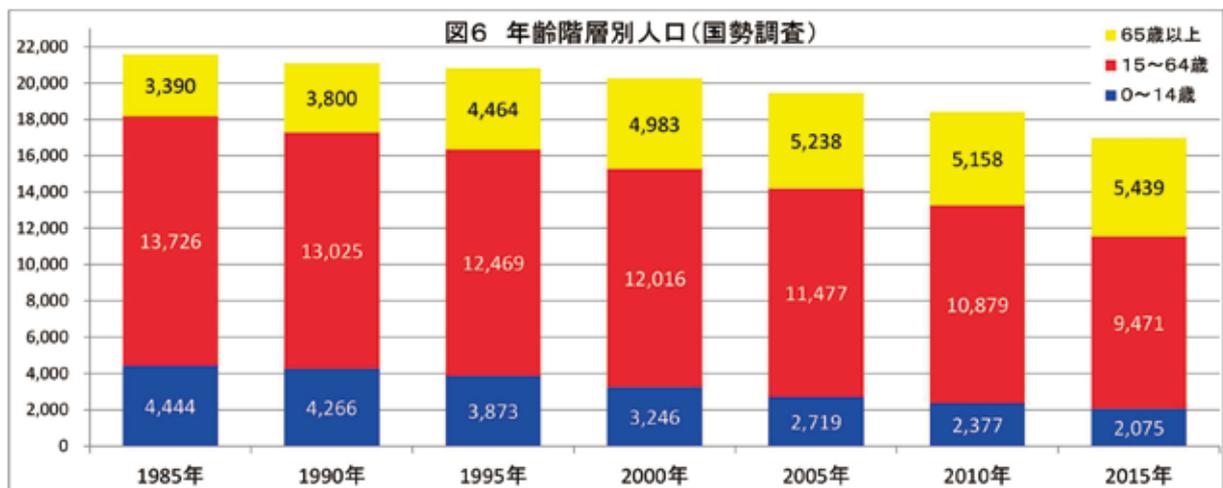
① 人口・世帯数の推移

人口は、1985年をピークに減少を続けており、2015年現在で16,985人まで減少しました。また、世帯数は、これまで一貫して増加していましたが、2005年をピークに減少に転じ2015年現在で5,359世帯となっています。



② 年齢階層別人口

年齢階層別人口をみると、総人口は一貫して減少しているのに対して、65歳以上の人口は増加し続けています。また、64歳以下の人口は減少が続いており、特に14歳以下の人口が半減している状況から、少子高齢化が急激に進んでいるといえます。



③ 地域・地区別にみた人口・世帯数の増減傾向

表1 地域別・地区別にみた人口・世帯数の増減傾向

上段:人口/下段:世帯数

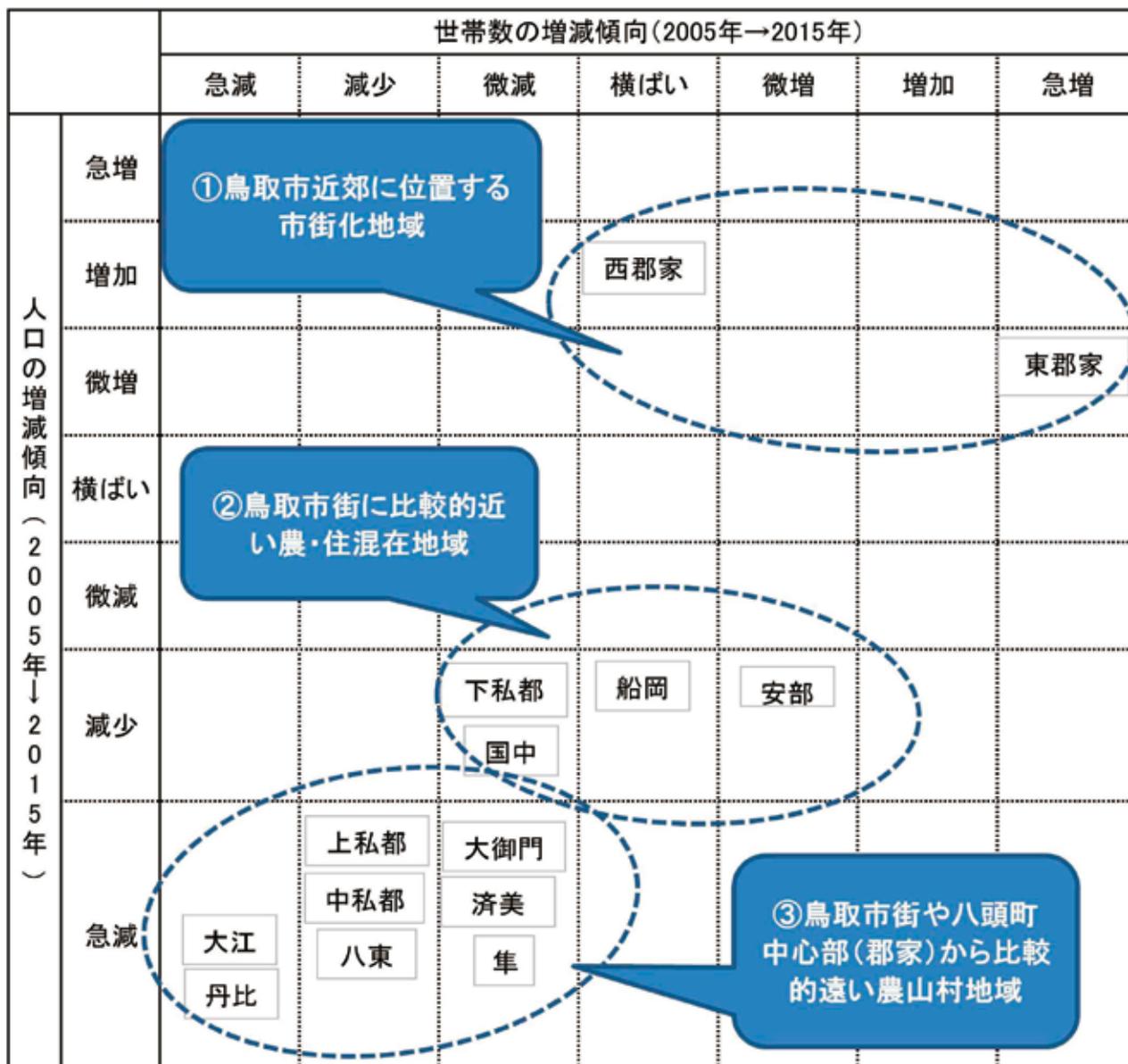
		2005年	2010年	2015年	2005年	2010年	2015年	増減	傾向
八頭町		19,434	18,427	16,985	100	94.8	87.4	△ 12.6	▼▼
		5,475	5,454	5,359	100	99.6	97.9	△ 2.1	▼
郡家地域		10,140	9,912	9,397	100	97.8	92.7	△ 7.3	▼
		2,871	2,922	2,907	100	101.8	101.3	1.3	—
船岡地域		4,220	3,944	3,515	100	93.5	83.3	△ 16.7	▼▼▼
		1,166	1,149	1,126	100	98.5	96.6	△ 3.4	▼
八東地域		5,074	4,571	4,073	100	90.1	80.3	△ 19.7	▼▼▼
		1,438	1,383	1,326	100	96.2	92.2	△ 7.8	▼▼
郡家	上私都	620	566	502	100	91.3	81.0	△ 19.0	▼▼▼
		180	172	162	100	95.6	90.0	△ 10.0	▼▼
	中私都	982	877	792	100	89.3	80.7	△ 19.3	▼▼▼
		264	257	248	100	97.3	93.9	△ 6.1	▼▼
	下私都	882	802	754	100	90.9	85.5	△ 14.5	▼▼
		212	205	201	100	96.7	94.8	△ 5.2	▼
	東郡家	1,651	1,840	1,768	100	111.4	107.1	7.1	△
		490	548	549	100	111.8	112.0	12.0	△△△
	西郡家	3,039	3,005	2,996	100	98.9	98.6	△ 1.4	—
		891	914	949	100	102.6	106.5	6.5	△△
	国中	2,140	2,030	1,884	100	94.9	88.0	△ 12.0	▼▼
		614	610	584	100	99.3	95.1	△ 4.9	▼
	大御門	826	792	701	100	95.9	84.9	△ 15.1	▼▼▼
		220	216	214	100	98.2	97.3	△ 2.7	▼
船岡	大江	697	638	531	100	91.5	76.2	△ 23.8	▼▼▼
		214	203	191	100	94.9	89.3	△ 10.7	▼▼▼
	済美	535	492	432	100	92.0	80.7	△ 19.3	▼▼▼
		144	139	139	100	96.5	96.5	△ 3.5	▼
	船岡	1,780	1,714	1,536	100	96.3	86.3	△ 13.7	▼▼
		483	494	484	100	102.3	100.2	0.2	—
	隼	1,208	1,100	1,016	100	91.1	84.1	△ 15.9	▼▼▼
		325	313	312	100	96.3	96.0	△ 4.0	▼
八東	安部	1,005	942	903	100	93.7	89.9	△ 10.1	▼▼
		264	266	279	100	100.8	105.7	5.7	△
	八東	1,568	1,399	1,188	100	89.2	75.8	△ 24.2	▼▼▼
		452	435	411	100	96.2	90.9	△ 9.1	▼▼
	丹比	2,501	2,230	1,982	100	89.2	79.2	△ 20.8	▼▼▼
		722	682	636	100	94.5	88.1	△ 11.9	▼▼▼

注1) 世帯数・人口とも国勢調査(基準日は10月1日)のデータを使用

注2) 世帯数・人口の増減率は2005年と2015年の対比で計算

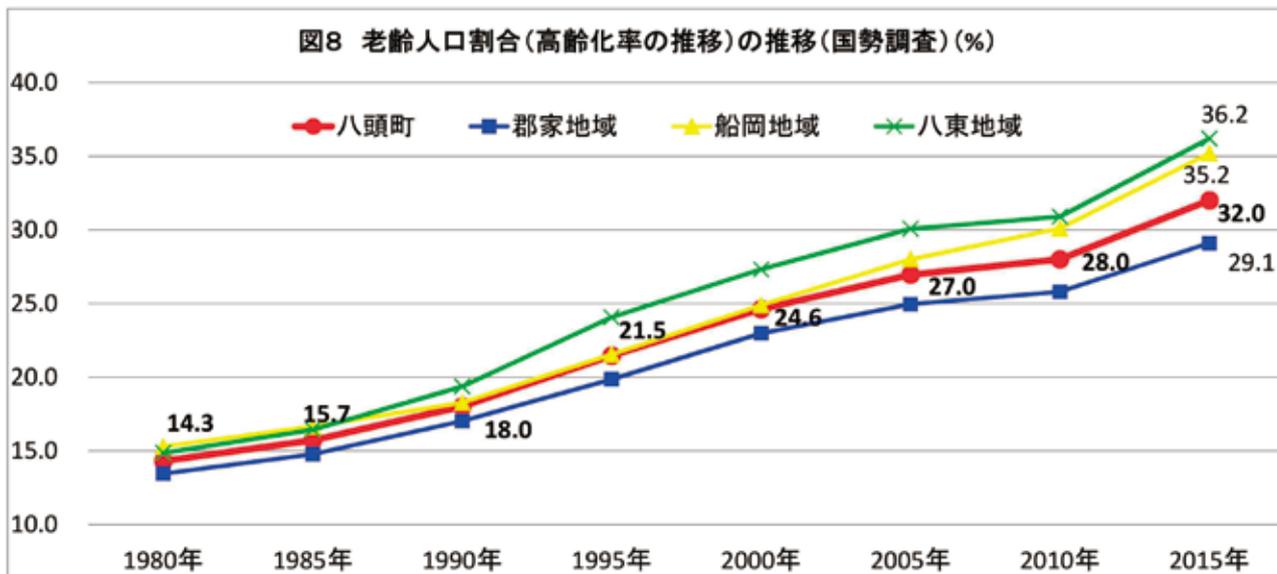
表1は、八頭町の人口・世帯数の増減傾向を、地区（概ね旧小学校区）の単位で示したものです。2005年から10年間で町全体の人口が12.6ポイントと大きく減少したのに対して、町全体の世帯数は2.1ポイントとわずかな減少となっています。しかし、地区別に見ると、人口や世帯数が増加している東西の郡家地区から、大江、丹比地区のように人口が急減し世帯数も急減している地区まで多様です。また、人口・世帯数の増減割合に従って14の地区を図7のように展開してみると、その程度の違いによって3つのグループができることが分かります。

図7 八頭町の地域類型分析



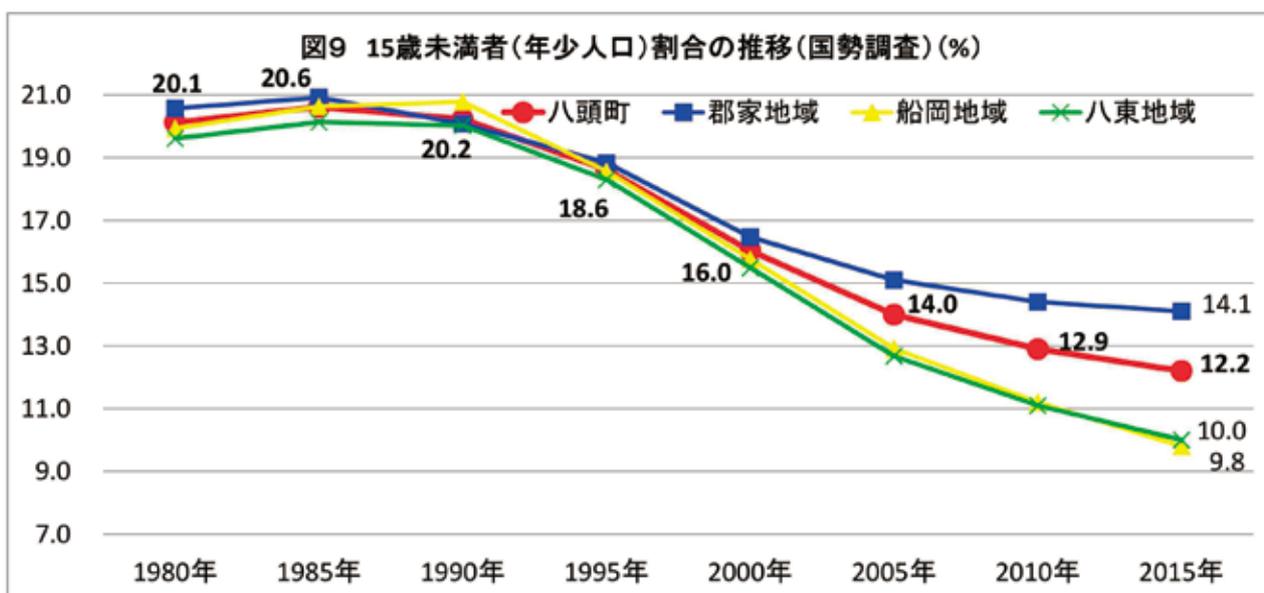
④ 高齢化の動向

1980年に14.3%だった町の高齢化率は、2015年にはおよそ2.2倍の32.0%まで上昇しています。地域別では八東地域が36.2%と最も高く、最も低い郡家地域の29.1%に対して7ポイント以上の差が生じています。特に船岡・八東地域の最近5年間の伸びが著しくなっています。



⑤ 少子化の動向

年少人口(15歳未満の子ども)割合の推移をみると、1985年の20.6%をピークに減少を続け、30年後の2015年には12.2%と8.4ポイント減少しています。地域別では、郡家地域の年少人口割合が最も高く、船岡、八東地域では急激に減少しています。



⑥ 集落別にみた高齢化の動向

八頭町の少子高齢化の推移については、特に高齢化の進み方に地域差が大きいことを確認しましたが、地域よりも小さな「集落」という単位でみると、その違いはさらに鮮明になります。特に集落の高齢化率が50%を超えると、集落の自治活動や祭等の共同作業が維持できなくなり、コミュニティそのものの衰退が加速する限界集落化が危惧されています。

2015年10月1日現在の国勢調査をみると、八頭町内には高齢化率が既に45%を超えた集落が16カ所あります。またその一手手前の40%以上45%未満の集落は18カ所存在しています。ただし、宮谷や下町、上町、北山集落については、集落内に高齢者入所施設等があり、高齢化率を押し上げていると考えられます。高齢化率の高い集落の多くは、八頭町の中心部から比較的距離があり、かつ公共交通が不便な中山間地域に存在しています。こうした集落については、コミュニティ活動の維持や再生に取り組むことが差し迫った課題となっています。

(参考) 集落別にみた高齢化の現状 (2015年10月1日現在) 国勢調査

高齢化率	45%以上集落	40%以上 45%未満集落
郡家地域	姫路、明辺、山志谷、覚王寺、宮谷 土師百井	麻生、福地、別府、上峰寺
船岡地域		大江、塩上、下町、上町、下濃、見槻
八東地域	安井宿、佐崎、奥野、茂谷、清徳、 三山口、小畑団地、重枝、中、稗谷	上日下部、下日下部、小別府、皆原、三浦、 南団地、志谷、北山

(2) 就業構造

八頭町全体の就業者数は、2005年から2015年までの10年間で1,509人減少しており、勤労世代の空洞化が進むことで地域経済の停滞傾向に拍車がかかることが懸念されます。職業分類で見ると、農業従事者は10年間で627人減少しており、高齢化の進展とともに急速に農業離れが進んでいます。そのため、新たな担い手づくりなど農業の維持・活性化をどう進めるかが大きな課題になっています。また、製造業(480人減)、建設業(362人減)、卸売・小売業(322人減)も減少しており、公共工事の減少やリーマンショック以降の業績悪化などによる廃業や離職が考えられます。一方で、介護サービス事業者の増加を背景に、医療・福祉は247人増となっています。

農業が衰退傾向にある一方で、八頭町ではこの10年間に第三次産業化・サラリーマン化が進み、住民の就業構造に大きな変化が生じています。例えば、代表的な産業のうち就業率が低下しているものは、農業(20.0%→16.3%:3.7%減)、建設業(10.6%→8.3%:2.3%減)、製造業(17.7%→15.3%:2.4%減)です。農業への就業率が最も減少しているのは船岡地域(5.6%減)で、一方、製造業への就業割合が最も減少しているのは八東地域(2.9%減)です。建設業については船岡地域が最も減少率が高く3.2%となっています。反対に就業率が増加している業種は、医療・福祉(9.7%→14.1%:4.4%増)、飲食店・宿泊業(2.0%→3.0%:1.0%増)です。

表2 地域別にみた就業構造の変化(国勢調査:2005年→2015年)

		総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	公務(他に分類させないもの)	分類不能の産業	
																				2005年
実数(人)	八頭町	2005年	10,443	2,087	31	3	0	1,102	1,847	23	340	1,465	190	26	213	1,009	387	1,235	445	40
		2015年	8,934	1,460	50	3	1	740	1,367	29	365	1,143	182	50	265	1,256	376	1,078	396	173
		増減	▲1,509	▲627	19	0	1	▲362	▲480	6	25	▲322	▲8	24	52	247	▲11	▲157	▲49	133
	郡家地域	2005年	5,372	927	5	2	0	526	960	12	201	818	116	11	98	562	187	670	242	35
		2015年	4,963	717	24	2	1	388	768	16	214	688	115	32	148	726	202	595	237	90
		増減	▲409	▲210	19	0	1	▲138	▲192	4	13	▲130	▲1	21	50	164	15	▲75	▲5	55
	船岡地域	2005年	2,287	439	8	0	0	285	415	5	58	332	29	4	38	219	96	265	94	0
		2015年	1,820	248	13	0	0	170	295	4	69	232	25	5	62	255	82	224	76	60
		増減	▲467	▲191	5	0	0	▲115	▲120	▲1	11	▲100	▲4	1	24	36	▲14	▲41	▲18	60
	八東地域	2005年	2,784	721	18	1	0	291	472	6	81	315	45	11	77	228	104	300	109	5
		2015年	2,151	495	13	1	0	182	304	9	82	223	42	13	55	275	92	259	83	23
		増減	▲633	▲226	▲5	0	0	▲109	▲168	3	1	▲92	▲3	2	▲22	47	▲12	▲41	▲26	18
割合(%)	八頭町	2005年	100%	20.0%	0.3%	0.0%	0.0%	10.6%	17.7%	0.2%	3.3%	14.0%	1.8%	0.2%	2.0%	9.7%	3.7%	11.8%	4.3%	0.4%
		2015年	100%	16.3%	0.6%	0.0%	0.0%	8.3%	15.3%	0.3%	4.1%	12.8%	2.0%	0.6%	3.0%	14.1%	4.2%	12.1%	4.4%	1.9%
		増減		▲3.7	0.3	0.0	0.0	▲2.3	▲2.4	0.1	0.8	▲1.2	0.2	0.4	1.0	4.4	0.5	0.3	0.1	1.5
	郡家地域	2005年	100%	17.3%	0.1%	0.0%	0.0%	9.8%	17.9%	0.2%	3.7%	15.2%	2.2%	0.2%	1.8%	10.5%	3.5%	12.5%	4.5%	0.7%
		2015年	100%	14.4%	0.5%	0.0%	0.0%	7.8%	15.5%	0.3%	4.3%	13.9%	2.3%	0.6%	3.0%	14.6%	4.1%	12.0%	4.8%	1.8%
		増減		▲2.9	0.4	0.0	0.0	▲2.0	▲2.4	0.1	0.6	▲1.3	0.1	0.4	1.2	4.1	0.6	▲0.5	0.3	1.1
	船岡地域	2005年	100%	19.2%	0.3%	0.0%	0.0%	12.5%	18.1%	0.2%	2.5%	14.5%	1.3%	0.2%	1.7%	9.6%	4.2%	11.6%	4.1%	0.0%
		2015年	100%	13.6%	0.7%	0.0%	0.0%	9.3%	16.2%	0.2%	3.8%	12.7%	1.4%	0.3%	3.4%	14.0%	4.5%	12.3%	4.2%	3.3%
		増減		▲5.6	0.4	0.0	0.0	▲3.2	▲1.9	0.0	1.3	▲1.8	0.1	0.1	1.7	4.4	0.3	0.7	0.1	3.3
	八東地域	2005年	100%	25.9%	0.6%	0.0%	0.0%	10.5%	17.0%	0.2%	2.9%	11.3%	1.6%	0.4%	2.8%	8.2%	3.7%	10.8%	3.9%	0.2%
		2015年	100%	23.0%	0.6%	0.0%	0.0%	8.5%	14.1%	0.4%	3.8%	10.4%	2.0%	0.6%	2.6%	12.8%	4.3%	12.0%	3.9%	1.1%
		増減		▲2.9	0.0	0.0	0.0	▲2.0	▲2.9	0.2	0.9	▲0.9	0.4	0.2	▲0.2	4.6	0.6	1.2	0.0	0.9

(3) 世帯構造

① 世帯構造の変化

八頭町の世帯構造は、2015年現在で三世帯世帯が22.5%と核家族に次いで多く、逆に単独世帯は17.0%で県平均(29.5%)の半分強に留まるといふ、典型的な農村型の特徴を示しています。しかしながら、三世帯世帯の割合は2005年から2015年までの10年間で県(5.4%減)の約2倍にあたる9.2%も減少しています。一方で核家族の割合は51.9%まで上昇し、さらに絶対数は少ないものの単独世帯も着実に増えており、家族規模の縮小が顕著に進んでいるといえます。

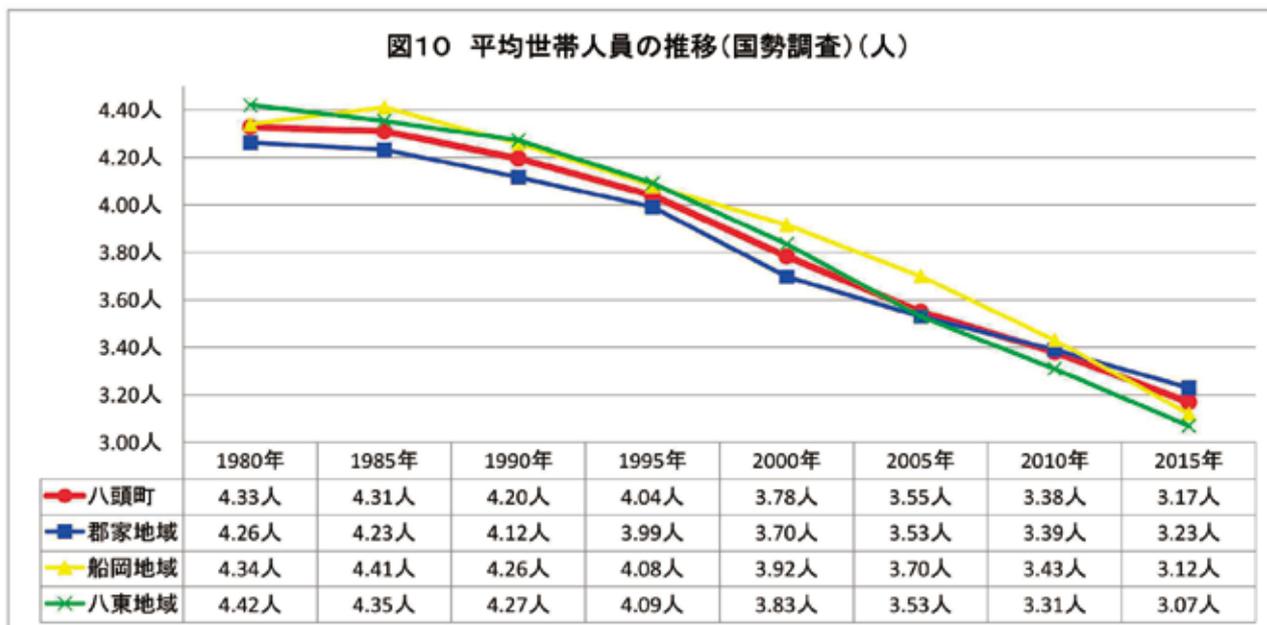
地域別にその特徴をみると、郡家地域の核家族世帯の割合は既に県と同水準まで増加しており、その内訳も夫婦と子どもの世帯の割合が県よりも高く、町の内外から比較的若い子育て世代の家族が流入していることが伺われます。一方、船岡・八東地域では、三世帯世帯の割合は2005年から2015年までの10年間で約11%も減少し、町の平均(22.5%)に近くなっています。また、船岡地域は、過疎化と高齢化の進展を背景に3地域の中で単独世帯の増加率が6.5ポイントと最も高くなっています。

表3 八頭町の世帯構造(一般世帯)の変化(国勢調査:2005年→2015年)

国勢調査		(A、D合計) 一般世帯数	A 単独世帯	B 核家族世帯	核家族内訳			C 三世帯世帯	D その他の世帯		
					① 夫婦のみ世帯	② 夫婦と子供	③ その他				
実数(人)	鳥取県	2005年	208,526	52,804	107,907	36,988	51,933	18,986	35,934	11,881	
		2015年	216,244	63,773	114,842	40,629	51,954	22,259	25,471	12,158	
		増減	7,718	10,969	6,935	3,641	21	3,273	▲10,463	277	
	八頭町	2005年	5,469	737	2,547	774	1,279	494	1,735	450	
		2015年	5,349	907	2,778	879	1,325	574	1,202	462	
		増減	▲120	170	231	105	46	80	▲533	12	
	郡家地域	2005年	2,866	381	1,439	413	759	267	829	217	
		2015年	2,902	449	1,609	473	821	315	622	222	
		増減	36	68	170	60	62	48	▲207	5	
	船岡地域	2005年	1,166	132	532	160	267	105	401	101	
		2015年	1,123	200	555	184	249	122	256	112	
		増減	▲43	68	23	24	▲18	17	▲145	11	
	八東地域	2005年	1,437	224	576	201	253	122	505	132	
		2015年	1,324	258	614	222	255	137	324	128	
		増減	▲113	34	38	21	2	15	▲181	▲4	
	割合(%)	鳥取県	2005年	100%	25.3%	51.7%	17.7%	24.9%	9.1%	17.2%	5.8%
			2015年	100%	29.5%	53.1%	18.8%	24.0%	10.3%	11.8%	5.6%
			増減		4.2%	1.4%	1.1%	▲0.9%	1.2%	▲5.4%	▲0.2%
八頭町		2005年	100%	13.5%	46.6%	14.2%	23.4%	9.0%	31.7%	8.2%	
		2015年	100%	17.0%	51.9%	16.4%	24.8%	10.7%	22.5%	8.6%	
		増減		3.5%	5.3%	2.2%	1.4%	1.7%	▲9.2%	0.4%	
郡家地域		2005年	100%	13.3%	50.2%	14.4%	26.5%	9.3%	28.9%	7.6%	
		2015年	100%	15.5%	55.4%	16.3%	28.3%	10.8%	21.4%	7.7%	
		増減		2.2%	5.2%	1.9%	1.8%	1.5%	▲7.5%	0.1%	
船岡地域		2005年	100%	11.3%	45.6%	13.7%	22.9%	9.0%	34.4%	8.7%	
		2015年	100%	17.8%	49.4%	16.4%	22.2%	10.8%	22.8%	10.0%	
		増減		6.5%	3.8%	2.7%	▲0.7%	1.8%	▲11.6%	1.3%	
八東地域		2005年	100%	15.6%	40.1%	14.0%	17.6%	8.5%	35.1%	9.2%	
		2015年	100%	19.5%	46.4%	16.8%	19.3%	10.3%	24.5%	9.6%	
		増減		3.9%	6.3%	2.8%	1.7%	1.8%	▲10.6%	0.4%	

② 平均世帯人員の動向

三世帯世帯の減少や核家族化、単身化という世帯構造の変化により、八頭町の1世帯当たりの人数は1985年から2015年までの35年間で1.16人減少して3.17人となっています。特に八東地域では、減少が著しく4.42人から3.07人へと1.35人減となっています。世帯人員の減少は、家族の中で看護や保育・介護等が必要になった際に、それを担う力が低下することを意味しており、八頭町でも家族のケア基盤が脆弱化しているといえます。



③ 高齢者のいる世帯の構造

表4 65歳以上の高齢者のいる世帯の特徴(国勢調査:2005年→2015年)

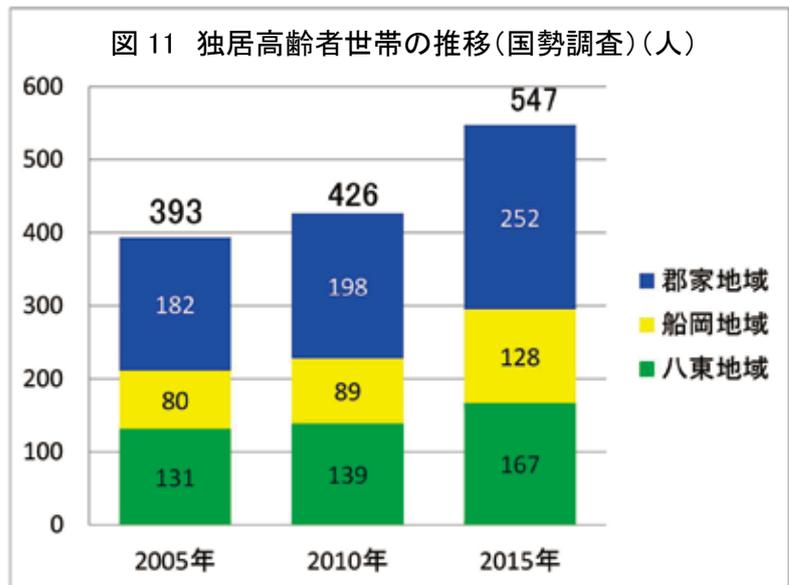
		高齢者のいる (A/D合計)	核家族内訳					C 三世帯世帯	D その他の世帯	
			A 高齢単独世帯	B 核家族世帯	① 高齢夫婦世帯	② 高齢夫婦と子供	③ その他			
実数 (人)	八頭町	2005年	3,420	393	1,073	483	321	269	1,572	382
		2015年	3,451	547	1,415	623	432	360	1,084	405
		増減	31	154	342	140	111	91	▲488	23
	郡家地域	2005年	1,604	182	502	230	149	123	742	178
		2015年	1,681	252	690	312	210	168	552	187
		増減	77	70	188	82	61	45	▲190	9
	船岡地域	2005年	787	80	259	109	89	61	364	84
		2015年	803	128	339	143	114	82	237	99
		増減	16	48	80	34	25	21	▲127	15
	八東地域	2005年	1,029	131	312	144	83	85	466	120
		2015年	967	167	386	168	108	110	295	119
		増減	▲62	36	74	24	25	25	▲171	▲1
割合 (%)	八頭町	2005年	100%	11.5%	31.4%	14.1%	9.4%	7.9%	46.0%	11.1%
		2015年	100%	15.9%	41.0%	18.1%	12.5%	10.4%	31.4%	11.7%
		増減		4.4%	9.6%	4.0%	3.1%	2.5%	▲14.6%	0.6%
	郡家地域	2005年		11.3%	31.3%	14.3%	9.3%	7.7%	46.3%	11.1%
		2015年		15.0%	41.0%	18.6%	12.5%	10.0%	32.8%	11.1%
		増減		3.7%	9.7%	4.3%	3.2%	2.3%	▲13.5%	0.0%
	船岡地域	2005年		10.2%	32.9%	13.9%	11.3%	7.8%	46.3%	10.7%
		2015年		15.9%	42.2%	17.8%	14.2%	10.2%	29.5%	12.3%
		増減		5.7%	9.3%	3.9%	2.9%	2.4%	▲16.8%	1.6%
	八東地域	2005年		12.7%	30.3%	14.0%	8.1%	8.3%	45.3%	11.7%
		2015年		17.3%	39.9%	17.4%	11.2%	11.4%	30.5%	12.3%
		増減		4.6%	9.6%	3.4%	3.1%	3.1%	▲14.8%	0.6%

すべての世帯から 65 歳以上高齢者のいる世帯を抽出した場合、三世帯世帯が 2005 年から 2015 年までの 10 年間で 488 世帯も減少しており、このことから家庭内での看護や保育、介護等の力が弱まっていることがうかがえます。一方、高齢夫婦世帯が 140 世帯増、高齢単独世帯が 154 世帯増と大幅に増加しています。こうしたことを背景に老々介護や孤独死といった事案が増えており、今後は地域でのきめ細かな見守り体制をより積極的に構築していく必要があるといえます。

④ 独居高齢者数の推移

国勢調査をみると独居高齢者世帯の増減は、高齢者のいる世帯全体に占める割合はまだ少ないものの、図 11 のように 2005 年から 2010 年までの 5 年間で 33 人の増加であったのに対し、2010 年から 2015 年までの 5 年間は 121 人増加しており、今後もその数は急増することが予想されます。

誰にも看取られず亡くなられて発見される孤独死が、毎年数件報告されており、早期発見のための仕組みが必要です。



(4) 住民の横のつながりの指標

① 老人クラブの組織状況

地域における住民の横のつながりの現状を理解するために、まず老人クラブの加入状況を確認してみると、2005 年からの 10 年間で、加入対象である 60 歳以上の者の数は 670 人増加しているにもかかわらず、クラブ数は 22 減少、会員数は 1,251 人も減少しました。加入率も 73.6%から 49.6%へと 24 ポイントの大幅減となっています。また地域別にみると、高齢化が最も進んでいる八東地域で会員数・加入率が 10 年間で 3 分の 1 になっています。これまで地域における高齢者どうしの支えあいを育んできた老人クラブ活動は、急速に衰退しつつあることが分かります。

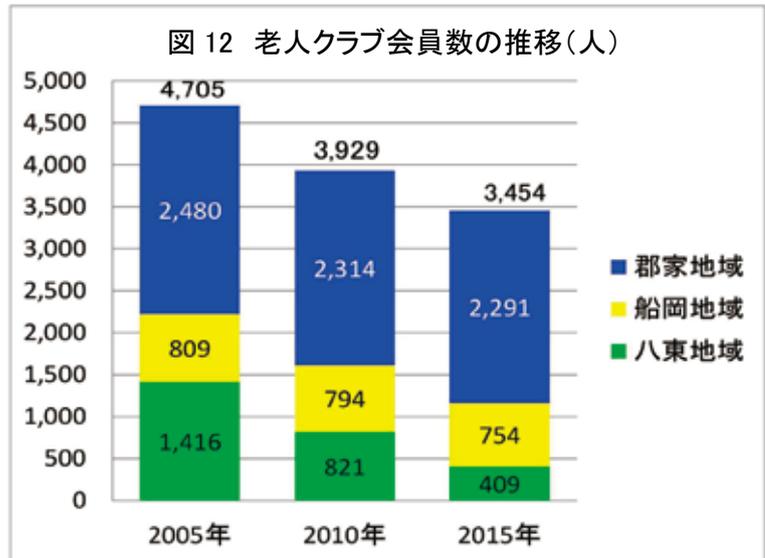
表5 老人クラブの組織状況

		2005 年	2010 年	2015 年
八頭町	クラブ数	98	91	76
	会員数	4,705	3,929	3,454
	対象者数	6,288	6,675	6,958
	加入率	73.6%	58.2%	49.6%
郡家地域	クラブ数	53	53	51
	会員数	2,480	2,314	2,291
	対象者数	3,077	3,294	3,486
	加入率	80.6%	70.2%	65.7%
船岡地域	クラブ数	12	13	13
	会員数	809	794	754
	対象者数	1,427	1,549	1,587
	加入率	56.7%	51.3%	47.5%
八東地域	クラブ数	33	25	12
	会員数	1,416	821	409
	対象者数	1,784	1,832	1,885
	加入率	79.4%	44.8%	21.7%

※クラブ数、会員数は、各クラブからの申告数。

※対象者数は、60 歳以上の国調人口

※加入率は、対象人口に占める会員の割合

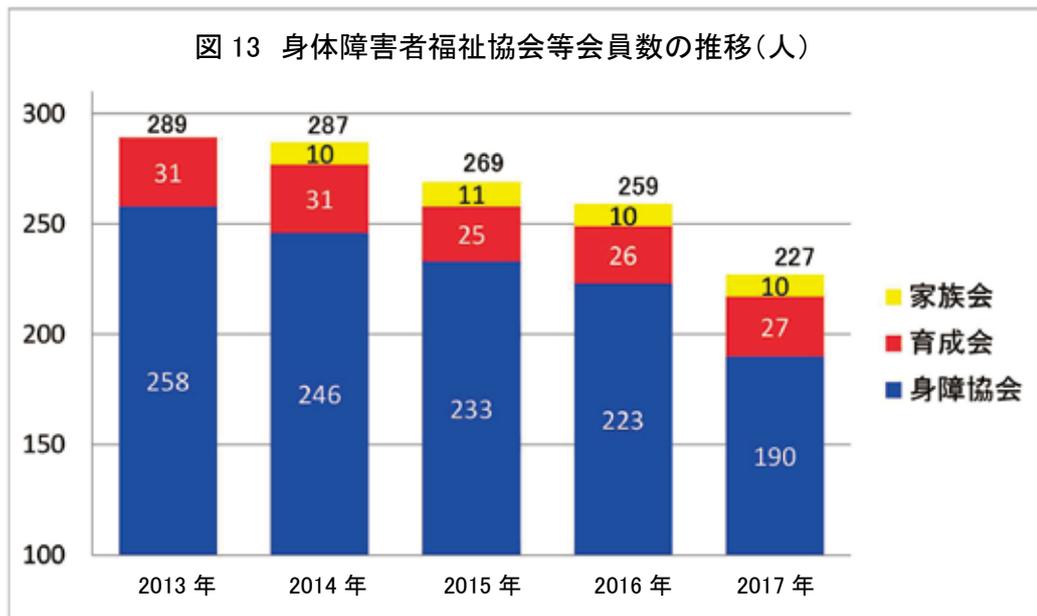


出所)八頭町社会福祉協議会調べ

② 身体障害者福祉協会等会員数の推移

障がい者が地域で支えあって暮らすために重要な役割を果たしているのが当事者団体活動ですが、当事者団体活動もまた老人クラブと同様に衰退傾向が見られます。

図 13 の身体障害者福祉協会の会員数の推移をみると、2013年からの5年間で会員数は、258人から190人と68人も減少しています。高齢者と同様に、障がい者同士の支えあい・横のつながりも弱体化する傾向があります。



出所)八頭町福祉課

③ ボランティア登録者数の推移

老人クラブや障がい者団体といった伝統的なコミュニティ組織の活動基盤は弱体化する一方ですが、地域のつながりを新しく創り出そうとするボランティアとして、地域見守り隊、傾聴ボランティア、手話サークルなどの新たな活動が生まれています。

表6 ボランティア登録者数

	2005年度	2010年度	2015年度
八頭町	694	753	701
郡家地域	265	195	192
船岡地域	162	331	292
八東地域	267	227	217

出所)八頭町社会福祉協議会調べ

(5) 八頭町の主な地域福祉活動の現状

① 民生児童委員の人数と相談受付件数

民生児童委員は町全体で68人の定員に対して任命できていない担当区域ができています。住民の身近な相談窓口として、多様な相談を受ける役割を持つ民生児童委員の不在により、相談件数が2009年度以降、年間1,473件から1,174件へと減少しており、民生児童委員の確保が必要です。

表7 民生児童委員の人数と相談件数

	人数 [実数 (定数)]12月1日現在				相談件数			
	2007年	2010年	2013年	2016年	2006年度	2009年度	2012年度	2015年度
八頭町	68(68)	65(68)	68(68)	62(68)	789	1,473	1,257	1,174
郡家地域	30(30)	29(32)	32(32)	28(32)	205	705	564	439
船岡地域	17(17)	16(16)	16(16)	16(16)	114	369	325	571
八東地域	21(21)	20(20)	20(20)	18(20)	470	399	368	164

出所)八頭町調べ

② 愛の輪協力員の人数

「愛の輪協力員」とは、本人の申し出に従って独居高齢者の見守りを行う近隣ボランティアであり、2015年度現在、184人が配置されていますが、2005年から2015年までの10年間で56人減少しています。

以前は、独居高齢者1人に対して複数の協力員を委嘱していたケースがあったものを、すべて1人に統一したこともありますが、協力員自身が高齢となりできなくなったとき、次の協力員をお願いできないといったことが減少に拍車をかけています。

表8 愛の輪協力員の人数

	2005年度	2010年度	2015年度
八頭町	240	202	184
郡家地域	50	68	63
船岡地域	57	41	27
八東地域	133	93	94

出所)八頭町社会福祉協議会調べ

③ ふれあいサロンの活動現状

「ふれあいサロン」とは、高齢者やボランティアの住民が気軽に集まって、お話をしたり食事をしたりする福祉活動です。高齢者にとっては閉じこもりの防止や介護予防、仲間づくり等の多様な効果が期待でき、援助者にとっても集落単位という立ち上げの容易さと、効率的に高齢者の見守りができるというメリットがあります。高齢者側のニーズと支援する側の活動の手軽さがうまくマッチして設置数が増加しています。八頭町でも1集落に1つ以上のサロンを設置するという考えに基づいて120余りの集落すべてに設置を推進しており、2015年度には約半数の79カ所となっています。

表9 ふれあいサロンの現状

	設置数				参加者数			
	2006年度	2009年度	2012年度	2015年度	2006年度	2009年度	2012年度	2015年度
八頭町	51	64	74	79	1,069	1,548	1,734	1,785
郡家地域	31	37	40	42	762	868	892	894
船岡地域	7	13	18	20	105	322	422	429
八東地域	13	14	16	17	202	358	420	462

出所)八頭町社会福祉協議会調べ

④ 配食サービスの利用者数と配食件数

「配食サービス」もふれあいサロンと同様に住民主体で行われる重要な福祉活動であり、買い物や調理に不安のある高齢者を中心にお弁当を定期的（回数は週数回から月数回まで多様）に届けるものです。今後、高齢化がさらに進んで、買い物や料理に不安のある高齢者が増加することを考えると、高齢者が安心して地域で暮らし続けるのに重要な役割を果たすサービスだといえます。ただ、八頭町においては近年利用者数・配食件数とも大幅に減少する傾向にあります。また、民間の事業者による配食サービスが充実しており、活動の発展に向けた課題集約が望まれます。

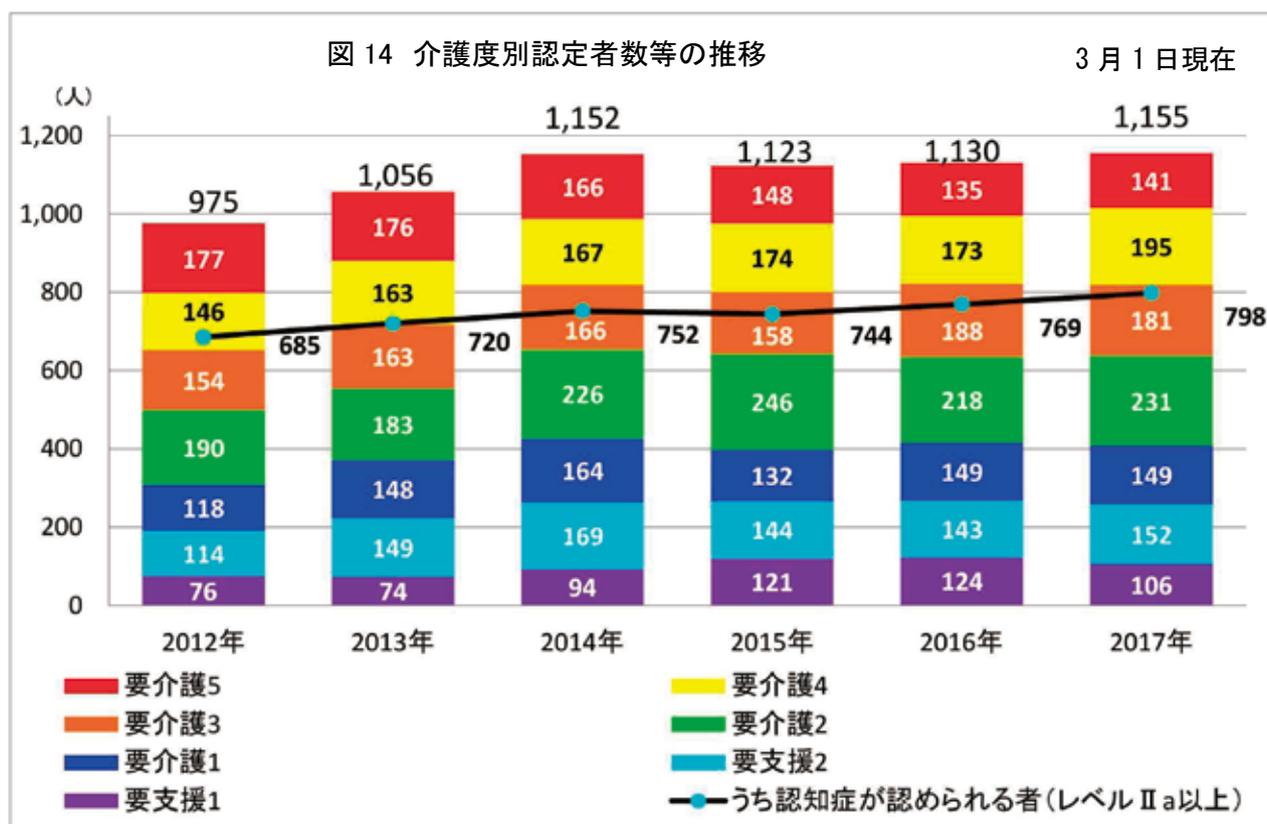
表10 配食サービスの現状

	利用者数				配食件数			
	2006年度	2009年度	2012年度	2015年度	2006年度	2009年度	2012年度	2015年度
八頭町	109	76	55	40	9,176	6,309	4,651	3,109
郡家地域	47	38	17	16	4,707	2,998	1,777	1,678
船岡地域	33	22	24	16	2,031	1,555	1,581	919
八東地域	29	16	14	8	2,438	1,756	1,293	512

出所)八頭町社会福祉協議会調べ

(6) 福祉サービス関係指標

① 介護度別認定者数等の推移



出所)八頭町保健課調べ

2012年から6カ年間にわたる要支援・要介護者の数は、横ばいないしは緩やかに増加しています。一方、75歳以上の高齢者の増加という背景もあり、認知症高齢者の数は大きく増加する傾向にあります。要支援・要介護者に占める認知症高齢者の割合も、認定者の約7割となっており、認知症高齢者を地域で支えるための工夫がより一層求められます。

② 障がい者数の推移

表 11 の手帳保持者数からみると、3 障がいの中では身体障がい者が圧倒的多数を占めています。医療技術の進歩により、ペースメーカーや人工関節等を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、2014 年 4 月から身体障害者手帳の認定基準が変更されたことで新規取得者が減少していると考えられます。反対に精神障がい者は、現代のストレス社会の中でうつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がり患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして就労の際の障がい者雇用枠の設置など社会制度が整備されてきたことが増加の要因と考えられます。

表 11 障がい者(手帳保有者)数の推移 3 月 31 日現在

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
合 計	1,162	1,186	1,154	1,142	1,123
身体障がい者	892	886	847	831	815
知的障がい者	128	130	133	135	127
精神障がい者	142	170	174	176	181

出所)八頭町福祉課調べ

③ 児童扶養手当受給者数の推移

近年、ひとり親家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しています。2010 年 8 月から、支給対象が父子家庭にも拡大されたことから、父子家庭の割合が年々増加しています。

表 12 児童扶養手当受給者数の推移 3 月 31 日現在

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
合 計	140	151	146	143	146
母子家庭	132	140	136	128	130
父子家庭	8	11	10	15	16

出所)八頭町福祉課調べ

④ 生活保護世帯数等の推移

2015 年度から生活困窮者自立支援事業が始まり、寄り添い型の自立支援を行うことで、生活保護に至らないケースが増えたため、生活保護世帯が 2015 年度からは減少しています。

表 13 生活保護世帯数等の推移 3 月 31 日現在

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
生活保護世帯数	95	99	99	98	93
生活保護事前 相談件数	89	78	72	60	46
生活困窮者自立 支援相談件数	-	-	-	45	30

出所)八頭町福祉課調べ

⑤ 福祉施設・サービス事業所の設置状況

表14 八頭町における福祉施設・サービス事業所の設置状況(2018年1月1日現在)

		施設数	郡家地域	船岡地域	八東地域		
医療施設	診療所	9	大谷、板倉整形外科、中山小児科内科、花木こどもクリニック、岸本 瀬川 内科、西田整形外科		尾崎、柳坂		
	(うち往診可能な診療所)	5	(大谷、岸本内)	(瀬川)	(尾崎・柳坂)		
	歯科医院	7	井上、船岡、谷尾、岸本	片津	入江、谷口		
保健福祉相談窓口		3	福祉事務所、郡家保健センター、八頭町社協、心配ごと相談、生活困窮者自立相談支援、生活福祉資金、フードリポート)				
高齢者福祉施設・サービス	高齢者支援相談窓口		1	地域包括支援センター			
	介護サービス	介護老人福祉施設	3	特別養護老人ホームすこやか			
		介護老人保健施設	1	老人保健施設すこやか			
		介護療養型医療施設	0				
		居宅サービス	居宅介護支援事業所	4	八頭町社協、すこやか、れしーぶ		
			短期入所生活介護(特養)	1	すこやか		
			短期入所療養介護(老健)	1	すこやか		
			訪問介護(ホームヘルプサービス)	2	すこやか 八頭町社協		
			訪問入浴介護	1	八頭町社協		
			訪問看護ステーション	2	さとに 鳥取県看護協会 基サテライト		
			通所介護(デイサービス)	7	八頭町社協、すこやか、元輝、やす友和苑 八頭町社協、サンサンデイサービス		
	通所リハビリテーション	1	すこやか				
	地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	0				
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1	グループホーム陽だまりの家 ふなおか			
		特定施設入居者生活介護	1	ケアハウスめぐり			
		小規模特別養護老人ホーム	2	ホワイトガーデンゆず			
		小規模多機能型居宅介護	1				
	通所介護(デイサービス)	3	あつとほ一心、岸本内科医院、れしーぶ				
	喫煙老人ホーム(ケアハウス)	1	ケアハウスすこやか				
	有料老人ホーム	2	やす美坂間 PRIDE				
老人福祉センター	1	老人福祉センター(社協)					
障害者自立支援	非営利支援事業所	4	れしーぶ、たんぼぼ、パレアナの家、サンサンファーム元輝				
	生活介護	2	たんぼぼ、つばさ				
	居宅介護(ホームヘルプ)事業所	1	八頭町社協				
	重度訪問介護	1	八頭町社協				
	放課後等デイサービス	3	たんぼぼ、みらい八頭、こぼる				
	生活介護・自立支援(生活訓練)多機能型事業所	1	支援センターつばさ				
	就労継続支援(A型)事業所	0					
	就労継続支援(B型)事業所	5	サンサンファーム元輝、パレアナの家、たんぼぼ		船岡作業所 夢工房こぼちゃん		
施設・母子福祉	保育所	7	郡家、郡家東、岡中		船岡		
	地域子育て支援センター	1	子育て支援センター				
	放課後児童クラブ	4	わんぱく児童クラブ(郡家西小)、ひまわり児童クラブ(郡家東小)		船岡児童クラブ(船岡キッズハウス)		
	児童館	8	床市場、土師百井、上万代寺、国中二区		牟根、上野		
	母子生活支援施設	1	母子生活支援施設のぞみ				
地域福祉	ファミリーサポートセンター	1	子育て支援センター併設				
	地区福祉施設(まちづくり委員会活動拠点)(注)	9	ここいら(上私都)、ぶらっと中私(中 瀬いや(済美)私都)、きんさいや(下私都)、ふれ なごみ(大江) あいの里(東郡家)、にこにこ すまいる(牟根) (大御門)				

(注)地区福祉施設を持たないまちづくり委員会は、地区公民館や集会所等の既存の施設を活動拠点として活用している。
※名称につきましては、一部省略させていただいています。

出所)八頭町調べ

表 14 は、診療所や入所型の福祉施設、在宅ケア事業所などの社会資源を地域やサービス別に把握したものです。これを見ると、診療所や福祉施設、サービス事業所はいずれも人口規模が比較的大きい郡家地域に集中する傾向があることが分かります。特に保健福祉の相談窓口や特養・老健などの大型の入所施設は、現在のところ郡家地域にのみ設置されています。船岡・八東地域における訪問型の在宅サービスについては、民間事業者の進出が少ない部分を八頭町社協がカバーしていますが、それでも郡家地域と比較するとサービスメニューは非常に少なくなっています。

また、障がい者の自立支援サービスの中では、最低賃金の保障がある A 型の就労継続支援施設が存在していないことと障がい者向けのグループホームがないため、障がい者の就労・社会参加や親なき後の自立生活の実現という観点からサービス基盤の整備が課題になっているといえます。

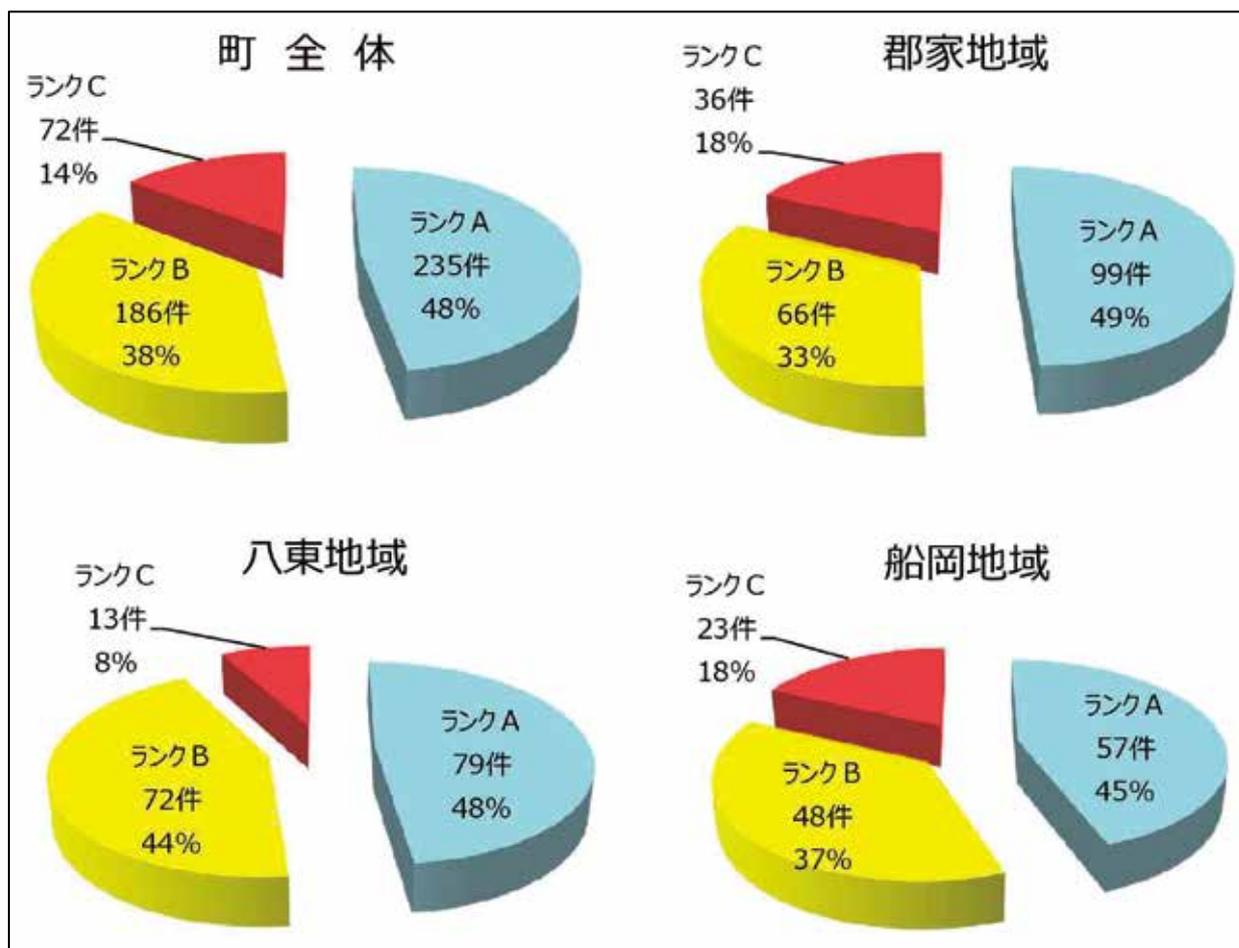
(7) その他地域を取り巻く環境の指標

① 空き家調査の結果

2016 年度に実施した空き家実態調査の結果、八頭町内の空き家は 493 件で、老朽度・危険度が低く利活用可能な物件（A ランク）が 235 件で全体の 48%でした。反対に、老朽度・危険度が最も高く、倒壊等の危険性がある物件（C ランク）は 72 件で全体の 14%でした。

利活用可能な空き家については、空き家バンク事業等により、空き家等の解消、住環境の整備及び定住促進等につなげていく必要があります。また、老朽危険空き家について、空き家等の倒壊などにより、不特定多数の町民への被害・支障の拡大防止・未然防止の措置を講じる必要があります。

図 15 空き家調査の結果(2016 年度)



出所)八頭町企画課調べ

2. ヒアリング調査等で明らかになった地域の現状と課題

(1) 福祉関係団体の課題

2017年7月10日から8月4日にかけて、各福祉団体に対するヒアリング調査を行い、当事者が抱えている課題、地域支援者が感じている地域課題と支援者自身の課題について聞き取り調査を行いました。

月 日	団体名	参加人数		分野・種類
		参加者	事務局等	
7月10日	身体障害者福祉協会	3	3	障がい・当事者
7月10日	家族会	2	3	障がい・家族
7月10日	心身障害児(者)保護育成会	4	3	障がい・家族
8月4日	老人クラブ連合会	6	3	高齢者・当事者
8月4日	民生児童委員協議会	7	3	福祉活動者

(身体障害者福祉協会)

- 高齢化・新規加入者の減少により会員数の大幅な減少が進んでいる。個人情報への壁があり、加入促進の取り組みが進められない。会を運営していくための担い手の確保・育成が困難になってきている。日常的な社会参加を進めるための支援、日常生活を支えるための支援、支援に関わる情報提供が十分ではない。障がいに対する理解を深め、地域の中で支えていくことができるような仕組みが必要。

(家族会)

- 団体の高齢化が進んでいる。新規加入を促したいが、個人情報への壁があり加入促進の取り組みが進められない。障がいに対する偏見を感じており、家族もそのことを明らかにできず、地域の中で支援関係を作ることができない。当事者も地域活動に参加できていない。親亡き後の生活を支える手段も家族の心配ごととして大きい。課題はむしろ大きくなっており、迷い・遠慮・不安の中で当事者・家族だけが課題を抱えている状況。偏見を取り除き障がいの理解を深めてほしい。ショートステイ・グループホームなど必要な施設やサービスが充足されていない状況にある。精神障がい者が利用できるグループホームは県も把握できていないとのことだった。就労の継続も難しい現実がある。

(育成会)

- 会員数は維持できているが、対象者情報がないため、加入促進の取り組みが難しい。また、会自体の活動や加入のメリットも知られていないと思われる。障がいに対する偏見を感じており、地域で明らかにすることに抵抗感がある。人権学習は進められているが障がい者が取り残されているのではないかと思う。障がい者本人はこれまで生活してきたところで仲間たちと一緒に暮らしたいという想いを持っており、地域で暮らし続けることができるような取り組みや地域の理解、そのための福祉学習や福祉教育が必要である。行政のほうでも町報などで育成会の活動を周知してほしい。

(老人クラブ連合会)

- 会員の高齢化が進み、若手会員の加入が進まない状況。就労期間の延長、個人主義の高まりや地域

への帰属意識の希薄化など価値観の変化が背景にあるとみられ、会員数が減少傾向にある。結果、役員を担う一部の会員に負担が集中している。このような背景を受け、解散するクラブもあり、組織率が低下しつつある。解散してしまうとつながりが完全に切れてしまう。また、老人クラブは奉仕活動や伝統行事など地域行事を担っており、老人クラブ活動の低下が地域活動の低下につながることになる。

- 高齢者の課題として、高齢になっても車を運転せざるを得ないことがある。自由に移動できる交通手段が課題。それに伴い通院・買い物などが課題となっている。また、判断力が低下した後の成年後見制度利用なども課題となる。
- 同じ対象者・小地域の枠組みの中で老人クラブ・サロン・まちづくり委員会の活動があり、位置づけの整理と相互連携が必要。老人クラブは高齢化により具体的な活動はしづらくなってきているが、ネットワークを持っているという強みがある。また、日ごろ地域にいて子どもたちを見守るなどの力にもなれる。そういった強みを生かし、まちづくり委員会と連携して一体的に取り組んでいくことが必要。

（民生児童委員協議会）

- 高齢者が増加し、買い物や移動、地域活動への参加の低下、日中独居、認知症などの課題が増加しつつある。子育て世帯は共働きで学童保育などを利用するが、子どもたちが地域で暮らす時間が少なくなり、地域とのつながりが薄れてきている。小学校統合でスクールバス利用となり、登下校の子どもたちとの関わりも減った。子どもたちが地域とつながり、愛着を持てるような取り組みが必要。30代～50代の定職についていない若者が増えている。
- 民生児童委員の担い手不足、高齢化、負担の増加が課題となっている。支援を必要とする対象者・世帯は増加する中、つながりは希薄化し、若い世代の福祉意識が低下しており、情報が得られず民生児童委員活動が難しくなっている。集落・地区でのつながりづくりの取り組みが必要。自然な形で見守り、民生児童委員と情報共有できればいいと思うが、地域住民の福祉意識をどのように高めるかが課題であり、集まって話をする機会が必要。まちづくり委員会が設立されているところでは、活動の連携や情報が入りやすくなるなどのメリットが出てきており、今後の取り組みに期待が持てる。
- 地域活動や団体の役職を担う人が固定化しやすく、一部の人の負担が大きい。



(2) 福祉専門職・福祉事業者が把握している課題

2017年8月10日から9月26日にかけて、高齢者介護専門職、子ども・子育て・子どもの貧困支援専門職・障がい福祉専門職に対し、支援者が感じている課題についてヒアリング調査を行いました。

月 日	団体名	参加人数		参加事業者
		参加者	事務局等	
8月10日	高齢者介護専門職	6	3	やず、包括支援センター、社協
8月29日	子ども・子育て・子どもの貧困支援専門職	12	3	福祉課、町民課、学校教育課、子育て支援センター、保健課、児童館、母子生活支援施設、社協
9月26日	障がい福祉専門職	6	3	たんぼぼ、サマーハウス、パレアナの家、れしーぶ

(高齢者介護)

- 認知症などで判断力が低下し、意思決定支援が必要なケースが増えている。しかし、支援できる親族がない、親族自身も判断力に課題があるなどで、支援が進まないことがある。親族がない場合はその後のサービス利用や施設入所などの保証人確保が難しくなる。成年後見制度利用や相談は共に増加傾向にあり、専門職後見人の確保が難しくなっている。市民後見人の育成を進め、役割分担をしていくことが必要だが、担い手が本当に確保できるか課題。
- 地域とのつながりが弱いケースや、トラブルを抱えて孤立しているケースでは、課題を抱えさらに孤立する悪循環に陥りやすく、自分自身でSOSを出せない、支援を拒否するなど状況が悪化してからようやく介入となる。孤立しているほど周囲に知られること、支援を受けることに対する抵抗感が強く、支援のつながりにくさは地域との関係性に関連する。
- 軽度の認知症高齢者も増加している。軽度のためサービスにつながらず、地域包括支援センターが巡回して見守るケースが多くなってきており、地域との連携を図りたいが、どこまで地域に頼ってよいのか判断が難しい。
- 高齢者に対する支援の相談窓口として、地域包括支援センターが広く認知されてきている。しかし、その他の手続きは高齢者にとっては複雑でわかりにくい。説明を受けても次の窓口に向かえない、一人では手続きできないといったこともある。多職種連携や窓口連携によって支援していくことが必要。
- 介護保険制度外で、介護事業者では対応できない日常生活の支援を行う仕組みと人材育成が必要。
- 介護保険制度のサービス事業者もまだ十分ではなく、24時間対応できるサービスがあればよい。
- 専門職間の連携は徐々に機能しつつあり、ケアマネジャーが孤立せずに支援ができています。地域との連携が求められているが、どのようにつながっていけばよいかわからない。
- まちづくり委員会による日常的な相談相手、地域での見守り、課題を早期に発見し専門職と連携するなどの取り組みが進むことを期待する。

(子ども・子育て・子どもの貧困支援専門職)

- 親の課題（孤立・貧困・DV・疾病・障がいなど）が、そのまま子どもに影響している。経済的な貧困だけではなく、社会経験や人とかかわる体験の貧困も課題。親の孤立が子どもの孤立につながるため、親子と地域とのつながりづくりが必要。各窓口で当事者に相談するよう促すが、なかなか相談が繋がらない。支援制度の情報も届いていないと感じる。特にひとり親家庭のリスクが高い

が支援策が不十分。課題発見力を上げていくためには様々な世代の住民との接点を増やしていくことが必要。また、専門職と地域の連携も必要である。気軽に親が集う場・子どもが集う場・地域との連携をする場がないため、今後は子ども食堂などの取り組みを進めていく必要がある。相談窓口で相談しに来る事例は稀。何気ない日常のつながりや生活・食事に寄り添う中で相談を聞き出せるような場が必要。

- 学校や児童館などで気になる子どもの様子を把握しているが、なかなかその機関だけで家庭の深くまで関わり切れず、各機関の担当者が負担を抱えている。関係機関の情報共有と相互連携が不可欠。
- 発達障がい理解が進み、きちんと診断が出るようになったことで、発達障がいを持つ子どもたちの数が増えてきている。学校の中での支援体制はあるが、地域での支援体制がなく、対応が難しい状況がある。就労や人間関係でつまずき、貧困に至るケースもある。地域での継続的な支援策が必要。

（障がい福祉専門職）

- 支援困難世帯、多くの問題を抱える世帯など、課題が明らかであるが介入できない世帯がある。本人の判断能力の課題もあり、支援拒否されてしまうと、専門職もそこから介入できないのが実態。
- 障がい者の場合、本人の特性や病気の状況など個別性が高く、現在の制度では十分に対応できていない。その人の状態に合わせた支援が必要。他市町では実施できている支援制度もあるため、検討してほしい。災害時などは医療ケアの継続が課題で、命に危険が及ぶケースもある。
- 障がい者の通院・通学などで配慮があるケースがあり、現行の制度やサービスでは対応できないことがある。
- 生活課題から地域関係が悪化し、自ら地域から離れていった事例がある。グループホームが開設できなかった経過もあり、障がい者が地域で受け入れられていない実態があると思う。地域とのつながりづくりは事業所も苦慮しているところであり、まちづくり委員会をきっかけとして、関係づくりを進めていくことが必要。当事者や家族が課題を自ら発信することもサービスや支援を自ら把握して利用につなげていくことも容易ではない。課題を掘り起こしていくことが必要。地域との関係づくりから多くの気づきを生み出し、支援につなげていくことが求められる。
- 権利擁護ニーズが今後増加していくことが予想される。法人による後見及び権利擁護センターの設置など、安定してその人の権利擁護を行える体制づくりが必要。地域包括支援センターのような障がい福祉を中心となって担っていく機関の設置が求められる。
- 継続して八頭町に住み続けることができるよう町内に入居型施設が必要。

(3) まちづくり委員会の課題

2017年6月13日・20日に鳥取大学地域学部生によるフィールドワーク調査を行い、全9地区のまちづくり委員会に対し、地域特性、組織体制、委員会活動、活動の課題と展望についてヒアリングを行いました。

- まちづくり委員会の活動は、おおむね①まちづくりカフェ、②百歳体操の2つであるが、地区によっては子どもの勉強会など独自の活動を実施しているところもある。
- まちづくり委員会の担い手（事業推進員）が不足しているため、今以上に活動を広げることが難しい。
- いろいろな負担が集落支援員に集中している。
- まちづくり委員会の活動に男性や若者の参加が少ない。
- 活動に参加するメンバーが固定化している。
- まちづくり委員会の活動に、障がい者や認知症の方など課題を抱える方々の参加がほとんど見られない。
- まちづくり委員会の存在や活動の意義が住民に十分理解されていない。
- 認知症の方など支援を必要とする方を見つけて活動に誘いたいが、どこにいるのかわからない。
- まちづくり委員会が地域の他団体と連携が取れていない（一部地区を除く）。
- 行政からの補助金の使途が制約され自由度がない。住民同士の食事会にも使いたいが、参加者から参加費を集めて賄っているのが現状。



(4) 各地区福祉関係委員連絡会での課題

2017年6月19日(月)から7月13日(木)にかけて、八頭町内全14地区で福祉関係委員地区別連絡会(八頭町・八頭町社協共同実施)を開催しました。(参加対象:区長・福祉推進員・民生児童委員・地域福祉推進協議会委員・まちづくり委員会委員)

各会場でワークショップを実施し、地域住民の目線による第1期地域福祉計画策定以降の地域の変化、今後の地域課題(心配ごと)について、課題整理・意見交換を行いました。

月 日	地区名	会場	参加人数		参加事業者
			参加者	事務局等	
6月19日	大江地区	大江地区公民館	14	3	区長・福祉推進員・民生児童委員・地域福祉推進協議会委員・まちづくり委員会委員
6月20日	船岡地区	船岡地区公民館	21	3	
6月21日	隼地区	隼地区公民館	21	3	
6月26日	済美地区	済美地区福祉施設	18	3	
6月27日	安部地区	安部地区公民館	21	3	
6月28日	八東地区	八東地区公民館	26	3	
6月29日	丹比地区	八東体育文化センター	30	3	
7月3日	上私都地区	上私都地区福祉施設	19	3	
7月4日	中私都地区	中私都地区福祉施設	17	3	
7月5日	西郡家地区	郡家老人福祉センター	22	3	
7月6日	下私都地区	下私都地区福祉施設	27	3	
7月11日	東郡家地区	東郡家地区福祉施設	22	3	
7月12日	国中地区	国中地区改善センター	26	3	
7月13日	大御門地区	大御門地区福祉施設	22	3	

【第1期地域福祉計画策定以降の地域の変化】

- どの地区ももれなく高齢化が深刻さを増しており、一人暮らし・高齢者世帯が増加したほか、日中独居者も増加し、支援が必要な人は増加している。集落は高齢者ばかりとなり、人口減少・世帯数減少により、支え手・地域の担い手不足が進んでいる。
- ごく一部の地区では宅地開発・転入・子どもや孫世代の同居・アパートの増加などにより、数字上では世帯数増加・高齢化率低減となっているが、実情は他の地域と同様に高齢化しており、課題は同様である。また、関係性の希薄な住民の増加、価値観のギャップが地域関係をギクシャクさせているということもあり、別の課題を抱えている。
- 子どもは新興住宅地やアパートを中心に増加。家族の生活実態がわからない状況。
- 空き家が増加し、管理・活用が課題となっている。
- 地域から若者は減少し、中高年の未婚者が増加している。
- 農業離れが進みつつあり、集落営農や農業法人に委託するなどの具体策をとっている集落が出てきた。有害鳥獣による農作物被害が顕著で対応に苦慮している。

【今後の地域課題(心配ごと)】

- 今後もさらに高齢化が進み、一人暮らし世帯・高齢者世帯の増加が見込まれる。外部や社会との接点が薄れてくるとともに健康不安・認知症・介護などの課題が大きくなる。日常のゴミ出しや掃除、家の維持管理、墓地の管理など、課題はこれまで以上に多くなる。

- 支える側・支えられる側の逆転現象が起こり、1人で何人も見守ることが必要になる。支える人も高齢になり見守りが追いつかない。
- 少子高齢化が進む中、集落の世帯数が減少し、区費の減少・支え手不足・活力の低下が深刻になり、集落行事や役員確保・集落内団体の維持のみならず、集落そのものの維持が課題となる可能性がある。また、人口が増加している地区においても、アパートなどの関係性の希薄な住民が増え、町内会や老人クラブに加入しないなど、集落機能の維持が難しくなる。
- 未婚化・晩婚化が進み、少子化がさらに進む。
- 核家族化による育児・介護の課題・老々介護の課題が出てくる。
- 郷土芸能や伝統行事が衰退し、地域活動がなくなることで関係性がさらに希薄になる悪循環が発生する。
- 除雪・火事・災害時など、支援できる世代が集落にいない状況になる。
- インフラの老朽化・公民館など集落施設の維持困難。インターネットなど新しい手段についていけなくなる。
- 後継者不足で空き家が増加し、放置家屋が老朽化して危険家屋や荒れた宅地になる。その後は、動物の棲家となり周辺の農業に悪影響を与えるようになる。
- 農業（田畑・果樹）が立ち行かなくなり、委託がさらに進むか耕作放棄地になる。
- 高齢となり運転ができない人が増え、買い物・通院・外出が困難になる。中心市街地であっても車は必需品であり、同様に困る。さんさんバスや若桜鉄道・タクシー助成はあるが、町外に出かけるときなどを考えると安価で使いやすい移動手段の充実が必要。
- 若者が地域活動に参加しない。世代間の価値観のギャップが大きくなり、摩擦となる恐れがある。



3. 八頭町における地域福祉推進の課題

各種団体及び専門職へのヒアリングと八頭町の地域分析の結果から、次のような地域課題が浮かび上がってきました。

(1) 住民・当事者の生活課題と福祉ニーズ

八頭町内ではどの地区も少子高齢化が深刻さを増しており、一人暮らし・高齢者世帯が増加したほか、日中独居者も増加し、支援が必要な人は増加しています。また、未婚率の増加が少子化に拍車をかけ、関係性の希薄な住民の増加と世代間の価値観のギャップは地域にさらなる課題を生み出しています。そして、核家族化の進展や地域関係の希薄化は、子育てをめぐる環境にも影響し、子どもの育ちや子育て世帯への支援が必要となっています。

今後もさらに少子高齢化が進み、一人暮らし世帯・高齢者世帯の増加が見込まれるなか、高齢者の健康不安・認知症・介護などの課題のほか、日常のゴミ出しや掃除、買い物、受診、家の維持管理、除雪、農地や墓地の管理など、身近な生活課題がこれまで以上に多くなることが予想されます。これまで、隣近所で高齢者等の生活を支え見守る取り組みが進められてきましたが、このような地域の変化により、見守りが追いつかない状況が生まれてきています。このまま人口減少が進めば、区費の減少・支え手不足・活力の低下が深刻となり、集落行事や役員確保・集落内団体の維持のみならず、集落そのものの維持が課題となる可能性があります。これは人口が増加している地区においても同様で、アパートなどの関係性の希薄な住民が増え、町内会や老人クラブに加入しないなど、他地区と同様に集落維持が難しくなることが予想されます。

また、障がい者をめぐる課題は以前に比べ深刻化しており、様々な障がいへの理解促進、地域の中で支えていく仕組み、障がい者の地域生活の維持に向けた医療・福祉サービスの充実、グループホーム等の設置が必要となっています。

(2) 団体の活動上の課題

各当事者団体でも会員数の減少が進み、意識の変化や個人情報への壁により活動の継続が大きな課題となっており、地域関係の希薄化がここでも進んでいる実態があります。

地域の課題に対し、第1期八頭町地域福祉計画に基づき、予防的視点で地域のつながりづくりを推進してきたまちづくり委員会の取り組みに期待が高まっていますが、担い手の負担の増加や地域活動との連携、財源の確保などの課題があり、まちづくり委員会の機能強化とまちづくり委員会の取り組みを推進し支援する町をあげた体制づくりが必要となっています。

(3) 専門職の実践上の課題

高齢者・障がい者・子どもへの支援を行っている専門職の視点でも課題の増加、複雑化、深刻化が進んでおり、貧困と社会的孤立・子どもの貧困・権利擁護・セルフネグレクトなど新たな課題に対する取り組みが必要となっています。そこでは地域関係の希薄化が課題の発見を遅らせ、解決を難しくしていることが明らかとなりました。関係機関相互のさらなる連携と地域と専門職の連携、生活を支えていく支援サービスの充実が必要となっています。

第3章 八頭町地域福祉推進計画の体系

I 基本理念・基本原則

基本理念

みんなで支えあい 誰もが自分らしく いきいきと幸せに暮らせる 福祉のまちづくり

「人が輝き未来が輝くまち八頭町～豊かな自然とともにみんなで作るふれあいのまち ～」を目標とする第2次八頭町総合計画は、保健福祉施策の方向性として「やすらぎといきがいのあるまちづくり」を掲げています。八頭町地域福祉推進計画では、総合計画が示すこの方向性を具体化し、「誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる福祉のまち」を、八頭町の公・民の福祉関係者や住民が互いに協力しあい、支えあって構築することを基本理念とします。

基本原則

**年齢や障がいの有無・性別などの違いを超えて すべての人が認め合い
居場所と役割を持つことができる 地域共生社会の実現**

基本理念を実現するために、地域福祉推進にかかわる公・民のすべての関係者が尊重すべき考え方を上記の一文に集約するとともに、以下の4点を「基本原則」として位置づけました。

① 基本的人権の尊重

すべての住民が年齢や性別、障がいの有無や国籍などの違いを超えて互いの個性を尊重し合い、差別や偏見のない心豊かなまちづくりを推進します。

② 参加・参画と交流の促進

すべての住民が地域社会や行政との関係を保ち、自分の居場所と役割を実感しながら暮らすことができるよう、あらゆる分野において住民の参加・参画を進めるとともに、地域の絆を深めることができるよう日常の住民交流を豊かにします。

③ 連携・協働の促進

地域福祉に関係する専門機関や地域の団体ならびに個人が相互に連携・協力することで、互いの限界を補完しあいながら、より豊かで持続可能なまちづくりを推進します。

④ 地域共生社会の実現

これまで長らく行政や地域が抱えていた「縦割り」の組織のあり方やサービスの仕組みなどを見直して、行政などの専門機関と地域が相互に連携しながら、課題を抱える個人や世帯を包括的に支援できる体制づくりを推進します。

2 重点的な取り組み(重点課題)

本計画の推進にあたり、特に必要性が高く、計画期間中に重点を置いて取り組む以下の4点を「重点課題」としています。

重点課題1：まちづくり委員会の設立と機能強化

近年、独居高齢者や認知症の高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者等の支援が必要な人が抱える問題が多様化する中で、地域の生活課題を可能な限り地域で受けとめることが重要です。そのための地域福祉推進の基盤となるのが、まちづくり委員会です。第1期地域福祉計画期間中では9地区まで設立が進みましたが、本計画の実施に当たって未設置地区へのまちづくり委員会の設立は最重要課題であり、町内全地区に設置します。

今後、まちづくり委員会が地域の生活課題を発見し、きめ細かく対応する力を高めるためには、地域の未来を担う人材の育成と組織基盤の強化が必要です。また、高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに配慮し、誰もが利用しやすいバリアフリーの福祉拠点整備を進めます。

重点課題2：福祉学習プラットフォーム機能の確立

日々の生活の中で、様々な課題を抱えながら暮らしている人や、支援が必要な人が増加しています。地域での支え合い、助け合いには、住民一人ひとりが福祉意識・人権意識を高めるとともに、活動への参加意欲を引き出すことが不可欠です。

そのため本計画では、町内の小・中・高校における子どもたちを対象とした福祉学習プログラム、並びに住民を対象とする各種の福祉学習プログラムを充実させることで次世代の担い手育成を強化します。また、学校と当事者をはじめとする地域の諸団体および福祉関係機関等の連携と協働を進めるための協議体（プラットフォーム）を設置し、学校と地域の互いの強みを活かした福祉学習プログラムづくりを進めます。

重点課題3：共生型総合相談体制の構築

社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯などの生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制づくりを進めます。

重点課題4：権利擁護相談体制の確立

認知症の高齢者や、地域で暮らす障がい者の増加に伴い、詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待などの問題が増加傾向にあります。そのため、新たに権利擁護センターを設置し、判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための権利擁護の取り組みや福祉サービス利用手続きの代行を充実、強化します。

3 計画体系

[基本方針]

[基本計画]

●重点事業 ●新規事業

I. 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

1 小地域福祉活動の促進

① まちづくり委員会の設立促進●

② まちづくり委員会の機能強化●●

③ 集落福祉活動の促進

2 広域的な福祉活動の促進

① ボランティアセンターの機能強化●

② NPO の立ち上げ支援、活動支援

3 福祉学習の推進と担い手づくり

① 福祉学習プラットフォーム機能の確立●●

② 子どもを対象とした福祉学習の促進●

③ 地域を対象とした福祉学習の促進

4 地域福祉推進のための基盤強化

① 組織体制の強化●

② 財源の強化●

II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

1 共生型総合相談体制の構築

① 課題発見機能の強化●●

② 分野を超えた支援体制づくり●●

2 権利擁護機能の強化

① 権利擁護相談体制の確立●●

③ 法人後見機能の確立●

② 市民後見人の育成●

3 情報提供体制の強化

① 身近な地域における情報発信機能の構築●

② 福祉情報提供の充実

Ⅲ. 地域における社会福祉事業の健全な発達の推進

1 福祉事業者間のネットワークと協働の推進

2 地域共生社会の実現に向けた各種サービスの充実^新

3 福祉人材の確保

4 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献^新

Ⅳ. 地域資源を活用した持続可能なまちづくりの推進

1 企業の社会貢献活動の促進^新

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

① 日常の移動手段の確保

② 食料品・生活必需品・生活雑貨の購入支援^新

3 移住定住・就労環境の整備

① 地域の次世代の担い手の確保^新

② 多様な就労及び社会参加の場づくり^新

第 4 章 基本計画

基本方針Ⅰ 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本計画 1：小地域福祉活動の促進

1-①：まちづくり委員会の設立促進

【現状と課題】

まちづくり委員会が設立できている地区が9地区（上私都、中私都、下私都、東郡家、大御門、済美、大江、隼、安部）にとどまっております、町全域で小地域福祉活動を促進するためには、残る5地区（西郡家、国中、船岡、丹比・八東）でまちづくり委員会を設立する必要があります。

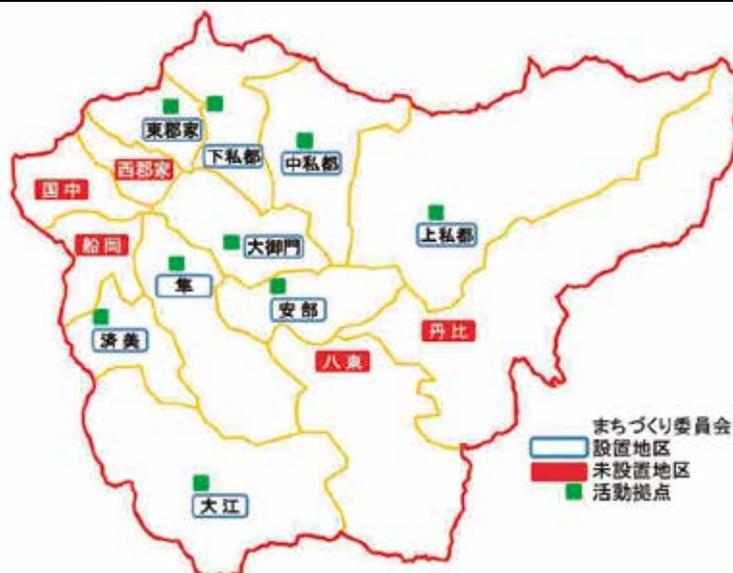
【地域の将来像】

◎ 現在9地区までまちづくり委員会設立が進んでいますが、6年後には八頭町内14地区すべてでまちづくり委員会の設立が完了しています。

(1)	未設置地区でのまちづくり委員会の設立	継続【重点】
-----	--------------------	--------

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 未設置地区に地域福祉推進委員を委嘱し委員会設立を推進します。 設立準備会や集落説明会等を開催し、合意形成を図ります。
到達目標	未設置地区すべてでまちづくり委員会を設立します。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> 研修等へ積極的に参加し、まちづくり委員会活動に対する理解と参画を促進します。
社協の役割	<p>○小地域福祉活動促進事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区を単位とした研修の展開 地域支え愛講演会の実施 推進役としての地域福祉推進委員の委嘱
到達目標	未設置地区すべてでまちづくり委員会の設立を支援します。



1-②：まちづくり委員会の機能強化

【現状と課題】

現在 9 地区でまちづくり委員会が設立され、地域のつながりづくり、介護予防や健康づくりを推進し、取り組みに期待が高まっていますが、担い手の負担の増加や他の地域活動との連携、財源の確保などの課題があり、まちづくり委員会の機能強化・まちづくり委員会の取り組みを推進し支援する町をあげた体制づくりが必要となっています。

【地域の将来像】

- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、行政・社協をはじめとする多様な関係機関・団体の協力を得ながら地区独自の活動計画（コミュニティプラン）を策定するとともに、そのプランに従って地域の様々な課題やニーズに対応する活動を積極的に展開しています。
- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、民生児童委員等の協力によって常設型の地区総合相談窓口を設置し、課題を抱えた住民の援護ニーズをいち早くキャッチするとともに、各種の専門機関と連携して早期に支援体制づくりができるようになります。また、地区総合相談窓口が住民に最も身近な情報発信拠点となり、保健医療福祉や防災等の情報が気軽に入手できるようになっています。
- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、住民主体のボランティア組織（事業推進員等）を設置し、コミュニティプランに従い、見守り・安否確認活動や介護予防のための活動、まちづくりカフェや食事サービス、有償型の家事援助サービス等、地域の課題解決のために求められる様々な生活支援活動を企画・実施しています。
- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、各種の専門機関・団体と連携しながら、高齢者はもとより、認知症や障がいを抱える人、子育て中の親と子ども等、課題を抱える当事者とその家族が集い、地域住民と積極的に交流しながら、いつまでも自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

(1)	住民が主体的に地域課題を把握し、専門職とともに解決を試みる体制づくり	新規【重点】
-----	------------------------------------	---------------

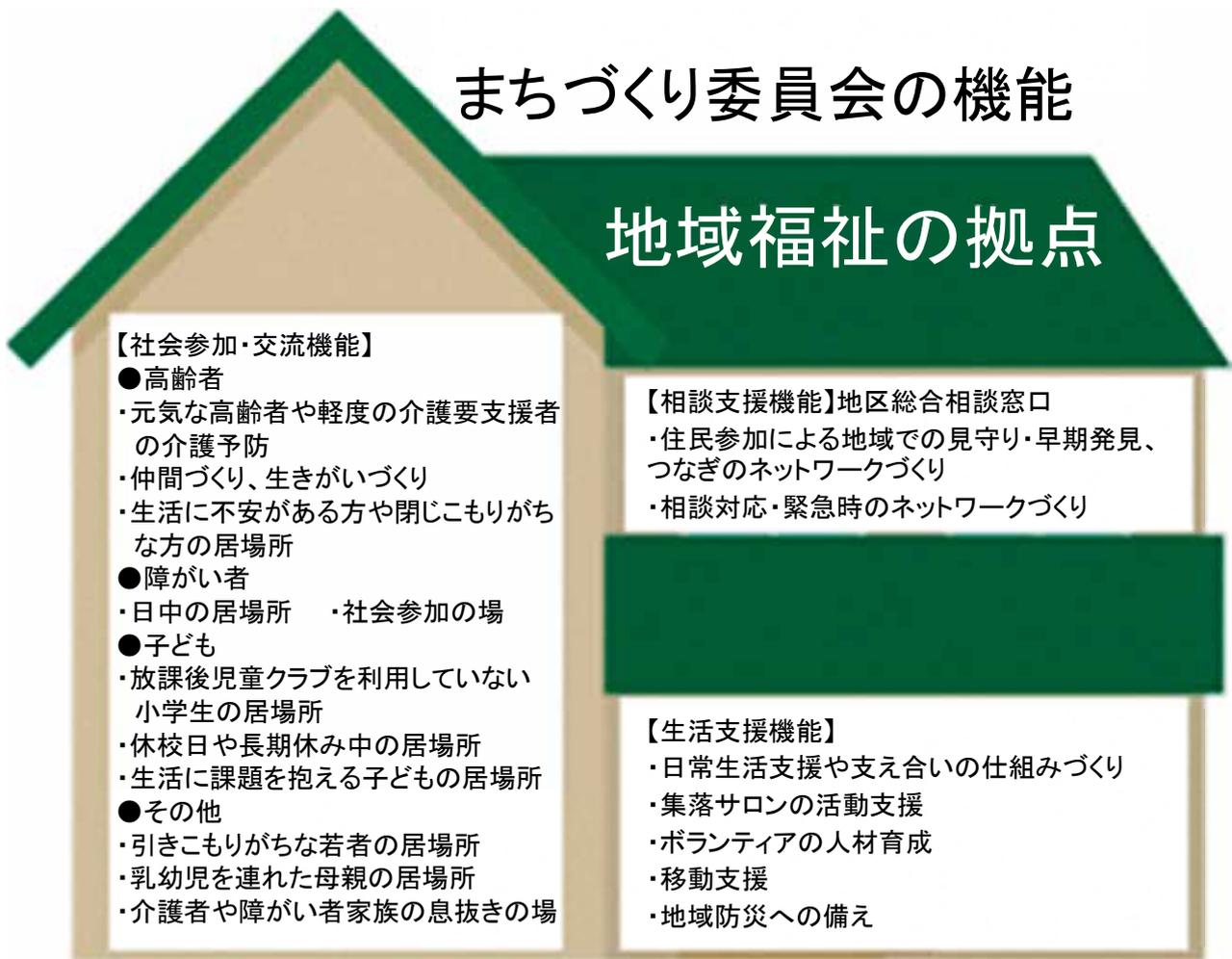
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集落支援員（生活支援相談員）を複数配置します。[モデル事業] ・保健医療福祉サービスや防災等のパンフレット等を提供します。
到達目標	すべてのまちづくり委員会に総合相談体制を構築します。

民間の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・常設型の地区総合相談窓口を設置し、民生児童委員等の協力のもと、地区内の様々な生活課題をまずは住民で受けとめることができる相談体制づくりを進めます。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○八頭町福祉相談支援センターを設置し、地区総合相談窓口を支援します。 ・地区総合相談窓口への助言・応援・困難事例への対応 ・集落支援員（生活支援相談員）等への研修の実施
到達目標	各地区で複数の相談員を育成します。

(2)	地域見守りネットワーク体制の強化と充実による課題の早期発見・支援	新規【重点】
-----	----------------------------------	--------

行政の役割	・地域包括支援センターなどの専門職が日頃から地区総合相談窓口と情報を共有し課題解決に向けて支援します。
到達目標	地区総合相談窓口を介して地域課題を速やかに把握します。

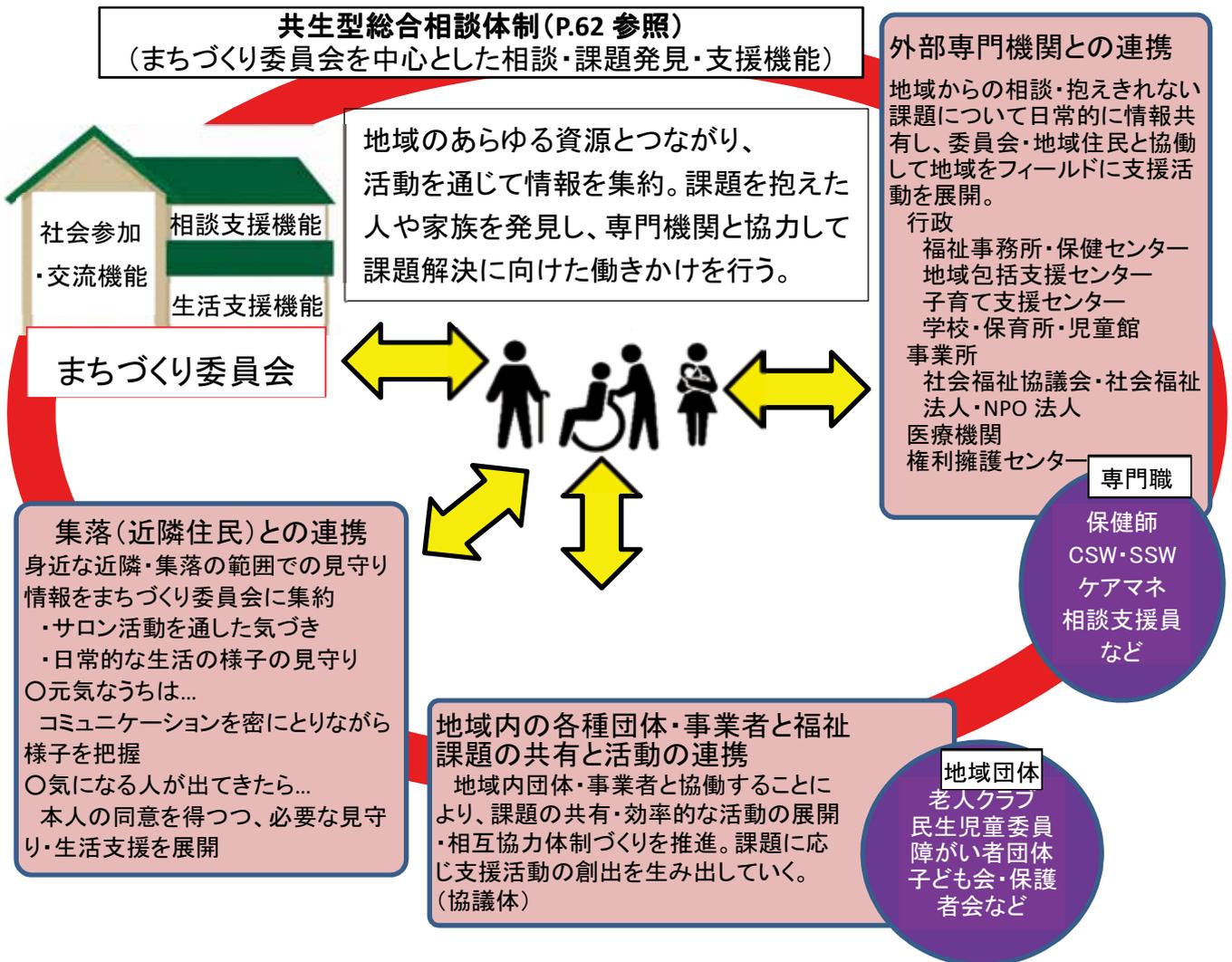
民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住民や地域で活動する事業者・団体等が関わり、地区全体での見守り活動を推進していきます。 ・見守り情報をまちづくり委員会に集約し、心配な方については専門機関との連携により具体的な支援体制を構築します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し取り組みを支援します。 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員配置と地区担当制の実施 ・事業支援（運営支援・人材育成・支え愛マップづくり・福祉支援情報の集約） ・地区内連携の促進（福祉団体・サロン） ・地区見守りネットワークの推進 ・地区総合相談窓口の支援、専門相談との連携
到達目標	すべての地区でまちづくり委員会を基盤とした見守りネットワークによる早期発見・支援体制を構築します。



(3)	まちづくり委員会の体制の充実	継続【重点】
-----	----------------	--------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・集落支援員（生活支援相談員）を複数配置します。[モデル事業] ・各地区に防災士を順次配置し、防災体制の充実を図ります。 ・日常生活支援（仮称：地域おたすけ隊）を補助します。 ・国、県、町、団体等の補助金の情報を提供し、取り組みを支援します。
到達目標	<p>すべてのまちづくり委員会に集落支援員を複数配置します。</p> <p>すべてのまちづくり委員会に防災士を配置します。</p>

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な個人・団体・事業者等が参画して、地域の課題を話し合い、地区福祉活動計画を策定し、課題解消に向けた活動を計画的に取り組みます。 ・各種補助金を積極的に活用し活動に取り組みます。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し取り組みを支援します。 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員配置と地区担当制の実施 ・事業支援（運営支援・社会調査・地区福祉活動計画策定支援・人材育成）
到達 目標	すべてのまちづくり委員会の地区福祉活動計画策定を支援します。



(4)	誰でも集まれる場づくりの推進	継続【重点】
-----	----------------	--------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の資源（旧保育所／地区公民館など）を活用して地域福祉活動（健康づくり、介護予防、見守り、相談窓口等）の拠点をつくります。 ・障がい者や高齢者が利用し易いように、施設のバリアフリー化を図ります。
到達目標	すべてのまちづくり委員会の活動拠点を整備します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場（共生型カフェ）への参加を通じて、年齢や障がいの有無を問わず、互いに支え合うことができる地域関係づくりを進めます。また、介護・障がいなどで専門的な支援が必要な方でも安心して参加できるように、事業者・専門職もこの取り組みに協力します。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し、まちづくり委員会の取り組みを支援。 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員配置と地区担当制の実施 ・事業支援（運営支援・人材育成・福祉学習の推進）
到達 目標	まちづくり委員会と専門職との協力体制を構築し、すべてのまちづくり委員会で共生型カフェの取り組みが実施できるよう支援します。

(5)	地域での健康づくり・介護予防の推進	継続【重点】
-----	-------------------	--------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に掲げた地域ぐるみで介護予防の取り組み体制づくりを推進します。 ・「健康づくり計画 健康やす 21」に掲げた社会的健康づくりの取り組みをまちづくり委員会と連携して推進します。
到達目標	すべての地区で健康づくり、介護予防等の教室や講座を実施します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人一人が健康づくり・介護予防に積極的に取り組みます。
社協の 役割	○生活支援コーディネーターを配置し、地区での健康づくりと介護予防の取り組みを支援します。

1-③：集落福祉活動の促進

【現状と課題】

2012年に74サロンだった「ふれあいサロン」は、2016年には、81サロンと増加傾向にあります。社協が行った「ふれあいサロン世話人アンケート調査」では、約66%の方が、内容や日程調整、参加者集めなどの運営に負担を感じていると回答がありました。また、役の交代を負担と答えた割合が28%にのぼり活動の継続の大きな課題となっています。サロン世話人の負担感の軽減、運営支援、継続支援が必要です。

また、2017年現在、「支え愛マップ」を作成している集落は22集落となっており、「支え愛マップ」づくりを通じた、平常時の見守りや、地域住民が主体となった災害時の要配慮者の避難支援のための支え合い活動の充実を図らなければなりません。

【地域の将来像】

- ◎ それぞれの集落では、まちづくり委員会と連携しながら、「1集落1サロン」を目指して「ふれあいサロン」（集落サロン）の開設が進められています。
- ◎ 集落ごとにサロンを中心とする見守り・安否確認の体制づくりが進むとともに、「支え愛マップ」づくり等を通じて定期的に援護ニーズのある住民の把握が行われるようになっていきます。
- ◎ 地震や洪水等の自然災害への備えとして、要配慮者・避難行動要支援者を含めた避難体制づくりが進められています。

(1)	集落サロンの充実及び集落サロンとまちづくり委員会の相互連携の推進	継続
-----	----------------------------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・集落サロンの運営を補助します。 ・集落サロンとまちづくり委員会の連携事業を支援します。
到達目標	集落サロンを100か所に設置します

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・集落サロンの充実及び集落サロンとまちづくり委員会の相互連携を進めます。 ・集落サロンに積極的に参画し、お互いの様子を気遣い、助け合える良好な関係づくりを進めます。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン活動支援事業を実施します。 ・まちづくり委員会との連携による、集落サロンの立ち上げ・運営支援の実施 ・世話人連絡会の実施 ・地区合同サロンの実施による集落サロン・まちづくり委員会の相互連携の推進
到達 目標	すべてのまちづくり委員会で合同サロンを展開し、集落サロン等の集いの場とまちづくり委員会が相互連携できる体制を構築します。

(2)	福祉的視点に立った防災体制の推進	継続
-----	------------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難行動要支援者の情報共有や避難支援体制づくりを図るため、集落の「支え愛マップ」づくりを補助します。 ・災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営できるよう、要配慮者(難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等)の把握と設備を整備します。
到達目標	災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営できる体制を整備します。

民間の 役割	・集落ごとでの「支え愛マップ」作成・更新を通して、支援が必要な人を把握し、日常的な見守りといざという時の避難支援体制の構築を進めます。
社協の 役割	○研修会などを実施し、集落における「支え愛マップ」の作成を支援します。
到達 目標	毎年、研修会を開催し、集落での「支え愛マップ」作成を支援します。

基本計画 2 : 広域的な福祉活動の促進

2-①: ボランティアセンターの機能強化

【現状と課題】

ボランティアの高齢化、支援ニーズの多様化が進んでおり、ボランティアセンターの機能強化によるボランティア育成や住民意識の醸成を図ることで、人材不足等への課題に取り組んで行くことが必要です。

【地域の将来像】

- ◎ 町社協のボランティアセンターは、ボランティア活動に取り組む個人や団体がさらに活発に活動できるよう、サポート体制を充実させています。
- ◎ 個人が求めるレベルやニーズ、地域の課題に応じて体系的にボランティア養成研修が整備され、ボランティアに関心のある住民がよりスムーズに活動につながるようになっていきます。
- ◎ 各種相談窓口と連携しながらボランティアニーズを把握するとともに支援に当たるボランティア活動者とのマッチングを行うコーディネート機能が強化され、町全体でボランティア活動が活性化しています。

(1)	ボランティア活動支援の充実	継続【重点】
-----	---------------	---------------

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの活動を支援します。
-------	--

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的にボランティア活動に参加し、理解を深め、個人・団体・まちづくり委員会と連携しながらボランティア活動を充実します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンター強化事業を実施します。 • ボランティアコーディネーターの配置 • 各相談窓口と連携した生活支援ニーズの把握と活動調整 • 体系的なボランティア育成システムの構築と習熟度に応じたボランティア資格化 • NPO を含むボランティア団体の組織化・育成支援と組織間連携の促進による福祉活動の充実 • 学校・企業との連携による若年層のボランティア活動参加の促進 • まちづくり委員会との連携による地区ボランティア活動支援
到達目標	<p>ボランティアセンター強化事業を実施し、支援体制整備・活動の充実を図るとともに、地域課題の集約をすすめ、課題中心型の広域ボランティア団体の立ち上げを支援します。</p>

(2)	災害ボランティアの理解促進と災害ボランティアセンター運営体制の整備	継続
-----	-----------------------------------	----

行政の役割	・災害ボランティアセンターとして公共施設を提供します。
到達目標	八頭町防災計画との連携を図り、災害ボランティアセンターの運営支援体制を構築します。

民間の役割	・災害ボランティア活動への理解を深め、発災時には速やかに被災者ニーズを把握するとともに、ボランティアが速やかに活動につながるようにします。
社協の役割	○災害時に備えた災害ボランティアセンター運営体制を計画的に構築します。 <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの整備と訓練の実施 ・災害ボランティア研修及び運営に携わる人材の育成 ・取り組みの周知 ・機材・設備の整備
到達目標	発災時には速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げることができる体制を構築します。

2-②：NPOの立ち上げ支援、活動支援

【現状と課題】

福祉サービスの担い手として町内でも NPO 法人の立ち上げが広がってきています。今後は新たな地域課題への対応や地域づくりを推進する NPO 法人の設立へと取り組みが広がっていくことが期待されます。

【地域の将来像】

- ◎ ボランティア活動からさらに発展して自立した市民活動を担えるよう、特定非営利活動法人（NPO 法人）の立ち上げや活動を支援する機能が確立されています。

(1)	新たな地域課題へ対応した事業の創出	継続
(2)	市民活動の理解促進と NPO 設立に向けた情報提供、立ち上げ支援	継続

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村の取り組み等の情報提供や研修会等への参加を促進します。 ・ボランティア活動が発展するよう、NPO 設立に向けた情報提供や立ち上げの支援を行います。
-------	---

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・行政・福祉団体・企業等の連携を促進し、協働により、新たな地域課題に対する福祉活動を創出します。 ・NPO 等の市民活動について理解を深めます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンター強化事業を実施します。 ・ボランティアコーディネーターの配置 ・NPO を含むボランティア団体の組織化・育成支援と組織間連携の促進による福祉活動の充実
到達目標	ボランティアセンター強化事業を実施し、支援体制整備・活動の充実を図るとともに、地域課題の集約をすすめ、課題中心型の広域ボランティア団体の立ち上げを支援します。

基本計画 3 : 福祉学習の推進と担い手づくり

3-① : 福祉学習プラットフォーム機能の確立

【現状と課題】

地域共生社会の実現に向けて、当事者への理解と社会参加の促進が不可欠です。そのためには、学校、障がい当事者やその家族、体験活動を受け入れる福祉施設、福祉学習に関わる各種団体が、効果的な福祉学習のプログラムのあり方やプログラム実施にあたってのルール、地域の福祉課題やニーズを踏まえた取り組みを協議する場を設ける必要がありますが、現在は、中学校で行っている福祉施設での職場体験や個人のボランティア活動など個別の取り組みにとどまっています。

【地域の将来像】

◎ これからの福祉の学びの核となる体験的・実践的な学習プログラムを推進するため、学校と当事者をはじめとする地域の諸団体および福祉関係機関等の協働による協議体（プラットフォーム）が設置され、住民の福祉課題を「他人事」ではなく「我が事」として受け止められる効果的な福祉学習のプログラムづくりが進められています。

(1)	福祉学習プラットフォームの設置推進	新規【重点】
-----	-------------------	--------

行政の役割	・福祉学習プラットフォーム設置に向け学校や教育委員会等と調整を行います。
到達目標	福祉学習プラットフォームを設置します。

民間の役割	・福祉学習プラットフォームに参加し、小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校との連携のもと、住民も自ら学びながら、多くの実践場面を地域で提供します。
社協の役割	○福祉学習プラットフォーム事業を実施します。 ・企業、教育機関、まちづくり委員会、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加したネットワークを形成し、福祉学習を推進 ・計画から実践・評価まで、あらゆる場面で当事者参加の促進を図り、まちづくり委員会等での共生型交流事業と連携し、すべての世代を対象とした福祉学習プログラムを構築
到達目標	福祉学習プラットフォームを立ち上げ、学校や各地区で当事者参加型の実践的な福祉学習プログラムを展開し、八頭町全域で取り組みを広げます。

3-②：子どもを対象とした福祉学習の促進

【現状と課題】

学校での福祉学習メニューとして車いす体験やアイマスク体験等が行われています。しかし、当事者団体へのヒヤリングから、以前は行われていた当事者が体験を話すような機会がなくなったという意見がありました。

不自由な面を理解することも必要ですが、障がい者が単に支援の対象者ということを学ばせるのではなく、障がいの多様性や工夫で様々なことができること、多くのことを教えてくれることなどを学ばなければなりません。

そのために、立場や専門性の異なる複数の者が協働で福祉学習プログラムを企画し、実施することで、福祉課題についての様々な見方や実践のアイデアが生まれ、豊かな学びにつながります。

【地域の将来像】

- ◎ プラットフォームの協議をもとに、学校内や地域における子ども・児童・生徒向けの福祉学習プログラムがますます充実しています。
- ◎ 当事者・家族も福祉学習プログラムづくりに参画し、障がいや認知症・難病等の理解促進に向けた活動を積極的に展開しています。

(1)	新たな福祉学習プログラムの創出	新規
(2)	地域への愛着を高める活動の推進	継続

行政の役割	・当事者団体や学校等との連絡調整を行うとともに、福祉学習プログラムづくりを支援します。
到達目標	子ども・生徒向けの福祉学習プログラムを作成します。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・生徒向けの当事者参加・地域実践を伴った福祉学習プログラムづくりに参画します。 ・地域資源を活用した取り組みを、まちづくり委員会を中心に展開し、子どもたちとともに地域の良さを感じ、ふるさとを愛する心を次世代に繋げていきます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉学習プラットフォーム事業を実施します。 ・企業、教育機関、まちづくり委員会、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加したネットワークを形成し、福祉学習を推進 ・計画から実践・評価まで、あらゆる場面で当事者参加の促進を図り、まちづくり委員会等での共生型交流事業と連携し、すべての世代を対象とした実践を通した福祉学習プログラムを構築
到達目標	福祉学習プラットフォームを立ち上げ、学校や各地区で当事者参加型の実践的な福祉学習プログラムを展開し、八頭町全域で取り組みを広げます。

3-③：地域を対象とした福祉学習の促進

【現状と課題】

生活支援サポーター養成講座や手話講座をキッカケに傾聴ボランティアグループや手話サークルが結成されるなど成果がでてきています。しかし、高齢者をはじめとする当事者を取り巻く課題は多様化しており、さらに多くの人々が福祉活動に関心を持ち、取り組みに参画することが必要です。そのためには「ふれあいサロン」や「まちづくり委員会」のような交流拠点も、当事者と関わり、地域の課題を知る重要な学習拠点になります。

住民にとって切実な生活課題が発生した時に、多くの住民が問題を知り、わが事として関心をもつこと、住民自身が問題にどのように取り組むかを考え、解決に取り組む過程を支える学習が必要です。

【地域の将来像】

- ◎ プラットフォームの協議をもとに、地域住民・ボランティア活動者向けの福祉学習プログラムがますます充実しています。
- ◎ 当事者・家族も福祉学習プログラムづくりに参画し、障がいや認知症・難病等の理解促進に向けた活動を積極的に展開しています。

(1)	福祉意識の向上に向けた講演・研修等の開催	継続
(2)	当事者の参画と支援実践の促進	新規

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・集落説明会を通して地域福祉活動への理解を促進します。 ・認知症サポーター養成講座・あいサポート研修を実施し、福祉学習を推進します。
到達目標	地域住民・ボランティア活動者向けの福祉学習プログラムを作成します。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な学習の機会に積極的に参画し、福祉活動・当事者への理解を深めていきます。 ・年代や障がいの有無を問わず、誰も参加できる活動を地域で広げ、実践場面を通して互いに理解を深めていきます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉学習プラットフォーム事業を実施します。 ・企業、教育機関、まちづくり委員会、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加したネットワークを形成し、福祉学習を推進 ・計画から実践・評価まで、あらゆる場面で当事者参加の促進を図り、まちづくり委員会等での共生型交流事業と連携し、すべての世代を対象とした実践を通した福祉学習プログラムを構築
到達目標	福祉学習プラットフォームを立ち上げ、学校や各地区で当事者参加型の実践的な福祉学習プログラムを展開し、八頭町全域で取り組みを広げます。

基本計画 4 : 地域福祉推進のための基盤強化

4-① : 組織体制の強化

【現状と課題】

各種組織の最少単位は集落ですが、少子高齢化に伴う若者の減少や、地域関係の希薄化により老人クラブや婦人会などの集落団体が維持できず解散してしまう集落が増えており、そのことがさらなる地域関係の希薄化を招いています。そこで、活動の単位を見直し、顔の見える関係性があり、かつ担い手が確保できる地区（概ね旧小学校区）を単位に活動を再構築することが求められています。

【地域の将来像】

◎ 少子高齢化・過疎化が進行するなかで基本方針Ⅰの基本計画1～3の各計画に持続的に取り組めるよう、行政・町社協をはじめ計画を推進する各種の組織・団体は組織体制の再編や強化に積極的に取り組んでいます。

(1)	地区を単位とする福祉活動推進に向けた各種組織の再編	新規
-----	---------------------------	----

行政の 役割	・地区を単位とする福祉活動推進に向けて、各種組織の体制の再編や強化を促進します。
-----------	--

民間の 役割	・各種団体・組織を、地区を基盤に再編し、まちづくり委員会の取り組みとの連携を図りながら、地区単位での活動を充実させていきます。
社協の 役割	○福祉団体の組織再編を支援します。

(2)	社協における組織体制の強化	新規
-----	---------------	----

行政の 役割	・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員・生活支援コーディネーターの配置について、委託金または補助金による財政支援を検討します。
-----------	--

到達目標	コミュニティ・ソーシャルワーカーを3人配置します。
------	---------------------------

民間の 役割	社協の取り組みへの理解を深め、積極的に協力します。
社協の 役割	○社協体制を整備します。 ・組織体制と事業の見直し ・コミュニティ・ソーシャルワーカーを増員配置 ・生活支援コーディネーターの配置 ・職員を地区担当制で配置し、まちづくり委員会活動へ積極的に参画 ・職員の専門性の向上・スキルアップ ○社協会費への理解促進と効果的な活用を進めます。
到達 目標	すべての社協職員が専門性を活かして地域支援に関わる体制を構築します。

4-②：財源の強化

【現状と課題】

地域福祉の重要な財源である赤い羽根共同募金（以下、共同募金という）は、年々、募金額が減少傾向にあり、募金活動への理解促進の取り組みが必要です。また、まちづくり委員会をはじめとした小地域福祉活動の充実に伴い、活動に必要な資金をいかに得ていくかが課題となっています。

地域住民が自分たちの地域をよくする取り組みに協力するという意識を高めるとともに、企業や法人なども地域活動に理解と関心を深め、協力していく寄付文化の醸成が必要です。

【地域の将来像】

- ◎ 少子高齢化・過疎化が進行するなかで基本方針Ⅰの基本計画1～3の各計画に持続的に取り組めるよう、行政・町社協をはじめ計画を推進する各種の組織・団体は、多様なルートから財源確保を進める等、財政基盤の強化に積極的に取り組んでいます。
- ◎ 介護予防や見守り・安否確認活動等、公的な福祉サービスの一端を担う地域福祉活動に対しては、公費助成等による行政支援の充実も図られています。

(1)	自主財源づくりの強化とクラウドファンディングなど新たな財源の活用	新規
(2)	共同募金運動の活性化	継続

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度（返礼品）等の活用を検討します。 ・介護予防等の福祉サービスの一端を担う地域福祉活動に対して、公費助成等による行政支援の充実を検討します。
到達目標	まちづくり委員会に対する新たな財政支援の仕組みを制度化します。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動・福祉事業に対する一般・企業からの寄付と効果的な活用のサイクルを促進し、寄付による社会貢献・社会参加の意識を高めます。 ・まちづくり委員会・福祉団体は募金の周知と理解促進に協力し、地域ファンドとしての共同募金へと意識の変化を促します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○共同募金運動強化・推進事業を実施します。 ・配分先団体と協力し、共同募金運動を幅広く周知 ・共同募金の目的・用途の明確化し、積極的な広報による理解促進 ・地区福祉活動への効果的・重点的な配分 ・八頭町における寄付文化の醸成
到達目標	共同募金実績を維持向上します。 地区福祉活動に活用できる目的型募金を実施します。

基本方針Ⅱ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

基本計画 1：共生型総合相談体制の構築

1－①：課題発見機能の強化

【現状と課題】

介護や認知症、生活困窮と社会的孤立、権利擁護ニーズなど、地域の福祉課題は複雑・深刻化する中で、早期発見・早期対応の重要性が増しています。身近な地域のつながりの中で変化に気づき、早期に支援につながる仕組みづくりが必要です。

【地域の将来像】

◎ 援護を必要とする住民が増加するなか、住民の援護ニーズが相談窓口が届かず課題を深刻化させることのないよう、行政・専門機関と地域が連携して、早期に様々な課題が発見できかつ迅速に支援体制が整う総合的な相談体制が構築されています。

(1)	福祉相談支援センターの設置	新規【重点】
-----	---------------	---------------

行政の役割	・補助金を活用して福祉相談支援センターへ財政的支援を行います。
到達目標	福祉相談支援センターの設置を支援します。

民間の役割	○地区総合相談窓口と福祉相談支援センターが連携します。 ・常設型の地区総合相談窓口を設置し、民生児童委員等の協力のもと、地区内の様々な生活課題をまずは住民で受けとめることができる相談体制づくりを進めます。
社協の役割	○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・相談支援機能の集約 （総合相談・生活困窮者自立支援・福祉資金貸付・日常生活自立支援事業・えんくるり事業・弁護士相談等） ・相談支援専門職の配置（社会福祉士/精神保健福祉士） ・権利擁護支援機能の確立（法人後見受任・市民後見人等担い手育成） ・地区総合相談窓口との連携及び支援 ・相談支援ネットワークの充実 ・共生型ケア会議の推進
到達目標	福祉相談支援センターに相談支援専門職を配置し、地区総合相談窓口を支援することで課題の早期発見、早期対応可能な体制を構築します。

1-②：分野を超えた支援体制づくり

【現状と課題】

一つの世帯に障がいや介護、困窮など問題が重なって発生し、これまでのような制度、機関ごとの支援では対応しきれない事態が発生しています。このような複合課題に対し、多機関が連携・協働し、世帯に対し支援を行うネットワークづくりが必要となっています。

【地域の将来像】

- ◎ 近年増加している複合的な課題への対応力を強化するため、高齢・障がい・子育て支援・生活困窮等の分野を超えて家族全体の生活課題をワンストップで丸ごと把握するとともに、各分野の専門職やボランティア等による必要な支援を包括的にコーディネートすることで、柔軟で解決力の高い支援体制が構築されています。

(1)	共生型ケア会議の開催・包括的支援体制への参加と協働の促進	新規【重点】
-----	------------------------------	---------------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制を構築するとともに、住民が関係機関とともに課題解決に取り組む共生型ケア会議を開催します。 ・スクールソーシャルワーカーや児童館、図書館などの職員との情報連携を充実します。 ・「SOS 見守ネットワーク」の登録者を増やし、行方不明等の緊急事態が発生した時に警察等との迅速な連携を図ります。
到達目標	育児、介護、障がい、貧困など、家族全体の複合化・複雑化した課題を多機関の協働により包括的に受けとめる相談支援体制を構築します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型ケア会議に参画し、住民と専門職の協働を促進し、地域課題を早期発見・支援する体制づくりを進めます。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・相談支援専門職の配置（社会福祉士/精神保健福祉士） ・地区総合相談窓口との連携及び支援 ・相談支援ネットワークの充実 ・共生型ケア会議の推進
到達 目標	福祉相談支援センターを設置し、相談支援ネットワークの充実を図るとともに、共生型ケア会議を各地区で展開し、地域住民と専門職が連携した相談支援体制を構築します。

(2)	保健福祉専門職や事業所への情報提供の充実	継続
-----	----------------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等により保健福祉専門職や事業所への情報提供を充実させ柔軟で解決力の高い支援体制を構築します。
到達目標	保健福祉専門職や事業所を対象とした研修会等を年 1 回以上開催します。

基本計画 2 : 権利擁護機能の強化

2-① : 権利擁護相談体制の確立

【現状と課題】

認知症高齢者の増加や親なき後の障がい者の意思決定支援、虐待対応など、権利擁護ニーズは今後さらに高まっていくことが予想されます。既存の相談支援体制を強化し、高齢者、障がい者などの分野を横断した権利擁護相談支援体制を構築する必要があります。

【地域の将来像】

◎ 家族の支援を得るのが困難な認知症高齢者等、判断能力に課題があっても住み慣れた地域での暮らしを希望する人々を支援するため、基本方針Ⅱの基本計画1で掲げた共生型総合相談体制の一環として権利擁護相談体制を構築しています。

(1)	権利擁護センターの設置	新規【重点】
-----	-------------	---------------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護センターを設置し、相談体制を構築します。 ・ 成年後見人制度利用の促進を図るための学習会を開催します。
到達目標	権利擁護センターを設置します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修や学習会に積極的に参画し、権利擁護への意識を高めます。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・ 相談支援専門職の配置（社会福祉士/精神保健福祉士） ・ 相談支援ネットワークの充実
到達 目標	福祉相談支援センターに権利擁護センターの機能を持たせ、相談支援専門職を配置することで、権利擁護相談体制を構築します。

2-②：法人後見機能の確立

【現状と課題】

現在、弁護士や司法書士などの専門職後見のほか、とっとり東部権利擁護支援センターによる法人後見により、高齢者や障がい者の権利擁護ニーズに対応しています。しかし、今後も権利擁護ニーズの増加が予想される中、既存の機関・専門職で対応しきれなくなっており、八頭町内に法人後見を担う機関の設立が必要となっています。

【地域の将来像】

◎ 不足しがちな後見人の担い手を確保するため、町社協による法人後見機能を確認させています。

(1)	法人後見機能の確立	新規
-----	-----------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none">・ 権利擁護センターを設置し、法人後見受任体制構築を支援します。・ 制度利用困難ケースの場合、町長申立を行います。
到達目標	法人後見機能の確立に向けて適切に支援します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none">・ 研修に積極的に参画し、権利擁護への意識を高めます。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none">○ 福祉相談支援センター設置事業を実施します。・ 権利擁護支援機能の確立（法人後見受任体制の構築・市民後見人等担い手育成）
到達 目標	福祉相談支援センターに権利擁護センターの機能を持たせ、相談支援専門職を配置することで、権利擁護体制を構築します。

2-③：市民後見人の育成

【現状と課題】

権利擁護ニーズが増加する中、成年後見制度の受け皿として、専門職後見、法人後見に加え、住民による権利擁護の取り組みへの参加が期待されています。専門職の支援のもと、住民の参加による権利擁護の取り組みを進めていくことが必要です。

【地域の将来像】

- ◎ ボランティアを主体とする市民後見人の育成が進み、認知症や重い障がいのある人でも、住み慣れた地域で人生の最期まで支えあって暮らすことが可能になっています。

(1)	市民後見人の育成	新規
-----	----------	----

行政の役割	・権利擁護センターを設置し、市民後見人の育成を推進します。
到達目標	市民後見人育成体制を構築します。

民間の役割	・とっとり東部権利擁護センターの主催する市民後見人育成研修に積極的に参加し、権利擁護への意識を高めます。
社協の役割	○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・とっとり東部権利擁護支援センターとの連携による市民後見人の人材育成 ・養成研修修了者の実践研修プログラム実施
到達目標	市民後見人の育成プログラムを構築します。

基本計画 3 : 情報提供体制の強化

3-① : 身近な地域における情報発信機能の構築

【現状と課題】

高齢者、障がい者、ひとり親世帯など支援が必要な人が増加する中で、必要な福祉情報が当事者に届いていないという実態があります。また、福祉制度は複雑であり、自分が使える医療・福祉制度を自ら把握するのは難しく、身近なところで支援を受けながら福祉支援につながるための情報提供の仕組みづくりが必要です。

【地域の将来像】

◎ まちづくり委員会の機能強化に向けて設置される地区総合相談窓口には、医療や福祉等の生活に必要な情報が得られる住民にとって最も身近な窓口としての機能が確立され、必要な時に必要な情報が気軽に得られるようになっています。

(1)	地区総合相談窓口における情報提供機能の確立	新規
-----	-----------------------	----

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> インターネット検索により必要な情報を気軽に得られるように環境を整備します。 地区総合相談窓口と行政や社協等の相談窓口と気軽に連携できる関係づくりを推進します。
到達目標	地区総合相談窓口への情報提供の仕組みを作ります。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり委員会の拠点施設で様々な福祉情報が手軽に得ることができるように関係機関と連携します。 高齢者・障がい者など、必要な人に情報が届くように、地区での支え合い活動を通じた、人の関わりによる情報提供を進めます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉情報発信機能を充実します。 地区総合相談窓口と連携 福祉情報をわかりやすく整理し、見える化を促進
到達目標	各機関・地区総合相談窓口との連携を図り、さまざまな広報媒体を積極的に活用し情報発信機能を強化します。

3-②：福祉情報提供の充実

【現状と課題】

高齢者、障がい者、ひとり親世帯など支援が必要な人が増加する中で、必要な福祉情報が当事者に届いていないという実態があります。また、福祉制度は複雑であり、自分が使える医療・福祉制度を自ら把握するのは難しく、身近なところで支援を受けながら福祉支援につながるための情報提供の仕組みづくりが必要です。

【地域の将来像】

- ◎ 広報誌等の伝統的な情報提供媒体だけでなく、インターネットやケーブルテレビ等の新たな媒体も積極的に活用して、医療や福祉をはじめとする生活に必要な多様な情報を、より豊かにより分かり易く提供できるようになっています。

(1)	福祉情報提供の充実	継続
-----	-----------	----

行政の役割	・ 広報誌、ホームページなどの電子媒体やケーブルテレビを活用し、地域福祉計画やまちづくり委員会の活動、各種サービス・制度等の情報を分かり易く提供します。
到達目標	高齢者、障がい者など様々な人に配慮した、誰にでもわかりやすい福祉情報を提供します。

民間の役割	各団体・機関の情報媒体を活用し、福祉情報の提供に協力します。
社協の役割	○福祉情報発信機能を充実します。 ・ 福祉情報をわかりやすく整理し、見える化を促進 ・ 社協だよりの充実 ・ インターネットによる情報発信の充実
到達目標	各機関・地区総合相談窓口との連携を図り、さまざまな広報媒体を積極的に活用し情報発信機能を強化します。

基本方針Ⅲ 地域における社会福祉事業の健全な発達の推進

基本計画 1：福祉事業者間のネットワークと協働の推進

【現状と課題】

制度の狭間の問題など、様々な地域課題に対応するために社会福祉法人や福祉事業者の連携による地域の課題に合わせた柔軟な福祉事業の創出が期待されています。また、災害時における福祉支援の必要性が明らかとなる中、既存の福祉施設や福祉専門職との連携をさらに進めていく必要があります。

【地域の将来像】

◎ 共生型総合相談体制を確立し、分野を超えた支援体制づくりを実現するために、これまで以上に保健医療福祉の関係機関・事業者のネットワークが強化されて「顔の見える関係」づくりが進められるとともに、研修や情報交換の場が多様に設置されることでサービス事業者・従事者の横のつながりも豊かに形成されています。

(1)	災害時における医療・福祉施設との連携	継続
(2)	同一分野事業者の研修、異分野の事業所間の情報交換の場づくりと連携	継続

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療などの専門的な支援が必要な人の受け入れについて、医療・福祉施設との連携が図れるよう、平時からの情報交換や訓練を実施します。 ・同一分野事業者や異分野の事業所の関係者・専門職等の研修、情報交換の場づくり、横断的な連携が取れるネットワークを構築します。
到達目標	<p>行政・福祉事業者間の連絡会を開催します。</p> <p>同一分野事業者や異分野の事業所の関係者・専門職等の研修・情報交換の場づくりを進めます。</p>

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に備えた行政・福祉事業者間の連絡会に参加し、要支援者の緊急的な受け入れなどについて連携します。 ・多職種が参加する研修、制度の枠を超えた分野横断的な研修に積極的に参画し、専門職間・分野間の相互理解と協働を促進します。
社協の役割	<p>○災害時指定福祉避難所へ専門職員を派遣します。</p> <p>○社会福祉法人間連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えんくるり事業への参加促進 ・社会福祉法人連絡会の立ち上げ ・社会資源開発の促進 ・福祉事業の中間就労・就労準備の場としての活用の促進
到達目標	<p>災害時における指定福祉避難所への職員派遣体制を整備します。</p> <p>法人間連携体制を構築し、地域課題に対応した新たな福祉サービスを創出します。</p>

基本計画 2：地域共生社会の実現に向けた各種サービスの充実

【現状と課題】

これから先の八頭町の高齢化を見ると、福祉サービスはまだまだ十分とは言えない現状にあります。特に日常生活を支えるための生活支援や移動手段の確保などは大きな課題となっています。また、障がい者についてはグループホームなどの居住支援が不足し、生活困窮者については経済的な問題だけではなく心身、家族の問題等が複合的に絡み合っており、誰にも相談できないなどの課題があります。

地域共生社会の実現にはハード面の充実だけではなく、すべての住民の福祉意識の向上というソフト面のバリアフリー化が進むことが重要です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるために取り組みのさらなる充実が必要です。

【地域の将来像】

- ◎ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要性が高いと判断されるものの整備が遅れている公的な福祉サービスや関連する生活支援サービスについては、分野別に策定されている福祉計画だけでなくそれらの上位計画として位置づけられる本計画にも整備の必要性を明示して優先順位を高める等、サービスの拡充と健全な発達に向けた最大限の努力が継続されています。

(1)	ハード・ソフト両面のバリアフリー化の促進	継続
-----	----------------------	----

行政の役割	・障がい者等の合理的配慮に努めるとともに、障がい者や高齢者が利用し易いユニバーサルデザインを意識した公共施設や民間の特定施設を整備します。
到達目標	ユニバーサルデザインを意識した公共施設や民間の特定施設を整備します。

民間の役割	・地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた検討の場に参画します。
社協の役割	○地域実践により福祉意識を高め、心のバリアフリー化を促進します。
到達目標	福祉学習プラットフォームを立ち上げ、学校や各地区で当事者参加型の実践的な福祉学習プログラムを展開し、八頭町全域で取り組みを広げます。

(2)	高齢・障がいなどの分野を超えたケアサービスづくり	新規
-----	--------------------------	----

行政の役割	・高齢、障がいなどの分野を超えたケアサービスの実施に向け事業者と検討を行います。
到達目標	高齢、障がいなどの分野を超えたケアサービスを開発・実施します。

民間の役割	・地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた検討の場に参画します。
社協の役割	○地域の福祉課題を把握し、住民・事業者と協働して必要な事業を検討します。

(3)	生活困窮者自立支援制度の充実	継続
-----	----------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関（行政の徴収・福祉・教育分野、民生児童委員、まちづくり委員会、子ども食堂等）と連携し、生活困窮者の早期発見を行い支援につなげます。 専任の相談支援員による伴走的な支援を行います。 （就労支援、家計支援、債務整理等）
到達目標	<p>自立生活のための支援プランを相談件数の50%以上作成します。</p> <p>就労支援プラン対象者の75%が就労及び就労収入の増加となるよう支援します。</p>

民間の 役割	<p>地区総合相談窓口と福祉相談支援センターが連携します。</p> <p>地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた検討の場に参画します。</p> <p>当事者への理解を深め、多様な就労や社会参加の在り方を理解し、受け入れることができる地域づくりに取り組みます。</p>
社協の 役割	<p>○福祉相談支援センター設置事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門職の配置（社会福祉士/精神保健福祉士） 地区総合相談窓口との連携及び支援 相談支援ネットワークの充実 共生型ケア会議の推進 支援を通じた地域づくり
到達 目標	<p>関係機関や住民と協働して、生活困窮者支援プログラム（社会参加・居場所・役割・対人関係）を充実します。</p>

(4)	認知症高齢者や障がい者向けグループホームやサービス付高齢者向け住宅等の充実	新規
-----	---------------------------------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や障がい者向けのグループホームやサービス付高齢者向け住宅等を充実します。
-----------	--

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 様々な学習の機会に積極的に参画し、福祉活動・当事者への理解を深めます。 地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた検討の場に参画します。
社協の 役割	<p>○福祉学習プラットフォーム事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、教育機関、まちづくり委員会、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加したネットワークを形成し、福祉学習を推進 当事者の参加促進を図り、まちづくり委員会等での共生型交流事業と連携し、すべての世代を対象とした福祉学習プログラムを構築

(5)	避難行動要支援者登録台帳の整備・更新と要支援者情報の共有	継続
-----	------------------------------	----

行政の 役割	・避難行動要支援者登録台帳を整備（更新）し、要支援者の情報を関係者で共有することにより災害時の避難支援に活用します。
到達目標	災害時に要支援者が速やかに指定福祉避難所へ避難できる体制を構築します。

民間の 役割	制度に対する理解を深め、円滑な避難支援のために必要な者は自ら要支援者登録を行います。また、事業者等は支援に必要な者に情報提供に努め登録を促します。
社協の 役割	○避難行動要支援者登録制度に対する情報提供を行います。

(6)	地域における子どもの居場所づくりの充実	継続
-----	---------------------	----

行政の 役割	・「子ども・子育て支援事業計画」に掲げた放課後児童クラブや夏季児童クラブなどを充実します。
到達目標	受け入れ対象児童の拡充と施設整備を進めます。

民間の 役割	・子どもたちが気軽に集い、地域の人たちとかがわりあいながら安心して過ごせる場づくりを推進します。
社協の 役割	○まちづくり委員会等と連携し、集いの場づくりを支援します。 ・運営の支援 ・ボランティア育成と活動調整
到達 目標	世代間交流や社会体験ができる子どもの居場所づくりを各地区で進めます。

基本計画 3 : 福祉人材の確保

【現状と課題】

福祉ニーズは増加する中、若者を中心とした福祉離れにより従事者不足が深刻となっています。今後安定した福祉サービスを確保するためには福祉サービスの担い手を育成することが必要です。

【地域の将来像】

◎ 実習生の積極的な受け入れや退職した専門職等の休眠人材の掘り起こし、町外からのIターン専門職の受け入れ等、町として可能な限りの対策を講じることで福祉サービスの健全な発達ならびに本計画の実現を担う優れた人材を安定的に確保しています。

(1)	医療・福祉系の大学・専門学校地域実習の受け入れ	継続
(2)	福祉人材バンクの活用促進と町外からの専門職の受け入れ	継続

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 医療や福祉系の大学・専門学校地域実習やボランティア活動を受け入れることにより学生との関係をつくり、I・J・Uターンによる就労につなげます。 福祉人材バンクを活用し、退職した専門職等の休眠人材や町外からの専門職を受け入れ、優れた人材を確保します。
-----------	---

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉専門職の実習を地域・事業者で積極的に受け入れ、将来地域で活躍する専門職の育成に協力します。
社協の 役割	○専門人材育成のための地域実習の受け入れ調整に取り組みます。
到達 目標	学生たちが地域実習を通して、まちづくり委員会と連携し、地域づくりや住民の健康づくりと介護予防の取り組みに協力する仕組みを作ります。

基本計画 4 : 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献

【現状と課題】

制度の狭間の問題など、様々な地域課題に対応するために社会福祉法人や福祉事業者の連携による地域の課題に合わせた柔軟な福祉事業の創出が期待されています。また、災害時における福祉支援の必要性が明らかとなる中、既存の福祉施設や福祉専門職との連携をさらに進めていく必要があります。

【地域の将来像】

◎ 社会福祉法人による公益活動が重視されるなか、個々の社会福祉法人や福祉サービス事業者は、行政や町社協、まちづくり委員会をはじめ、地域の多様な組織・団体と連携しつつ、自らが有する機能を活用しながら本計画の実現に向けた地域貢献活動に積極的に取り組んでいます。

(1)	協働による新たな地域課題へ対応した事業の創出	新規
-----	------------------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人や福祉サービス事業者の連携を促進し、地域が抱える新たな課題に対応した事業の創出を支援します。 (例) 子どもの貧困問題解決のための「こども食堂」の開設。
到達目標	新たな福祉課題に対応した取り組みを実施します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 住民・行政・福祉団体・企業等の連携を促進し、協働により、新たな地域課題に対する福祉活動を創出します。
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人間連携を推進します。 ・えんくるり事業への参加促進 ・社会福祉法人連絡会の立ち上げ ・社会資源開発の促進 ・福祉事業の中間就労・就労準備の場としての活用の促進 ○企業へと働きかけを行い、企業の社会貢献活動と地域福祉活動との連携をコーディネートします。
到達 目標	社会福祉法人連絡会を立ち上げ、連携体制を構築し、地域課題に対応した新たな福祉サービスを創出します。

基本方針Ⅳ 地域資源を活用した持続可能なまちづくりの推進

基本計画 1：企業の社会貢献活動の促進

【現状と課題】

高齢化や子どもをめぐる問題、社会的孤立や貧困、自然災害の頻発など、社会問題が顕著となる中で、社会の中での企業の在り方も変化し、社会を構成する一員として、持続可能な社会を実現するために、企業の社会貢献の取り組みが求められています。こうした動きと八頭町で進めている地域福祉活動との連携を積極的に進め、地域課題の解消につなげていくことが必要です。

【地域の将来像】

◎ 地域の生活課題の解決に取り組む主体はこれまで行政や非営利の専門機関、ボランティアが中心でしたが、将来は流通系企業の移動販売への進出や農業と福祉を連携させた新たなビジネスの創出等、企業がビジネスの手法を用いて地域の課題解決と持続的な地域づくりに積極的に貢献することが日常的な姿になっています。

(1)	協働による新たな地域課題へ対応した事業の創出	新規
-----	------------------------	----

行政の役割	・地域の生活課題の解決のため、行政と企業との連絡会を開催し、新たなニーズの発見や企業のノウハウを活かして課題解決の取り組みを促進します。
到達目標	行政と企業との連絡会を開催します。

民間の役割	・住民・行政・福祉団体・企業等の連携を促進し、協働により、新たな地域課題に対する福祉活動を創出します。
社協の役割	○企業の社会貢献活動と地域福祉活動との連携をコーディネートします。
到達目標	企業と福祉課題を共有し、連携のもと地域課題に対応した新たな福祉サービスを創出します。

基本計画 2：住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

2-①：日常の移動手段の確保

【現状と課題】

高齢化が進み、高齢者の事故が全国的に相次ぐ中、免許の返納で自家用車の運転ができなくなるなどの交通の課題が増加しています。日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段の確保は重要な課題です。また、専門職ヒアリングから現行制度では対応できない障がい者の移動支援の課題も明らかとなっています。

【地域の将来像】

◎ 八頭町における深刻な地域課題の一つである「移動」について、公共交通の望ましいあり方を絶えず検討するとともに、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応するため、NPOやボランティアを主体とする新たな移送サービスの開発も進められています。

(1)	公共交通の利便性の向上	継続
(2)	個別ニーズに対応した移送サービスの導入	新規

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・若桜鉄道の増便やさんさんバスのダイヤ改正、ルート等を検討し、公共交通の利便性を向上させます。 ・NPO・ボランティアなどによる移送サービスの導入の検討やタクシー利用補助制度を拡充します。
到達目標	個別ニーズに対応した新たな移送サービスを創出します。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた検討の場に参画します。
社協の役割	○地域の福祉課題を把握し、住民との協働により支援を実施・継続していくための方法を検討します。
到達目標	地域の課題を集約し、検討する場を持ち、住民との協働による新たな支援手段を創出します。

2-②：食料品・生活必需品・生活雑貨の購入支援

【現状と課題】

商店の大型化が進み、身近な集落や地区で食料品や生活雑貨等の生活必需品の購入が難しくなっています。そうした影響は運転が難しくなる高齢者などに特に深刻な課題となります。必要なものを購入できるよう、様々な手段を組み合わせた買い物支援の取り組みが必要です。

【地域の将来像】

- ◎ 上記の日常の移動手段の確保以外にも、「買い物難民」の解消に向けて移動販売のネットワークが拡充されるとともに、宅配型の買い物サービスの利用促進等、住民の生活ニーズに柔軟に対応できる買い物支援サービスが展開されています。

(1)	移動販売の充実	継続
(2)	宅配サービスの利用促進	新規

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・JAによる移動販売車に加え、民間の移動販売の拡充を支援します。 ・インターネット講習などを開催し、通信販売や宅配サービスを利用した買い物を支援します。
到達目標	地域の特性に合わせた買い物支援の仕組みを作ります。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた検討の場に参画します。
社協の役割	○地域の福祉課題を把握し、住民との協働により支援を実施・継続していくための方法を検討します。
到達目標	地域の課題を集約し、検討する場を持ち、住民との協働による新たな支援手段を創出します。

基本計画 3 : 移住定住・就労環境の整備

3-① : 地域の次世代の担い手の確保

【現状と課題】

空き家の増加が町内各地でみられ、その管理と活用が課題となっています。危険家屋化させず、必要としている人と結び付け、若い世代の転入を促進する仕組みづくりが必要です。

【地域の将来像】

◎ 八頭町のまちづくりが持続可能になるために必要な次世代の担い手の確保に向けて町外から移住しやすい環境が整備され、I・J・Uターンで八頭町に移住する若い世代の住民が大幅に増加しています。

(1)	空き家等の活用によるI・J・Uターンの積極的受け入れ	新規
-----	----------------------------	----

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家登録バンク制度の登録・利用を促進し、移住者への情報提供やマッチングを行います。 ・移住・定住センターを設置し、空き家登録バンクの充実と移住希望者とのコーディネートを進めます。 ・住宅リフォーム等改修助成などの充実により、I・J・Uターンによる若者世代等の定住を促進します。
到達目標	移住・定住センターが設置され、空き家登録バンクの充実と移住希望者とのコーディネートする仕組みを作ります。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等に参加し、財産管理についての意識を地域ぐるみで高め、空き家や山林田畑の有効活用を進めます。 ・移住者を受け入れ、地域に馴染むことができるように住民一人ひとりが移住者支援への意識を高めていきます。
-------	--

3-②：多様な就労及び社会参加の場づくり

【現状と課題】

コミュニケーションの課題、障がいなど様々な要因により就労に困難を抱え、引きこもりやニートとなって社会から孤立するなどの課題が明らかとなっています。誰もが自分らしく社会に参加できる機会を作り、自立を支援するための取り組みが必要です。

【地域の将来像】

- ◎ 町内の企業や各種事業所の協力のもと、就労に困難を抱える人々が自分に合った働き方で社会に参加できる仕組み（中間的就労）が整備され、自立に向けたチャンスが大きく広がっています。
- ◎ 就労の機会を求める福祉と後継者不足に悩む農業（第一次産業）との連携が進み、新たなビジネスチャンスが拡大するとともに、障がい者の雇用拡大もさらに進められています。
- ◎ これまで「支えられる人」と見られがちだった障がい者や引きこもりの若者等が、専門職や地域住民等から必要なサポートを受けつつ「地域づくりの担い手」として地域の様々な活動に積極的に参加することが日常的な姿になっています。

(1)	就労の機会の確保	継続
(2)	農福連携による働く場、居場所づくりの推進	新規

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、NPO、関係団体、企業等に協力により、就労に困難を抱える人々が自分にあつた働き方ができる中間的就労の場や新たな就労の場づくりを推進します。 ・高齢化などによる「働き手がない」という問題と、障がい者や生活困窮者などの社会的に弱い立場にいる人たちが、「働く場がない」という問題を解決するため、障がい者や生活困窮者などが耕作放棄地などを活用し、農作物の栽培や農産物の加工販売を行う農福連携により、働く場や居場所づくりを推進します。
到達目標	農福連携による働く場をつくります。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者への理解を深め、多様な就労や社会参加の在り方を理解し、受け入れることができる地域づくりに取り組みます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者理解を促進します。 ○社会福祉事業を中間就労や就労準備の場として活用します。 ○まちづくり委員会と連携し、地区の集いの場の活用による障がい者や引きこもり者等の社会参加を促進します。 ○生活困窮者支援ネットワークによる協働の推進と新たな就労の場づくりを進めます。
到達目標	当事者参加を促進し、地域の中での居場所づくりを推進するとともに、その中で役割や生きがいを持てる場づくりを進めます。

第5章 計画の推進体制

1. 進捗管理体制

(1) 地域福祉推進計画進捗管理委員会の設置

庁外の進捗管理組織として、地域住民、民生児童委員、当事者団体、社会福祉事業者等から構成する「八頭町地域福祉推進計画進捗管理委員会」を設置し、この委員会を毎年度開催して、進捗管理、提言を行います。

(2) 地域福祉推進専門部会の設置

本計画の推進にあたっては、福祉分野のみならず保健、教育、人権、防犯・防災、企画、農業などの生活分野が横断的に連携することが必要です。また、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会との組織の枠を超えた連携体制を構築することが求められます。

このため、庁内の進捗管理組織として庁内関係各課と社会福祉協議会による横断的な連携、専門職や専門機関との連携・協働のための地域福祉推進専門部会を設置し、施策の検討・調整、効率的な推進を図ります。

2. 計画の見直し

(1) 計画の進捗管理

本計画はPDCAサイクルに基づいて実施します。

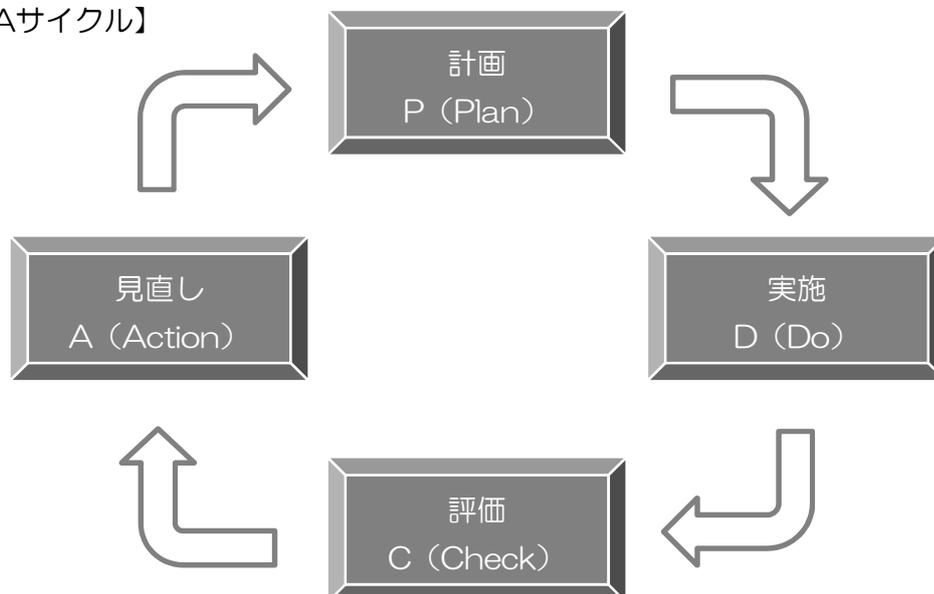
計画の着実な推進を図るため、「到達目標」を設定し、計画の進捗状況、達成状況を把握します。

地域福祉推進専門部会は、毎年度の進捗状況を「八頭町地域福祉推進計画進捗管理委員会」に報告します。「八頭町地域福祉推進計画進捗管理委員会」は評価・検証を行い、翌年度以降の具体的な取り組み内容の改善に向けた提言をします。

(2) 計画の見直し

計画期間は6年間ですが、達成状況や他の計画の動向、社会情勢の変化、新たに生じた課題に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル】



資料編

八頭町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条の規定するに基づき八頭町地域福祉計画を策定するため、八頭町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定または改定に関すること。
- (2) その他必要事項。

(構成)

第3条 委員会は、町長が委嘱する15人以内で構成する。

2 委員会には、委員長1名及び副委員長1名をおき、委員の互選によりこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を総括し、代表する。

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催できない。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は欠けた時は、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

八頭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 民間社会福祉事業を総合的・計画的に推進するため、八頭町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定することを目的に八頭町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 八頭町地域福祉活動計画策定委員会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域福祉活動計画の推進とその事業の展開に関すること。
- (2) その他、地域福祉活動の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、八頭町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱（以下「委員」という。）する、おおむね20名以内で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた時の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は欠けた時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。ただし、第1回目の委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括し、必要に応じて随時開催することができる。

(関係者の出席要求)

第7条 委員会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明および意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、八頭町社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

策定委員会委員名簿（八頭町地域福祉計画・八頭町地域福祉活動計画）

期間：2017年6月26日～2018年5月31日

（順不同/敬称略）

No.	所 属 ・ 団 体	役 職	氏 名	備 考
1	八頭町民生児童委員協議会	会長	田中 壽人	
2	八頭町老人クラブ連合会 下私都地区まちづくり委員会	会長 委員長	岡森 裕	
3	地域福祉推進協議会	代表	小谷 知載	
4	八頭町身体障害者福祉協会	会長	竹内 良一	
5	八頭町心身障害児・者保護育成会	会長	岡田 幸子	
6	八頭町家族会	会長	西村 公雄	
7	母子生活支援施設 のぞみ	施設長	福田 眞弓	
8	社会福祉法人 れしーぶ	理事長	小河 和泉	
9	社会福祉法人 やす	専務理事	森本 正孝	
10	八頭町赤十字奉仕団 (八東赤十字奉仕団)	委員長	田中 朝子	
11	八頭町連合婦人会	副会長	山根 睦子	
12	安部地区まちづくり委員会	委員長	西川 耕一	
13	隼地区まちづくり委員会	副委員長	植田 幸秀	
14	八頭町社会福祉協議会	会長	桑村 和義	
15	八頭町	副町長	岩見 一郎	

八頭町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定アドバイザー

鳥取大学地域学部	准教授	竹川 俊夫	
----------	-----	-------	--

事務局

八頭町

保健課	課長	小林 俊一	～2018.3
保健課	課長	森脇 孝和	2018.4～
保健課 地域包括支援センター	課長補佐 所長	岡崎 好美	～2018.3 2018.4～
保健課	係長	前根 見名	2018.4～
地域包括支援センター	所長	山本 聡美	～2018.3
地域包括支援センター	係長	大石 実津代	
福祉課	課長	田中 裕之	
福祉課	課長補佐	西尾 克志	
福祉課	係長	中浦 弘隆	

八頭町社会福祉協議会

事務局	事務局長	小寺 道弘	～2018.3
事務局	事務局長	平木 ひろみ	2018.4～
地域福祉課	課長	大谷 福恵	～2018.3
地域福祉課	課長	西尾 美砂代	2018.4～
地域福祉課	コミュニティソー シャルワーカー	藤田 亮二	
地域福祉課	生活支援 コーディネーター	中野 裕史	

地域福祉計画策定委員会議事録

第1回地域福祉計画策定委員会

日時：2017年6月26日 9:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけについて

- ・社会福祉法の改正について説明
- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定について

2. 第1期地域福祉計画の評価について

- ・まちづくり委員会の取り組みが八頭町の財産になりつつあると実感している。まだ取り組みは手探りであり、課題もあるが、徐々に地域に根付いてきているようであり、第2期計画ではさらにそれを推進する必要がある
- ・地域包括ケアシステムから「我が事・丸ごと」に至る地域福祉の仕組みに対し、まちづくり委員会が大きな役割を担っていくことが予想される。
- ・生活困窮者への取り組みも進められているところであるが、「我が事・丸ごと」の政策の背景には格差の進展・子どもや母子の貧困などの社会課題が出てきているため。制度のはざまの問題にしっかりと目を向けていくことが必要。
- ・地域包括ケア体制づくりについて、在宅医療介護連携推進室のほうから直接働きかけがあったか。

⇒連携により訪問看護ステーションの設置を検討中。

- ・虐待・生活困窮に対する社協の夜間・休日対応は。

⇒福祉事務所で緊急連絡網を整備し年に数回は対応。社協は緊急対応後に関わる支援機関としての位置づけ。ただし、支援にあたっては、夜間・休日も調整して対応。

- ・PDCAについては次をどのように検討するのか。

⇒毎年推進委員会を開催し評価をする予定。

- ・地域ケア会議の定義とは。

⇒地域住民も参加するケア会議。住民の参加による課題発見機能と住民・行政・福祉の協働を生み出す調整の機能がある。医療・介護・生活あらゆる分野に横断的に取り組むもの。

- ・生活困窮の範囲は

⇒世代や課題に限定するものではなく現に生活困窮状態にあるもの及び社会的孤立の中でその恐れのあるものとなる。あえて対象を限定していないのが特徴となっている制度。定義ができない複合課題が社会問題となっている。

3. 第2期地域福祉計画の課題と施策の動向について

- ・精神障がい者の地域生活移行支援はどうなっているか。

⇒病院のほうに地域生活移行支援員の配置が制度化されたところ。しかし、グループホーム等の資源不足がある。地域に障がい理解が進むような取り組みが必要。障がい者差別解消法も施行されており、心のバリアフリーを計画に盛り込むべき。

- ・福祉避難所について、鳥取県中部地震の際の教訓も踏まえて、配慮が必要な人にきめ細やかに情報が届くような取り組みが必要。



第2回地域福祉計画策定委員会

日時：2017年8月7日 13:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 第1期計画評価およびヒアリング等の取り組みで明らかになった地域課題について

- 担い手不足が課題であり、UIターンを進めるために若者に魅力を持ってもらうような取り組みが必要。大学や企業との連携を検討してはどうか。

- 次世代の担い手づくりについてボランティアセンターの課題は。

⇒ボランティアセンターが上手く機能せず、なかなか広げることができていない現状。ボランティアの年代、価値観の変化があり、共感をもって取り組むのが難しい時代になっている。個人の価値観が強まる中、熱意がある人をどのように地域課題や活動につなげていくかが課題。

- 集落サロンの担い手づくりはどのように進めているのか。

⇒高齢化などにより、サロン世話人から活動を継続するのが難しいという相談を受けるようになった。集落でのサロン運営が難しくなっていることから、まちづくり委員会を基盤として連携し、運営支援や情報交換に取り組んでいる。

⇒ボランティアを地域活動につなげていくことが上手く機能していないのではないかな。次の福祉計画では地域人材育成が大きな課題となる。

- 見守り活動を誰が担っているのか？

⇒愛の輪協力員で一部の独居高齢者の見守りを担っているが、十分ではない状況。高齢者の数は増え続けているが、担い手が増えていない。愛の輪協力員の高齢化と委員となることへの負担感がある。

⇒単地区では単創生会で宅配事業をやっていこうかと考えている。宅配+見守りを組み合わせた事業化を検討しているところ。

⇒高齢者に限らず、障がい者や引きこもりなど見守りに広がればよいと思う。

⇒見守りは民生児童委員の重要な取り組みとして位置づけ、毎月1回見守りを愛の輪協力員と連携して行っているが、愛の輪協力員も高齢化しており、うまく機能していないところがある。民生児童委員も高齢化しており、活動できる人が積極的に参加してもらうことが必要。

- ⇒見守りの形を変えていく必要がある。IT技術なども活用すべき。その受け入れが難しい人に対して人による見守りとしていく方が良い。費用が掛かってもすべきこと。
- ⇒高齢者でなくても突然死する人がある。体制を作ることも必要だが、集落全体で見守る意識づくりが必要。
- ⇒中山間地域の見守り協定を結び、多くの企業に参加してもらっているが、現場で機能すること、地域とつながっていくことができれば。地域の中には福祉に関心を持っている方がいるということを実感しているが、どうやってつなげていくかが課題。
- ⇒集落が支援組織として位置づけられることが基本だと思うが、集落内でそのような位置づけや意識付けがない。
- ⇒福祉推進員制度・サロン事業の在り方についても根本的に考え直すことが必要。また、ネットワークが十分に取れていないことも課題。絶えずまちづくり委員会に見守り情報が集まるような方向に進めていくことが必要。
- ⇒見守りは今計画での大きなテーマになる。独居高齢者・高齢者世帯に認知症や介護が組み合わさる中で、既存の愛の輪協力員のような1：1の支援では支えきれない。対象者も増加していくことが予想される中、新しい時代に合わせた見守り体制を作っていくことが必要。
- ⇒地域の住民から様々な情報が届き、支援機関が介入するが本人は拒否。周りは心配しているといった事例がある。
- ⇒人間関係づくりが重要で、一人では難しくチーム支援が必要。これまでは民生児童委員しか頼める委員がなく、民生児童委員の負担が大きい。明確にテーマとして取り上げることが必要。
- ⇒困窮者・障がい者に支援拒否のケースが目につくつある。複合課題を抱えた世帯に対するケアはこれまでの支援の形では通用しない。専門性の高いケースについては成年後見人制度での対応を考えている。市町村は成年後見制度利用促進計画を策定していく。
- ⇒担い手になろうという意識の人は多いと思うが、今までの仕組みではうまくいかない。そのまま孤立してしまう。担い手づくりもだが、組織だって取り組んでいくことが必要。旧中学校区くらいを単位にして一つのユニットに取り組みを広げていってはどうか。人材育成・教育システムを入れて担い手を作っていくのはどうか。
- ⇒今まで通りでは持たないということが共通課題として認識されたと思う。新しい仕組みをどのように作っていくかが課題。
- ⇒子どもを取り巻く問題は深刻さを増しているのに見えにくいという課題がでている。ひとり親家庭に限らず、多くの家庭で課題が広がっている。見守りの対象に子どもや障がいを加えていただきたい。見えにくい・見えにくい課題を見守る視点が重要。ネットワークづくりが重要である。
- ⇒見守りにあたり、子どもも担い手という視点を持つことが必要。日野ボランティアネットワークでは定期的に子どもも同行して見守り訪問するなどをしている
 - ・高齢者・子ども以外にも引きこもりなど、あらゆる視点をもって横断的に見守っていくことが必要で見守る視点や意識と専門職につながる仕組みが必要。
- ⇒地域で支えられるものは地域で見守れるように集落や地区を単位とした見守り体制を作ることが必要で既に認知症徘徊見守りネットワークに取り組んでいる地区があ

る。専門職も参加し、役割分担をし、見守りから発見、課題解決まで一貫して取り組める仕組みが必要。地域ケア会議で日々の生活課題を吸い上げ、専門職と検討することができるように。

- 集落とまちづくり委員会の連携や分担が重要。まちづくり委員会が情報を集約する拠点となる。

⇒まちづくり委員会と当事者団体とのかかわりが薄いと感じる。

⇒当事者間でも情報がなかなか入らない。団体としての発信不足もある。まちづくり委員会と連携したいが、遠慮する気持ちもあり、まちづくり委員会で受け止めてもらえる雰囲気を作っていたきたい。当事者団体も見守りの担い手になっていけるようになればと思う。

- まちづくり委員会が中心となってきているが、まだ立ち上がっていない地区について、住民に福祉意識を醸成していくことが必要。

- 障害者差別解消法を受け、鳥取県が2018年から障がいの有無と支援してほしいことを開示するヘルプマークを導入予定。八頭町独自で看護師による障がい者手帳保持者への個別訪問の事業を行っているが、当事者は遠慮する気持ちがとても強いことを感じている。

- 精神・知的障がいのある当事者は、偏見を受けてきた経験からカードに抵抗感を感じる人は多いと思う。地域で障がい理解が広がるような研修をしてもらい、障がいを明らかにすることが心配ない社会になっていくことが必要。

⇒集落では当事者の情報がなく、大半の当事者は障がいや病気を明かすことを拒む気持ちがあると思う。

⇒行政から提供される情報は開示できないため、集落での情報収集がとても重要。

- 個人情報保護法の制限対象として民生児童委員も含まれている。情報共有については整理が必要だと思う。

- さまざまなことがまちづくり委員会に関連してくるなか、活動を担うために、行政から必要な費用をまちづくり委員会に支出することが必要。

⇒介護予防総合事業の住民主体型サービスなどを活用して、関わっている人に必要な経費を支払えるような仕組みを取り入れてはどうか。

⇒今後まちづくり委員会をどう位置付けるか、それにより何が必要なのかをきちんと組み立てていくことが必要。



第3回地域福祉計画策定委員会

日時：2017年9月25日 13:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. ヒアリング等の取り組みで明らかになった地域課題について

- ・まちづくり委員会の位置づけ、課せられる役割、方向性が大きな課題。現状のままでは地域課題を担いきれないところがあり、行政等の既存の機関との役割の整理が必要。全地区設置に向けた目途をつけることが必要。
 - ・まちづくり委員会について現状は課題のほうが多い。機能がたくさん求められすぎている。地域福祉の中核組織として期待の高まりもあり、位置づけの再整理が必要。住民の福祉意識の向上が大きな課題。公民館活動とまちづくり委員会活動は重なる部分があり、一体的な活動がいいのではないか。
 - ・サロン・まちづくり等の場づくりは必要だがまちづくり委員会・サロン・老人クラブの位置づけの整理ができていない。また、場に出たくない人に対してのアプローチが課題。
- ・子どもの社会的擁護について児童福祉に関わるものだけではなく、受けとめる地域と一緒に考えていくことが必要。子ども食堂などの事業を継続するためには、ボランティアに頼るばかりではなく、システム化していくことが必要。
- ・地域団体が結びつき力を出し合うようなことを計画に盛り込んでいくことが必要。
- ・今後はサロンだけではなくすべての地域福祉活動をまちづくり委員会に結び付け、横のつながりづくりを進め、福祉専門職もそこにつながっていくことが必要。
- ・まちづくり委員会の全地区設置は必達課題として位置づけることが必要。第2期計画ではまちづくり委員会の体力（人・モノ・金・専門的支援）を増強する時期だと考える。
- ・担い手の確保が深刻な課題。役が重なるのも課題。福祉推進員や愛の輪協力員も形骸化しているという議論があり、まちづくり委員会の担い手として再定義していくことが必要。

第4回地域福祉計画策定委員会

日時：2017年11月27日 13:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 地域福祉計画骨子(案)について

- ・支援が必要だが自ら声を上げにくい人についてはどのような取り組んでいくのか
⇒アウトリーチによって課題を掘り起こしていくことを想定している。まちづくり委員会が情報をつかむアンテナとして機能し、専門職とつながることを想定。
- ・新しい事業が多く上がっているが、どのようにスケジュール化していくか。
⇒モデル事業として先行実施するなどを予定。
- ・まちづくり委員会の法的根拠として自治基本条例に位置づけをする必要があるのではないか。
- ・大学や専門学校との連携や移動サロンなどの取り組みも考えていくことが必要。

- 企業のCSRなども働きかけていくことが必要。
- タイムスケジュールを立てていつまでにどこまでという具体化が必要。
- 基本計画には福祉学習を組み込んでほしい。学校・地域・当事者・社協・行政が集まって福祉学習プログラムと一緒に考えるような場を作っていくことが将来的には良いと思う。
- まちづくり委員会の参画団体に教育機関を組み込んでいくことが必要。
- 基本方針Ⅰの取り組みを支援する社会福祉協議会の基盤強化をどのように図っていくかは大きな課題。

第5回地域福祉計画策定委員会

日時：2018年1月29日 13:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 地域福祉計画骨子（案）について

- 6年後にすべてまちづくり委員会設立とあるが、6年後の根拠は。
⇒福祉計画の計画期間が6年間となっているため。
⇒地域の差が発生してきており、格差ができないように並行して進めてほしい
⇒年次ごとに達成目標を立てたほうが良いと思う。
⇒まちづくりの立ち上げがしっかりできなければ進まない計画なので、意見を参考に進めていってほしい。
- 防災拠点について、まちづくり委員会に防災士を配置するのか。
⇒まちづくり委員会の委員や集落支援員で必ず防災士を受けてもらうということは考えていない。地域の人材を活用するののも一つの手段。
- 民生児童委員の活動が以前に比べてとても負担が大きくなってきている。見守り・認知症など地域の相談をまちづくり委員会が受けとめて、集落支援員・民生児童委員がうまく連携をとっていければ互いによくなっていくと思う。ボランティアだけでなく、福祉事業者・一般事業者も巻き込んでいくことも大切な視点。
- 福祉学習プラットフォームは社協に担ってほしい。教育部門との連携を行政の中で進めていってほしい。次世代につなげる良いアイデアだと思う。
- CSWの増員が一番重要なポイントになる。
- 新たな財源づくりにとあるが具体的には。
⇒ふるさと納税や企業の支援・社会貢献なども検討の余地がある。
- 福祉相談支援センターについて、すべての相談を受けるというのは大変だと思う。直接行政にある方がいいのではないか。
⇒現在、生活困窮者の相談窓口を社協へ委託しているが、それを福祉相談支援センターへ移行していければと考えている。分野横断については行政機関の連携を確実に進めていく。国の制度の変化をにらみながら進めていく方がよい。
- 法人後見・市民後見などは難しい問題であり、計画通り実現できるか疑問。
⇒権利擁護ニーズの高まる中、センターを持って各分野の権利擁護を一体的に進めていく方が効率的と考える。
- グループホームは不足しているのか。

- ⇒具体的なニーズを把握できているわけではないが、他市町の動き・今後の高齢者の増加を見込んでのこと。
- ⇒団塊の世代が高齢化するなかで、一時期は入居先が不足することになるが、その後は減少していく見通しである。有効に利用できる施設があれば活用すべき。
 - ・大学のボランティアへの取り組みは積極的なのか。
- ⇒地域福祉分野の学科は積極的に出ていく。多くの要請があるので、八頭町も関係を持つようにしてほしい。
 - ・福祉人材の確保は重要な課題。学習支援などの取り組みに学生が関わることで福祉現場に人材を引き入れていく取り組みが必要。
 - ・社会福祉法人の公益活動について、連携を進めていくことが必要。
 - ・移動手段について、6年の間に実現が可能か。
- ⇒IoTなど新しい技術の社会実験なども進んでおり、この先をにらんでのこと。

第6回地域福祉計画策定委員会

日時：2018年3月29日 13:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 地域福祉推進計画 冊子（素案）について

- ・福祉計画・活動計画と一体化した計画体系になっているが冊子の発行時はどのようなになるのか。
- ⇒本日の資料を基に1冊で発行を予定している。また、概要版を作成予定である。
- ・注釈や備考欄などで用語の解説があるほうが良い。できるだけわかりやすく、日本語で表記できるものは日本語で表記するようにしてほしい。また、重要な箇所がわかるように強調し、見やすい字体や大きさにしてほしい。
- ・表現が曖昧なものについて、計画の実現に向けた方向で文言を整理してほしい。
- ・財源について、クラウドファンディングなどについてどのような方針があるのか。
- ⇒目的をはっきりしてお金を集める手法のことであり、八頭町としても取り組めるのではないかとあるが、ふるさと納税などで社会資源を活用し広めていくことができれば。
- ・分野を超えたところがあるが、すべての分野を超えるというニュアンスであってほしい。
- ・共生型ケア会議の開催・包括的支援体制への参加と協働の促進も重要な取り組みであり、重点項目とすべき。

第7回地域福祉計画策定委員会

日時：2018年3月29日 13:30 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 地域福祉推進計画 冊子（素案）の最終確認（承認）について

- ・パブリックコメントを募集したが寄せられたコメントはなかった。
- ・事務局より修正箇所を報告。⇒現在の冊子案で承認。

2. 地域福祉推進計画 概要版（案）について

- ・高齢者は色が多すぎると見づらい。コントラストがはっきりしたほうが良い。
- ・高齢者だけでなく若い人にも読んでもらいたいと思う。
- ⇒現在進めている校正の方針で了解を得る。

地域福祉活動計画策定委員会議事録

第1回地域福祉活動計画策定委員会

日時：2018年2月7日 16:00 場所：郡家保健センター

1. 議事

1. 地域福祉活動計画の骨子案について

- ・地域福祉活動計画の位置づけは

⇒民間の活動計画として、町の福祉計画と一体的に取り組むものである。地域福祉推進を社会福祉協議会が担っており、住民及び事業者と連携しながら行うもの。

- ・共同募金について7割が地域に返ってくることをもっとPRする必要がある。

- ・センターの設置はいつぐらいからを考えているか。

⇒権利擁護センターまではまだ具体的になっていないが、将来的にはそれも含めたセンターとしていきたいと考えている。

⇒成年後見制度利用促進法で中核機関を設置することが示されており、計画には盛り込む必要がある。

- ・災害時の避難支援については既に連絡会がある

- ・移送サービスについては法律問題をクリアすることが必要。

- ・まちづくり委員会への期待が高まっているわけだが、荷が重すぎるようになっていないか。

⇒優先順位を決めてできるところから着手していく。

- ・コミュニティ・ソーシャルワーカーは現状一人ということだが、早く増やさなければならぬ。二人・三人と必要である。人材確保が大きな課題になってくるということは共通認識である。

- ・誰がどうやって取り組んだら計画が実現できるかをもう一度全体通して見渡して具体的かつ確実に進められる手段・方法・イメージを出す必要がある。

第2回地域福祉活動計画策定委員会

日時：2018年2月21日 9:30 場所：郡家老人福祉センター

1. 議事

1. 地域福祉活動計画（案）について

- ・社協の現在の活動との整合性はとれているのか。

⇒社協が重点的に取り組まないといけぬものはすべて盛り込まれていると考えている。今後は小地域福祉活動の支援が中心となってくる。方向性はこの計画のとおりである。

- ・従来のやすサンプランと比べてかなり充実したものになっていると思う。実現に向けてはかなりハードルが高く、集落支援員とコミュニティ・ソーシャルワーカーの増員は不可欠。

⇒人員・財源等も具体的なものが示されている。行政と一体となって推し進めるものとなる。

- ・地域福祉には高齢者だけではなく障がい福祉・児童福祉もあり、その課題を解決していくための活動計画である必要があると思う。
- ・計画の進捗をどのように管理していくかを計画にしっかり盛り込んではどうかと思う。年次ごとに出てきた課題を踏まえ、計画を見直していくことが必要
- ⇒この計画を検討してきた策定委員会が進捗管理委員会に移行して進捗確認をしていくことが妥当。
- ⇒各年度末には計画の進捗状況を確認し検討する場を設けて取り組んできている。3年経過した際に中間評価・見直しを行い、そこまでの課題を計画に盛り込むようにしていったと思う。高齢・障がいの各計画も3年で見直しを行っており、同様に進めていくことを意図している。
- ⇒評価の際はできたものだけを並べるのではなく、出来なかったものについてはできなかった理由をしっかりと分析する視点を持っておいてほしい。
- ・今の人材・人員配置・労働時間・財源など具体化に向け体制づくりは課題。
- ⇒既に各取り組みを始めており、今後、社協事業を見直し、変化させていきながら最終的にこのイメージになるように進んでいるところ。CSWとして取り組みに関わっていただける人材育成を進めることが必要。
- ・ボランティアセンターの実現が特に課題だと思う。
- ⇒社協だけではできないことがあるので、各関係機関・団体と連携を取りながら実現に向けて進めていきたい。調整としてボランティアコーディネーターを配置することで、ボランティア活動の循環が上手く機能するのではないかと考えている。
- ⇒まちづくり委員会そのものがボランティアセンターという見方ができると思う。イメージ図にある取り組みは既に取り組んでいる。
- ・行政・社協の立ち上げ支援の課題もあるが、地域の住民が参画する取組をぜひ進めてほしいと思う。
- ・子どもを対象とした福祉学習の促進について、地域と学校が連携して新しい福祉学習プログラムを創出していくということを明記してほしい。
- ・抜本的に考え方を換え、共同募金の配分に子どもの取り組みを加えるなどできると思う。子どもの居場所づくり・教育・貧困対策なども社協の重点事項に盛り込んでほしい。

2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定について

基本計画・理念・原則・方針を共通として両計画の検討を進めてきたが、今後、地域福祉推進計画として一体的に策定を進める。

ふれあいサロン 世話人アンケート調査結果報告書（一部抜粋）

調査目的：ふれあいサロン運営に係る世話人の負担と課題の把握のため。

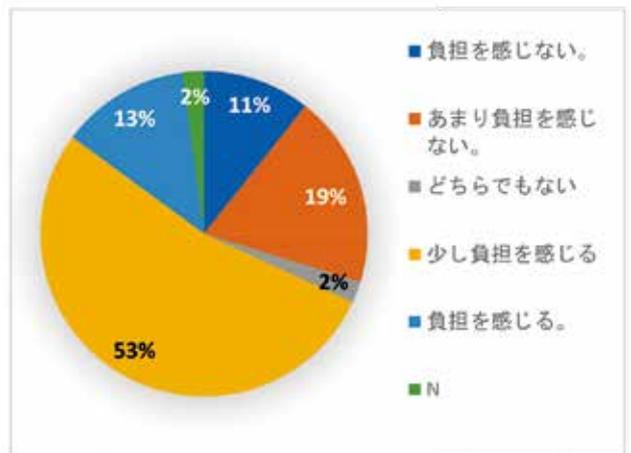
実施期間：平成29年8月7日～8月31日

対象：ふれあいサロン世話人

回答率：75サロン中47サロン世話人より回答（62.7%）

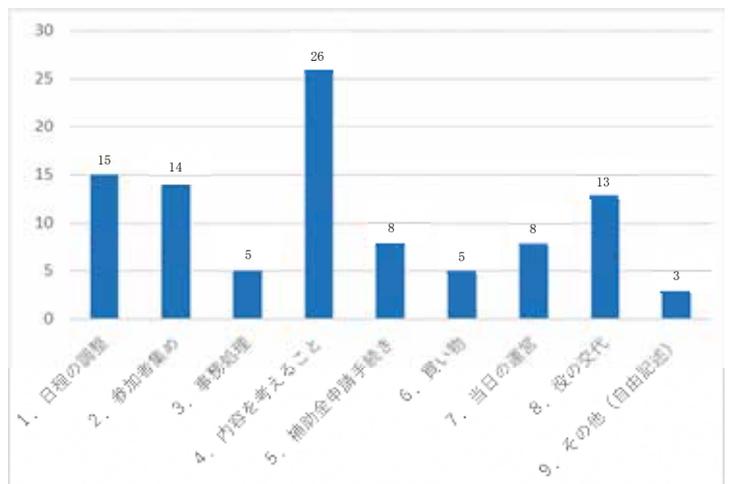
（質問1）ふれあいサロンの運営に負担を感じますか（いずれかに○）

回答項目	回答数	割合	
負担を感じない	5	11%	30%
あまり負担を感じない	9	19%	
どちらでもない	1	2%	
少し負担を感じる	25	53%	66%
負担を感じる	6	13%	
未回答	1	2%	
総計	47	100%	



（質問2）負担を感じるのはいったことですか。（該当するものすべてに○）

質問項目	回答数	回答数/サロン数
1. 日程の調整	15	32%
2. 参加者集め	14	30%
3. 事務処理	5	11%
4. 内容を考えること	26	55%
5. 補助金申請手続き	8	17%
6. 買い物	5	11%
7. 当日の運営	8	17%
8. 役の交代	13	28%
9. その他（自由記述）	3	6%
総計	97	



サロン運営に“負担を感じている”が66%で、“負担を感じていない”の30%を大きく上回っている。具体的な負担感として、“内容を考えること”との回答が全体の55%となり”日程調整“”参加者集め“が30%代で続く。年10回程度のサロンをこなすために、内容を考え、日程を調整し、そのうえで参加者を集めるのに世話人が苦慮している様子がうかがえる。また、そうした負担感がある中、“役の交代”が全体の28%に上り、地域の高齢化でサロン活動の必要性が今後も増す中、集落のサロン活動継続の大きな課題となっている。サロン世話人の負担感の低減、運営支援、継続支援が必要である。

出所）八頭町社会福祉協議会調べ

用語解説

0～9 8050問題

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。親の死などにより、子は生活困窮者となるリスクが高い。

A～Z CSR 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility の略)

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランティア）に社会に貢献する責任のこと

CSW コミュニティソーシャルワーカー (Community Social Worker の略)

地域に出向くなど様々な方法で、福祉サービスを必要とする人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いながら、その人と同じような問題を抱える人を把握・発見し、その人たちへの支援のネットワーク組織化を図り、それら福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む人の関係性を豊かに再構築する機能を担う専門職。

DV ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence の略)

配偶者や恋人など親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力および虐待のこと。

I o T アイオーティー (Internet of Things の略)

モノにチップやセンサーが組み込まれて他のモノとインターネットで繋がること。

NPO エヌ・ピー・オー (Non Profit Organization の略)

NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体。特定非営利活動法人のことであり、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

SOS見守りネットワーク制度

認知症高齢者などの異変を早期に発見し、または行方不明などの緊急時に適切な支援を行うため、本人の同意を得て、顔写真や緊急連絡先などの情報を登録し、警察などの関係機関と情報共有する制度。

SSW スクールソーシャルワーカー (School Social Worker の略)

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教職や福祉の経験者になる場合もある。

あ アウトリーチ

生活上の課題や困難を有しており支援が必要な状態であるにも関わらず、自発的に申し出しない人等に対して、積極的に働きかけること。

赤い羽根共同募金

民間の運動として戦後直後の1947年に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。集まった募金の約70%は、募金をいただいた市区町村で使われ、高齢者や障がい者に対する福祉の充実、地域福祉活動の啓発や推進に活かされています。

インフォーマルサービス

非公式なサービス（支援）のこと。家族間の助け合いや制度外のボランティア等による助け合い活動など。

えんくるり事業

鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、生計困難者をトータルで支える仕組みを創り、総合相談・支援体制をより充実させて、自立を支援する事業。

か 健康づくり推進委員

地域保健福祉の知識の向上及び保健福祉活動の充実に努めることにより健康で快適なまちづくりを、行政と協力しながら推進する者。

共生型ケア会議

地域包括ケアシステムの対象者を、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、子育てなどの分野へ広げて行う地域ケア会議。

グループホーム

地域社会の中にある住宅において、数人の高齢者や障がい者が共同で生活する形態で、専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

傾聴ボランティア

高齢者や障がい者、災害の被災者などの悩みや不安、寂しさなどについて、じっくり話を聴き、その悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

孤独死

主に一人暮らしの人が誰にも看取られること無く、当人の住居内などで生活中の突発的な疾病などによって死亡すること。

子ども食堂

子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として、活動が急増している。

さ 災害ボランティアセンター

災害発生時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れの調整やマッチング活動を行う拠点。

支え愛マップ

災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的とし、支援を必要な者（独居高齢者、要介護者、障がい者など）及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図で、地域住民が主体となって作成するもの。

さんさんバス

八頭町が路線バス廃止や交通空白地帯の住民の移動手段の確保のため運行するバス。

シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業、またはその他の軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人。

生活困窮者

経済的理由などにより困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築の機能を担う人。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が、財産管理や身上監護で不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立てを行い代理権や同意権・取消権の付与を受けて、その人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。

セルフネグレクト

生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを基けない状態。

赤十字奉仕団

赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という思いを持った人びとによって市区町村ごとに組織されたボランティアグループ。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方。社会的排除の反対の概念。

た ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う状態のこと。ダブルケアに直面している者（世帯）は、精神的、体力的、時間的、経済的、家族的に複合的な課題を抱えやすい。

地域共生社会

すべての人々がそれぞれの役割を持ちながら主体的に地域に参加し共に支え合う社会。

地域ケア会議

地域住民、民生児童委員、保健・医療・福祉の専門職等がニーズを抱える方の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域で包括的な支援・サービスができる体制。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止・介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。

な 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者となる人。

ノーマライゼーション

社会福祉をめぐる社会理念の1つで、障がい者も、健常者と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方。また、そこから発展して障がい者と健常者とは、お互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は パブリックコメント

行政の政策や計画などを立案するにあたり、計画等について、住民の意見等の提出を求めるなど、住民からの意見をくみ取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことだったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁が含まれる。

避難行動要支援者

他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人。

ファミリーサポートセンター

子育てを手伝って欲しい人と、子育ての手助けができる人がお互いに会員となり、支え合う活動において、会員登録と会員間の橋渡し役として調整する機関。

フォーマルサービス

生活保護制度や介護保険サービス、障がい者福祉サービスなど。法律や制度に基づき提供される公的な制度のサービス。

福祉人材バンク

福祉分野で働きたい方(求職者)と人材を求める事業所(求人事業所)を結びつける無料職業紹介事業を中心として、様々な事業を展開している。

福祉避難所

災害発生後、高齢者や障がい者等のうち、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、多目的トイレや手すり、スロープなどの特別な支援や支援や配慮が図られている避難所のこと。

プラットフォーム

動かすために必要な、土台となる環境のこと。官公庁の施策における「環境(整備)」、「基盤(づくり)」、ソフトウェアやシステムにおける「動作環境」、作業をするための「足場」の意で用いられている。

ま まちづくり委員会

地区(概ね旧小学校区)単位で設立され、地域住民で構成される住民主体の地域福祉推進組織。地域の子どもから高齢者まで多世代が集まるコミュニティづくりや地域課題を解決する取り組みが行われている。

民生児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。活動は地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関との連携・協力をしている。

や ユニバーサルデザイン

「すべての人のデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいデザイン。

わ 若桜鉄道

鳥取県東部を走る旧国鉄の若桜線を引き継いで運営している鳥取県、若桜町、八頭町、鳥取市などが出資する第三セクター方式の鉄道会社で鉄道営業キロ19.2キロの鉄道。

八頭町地域福祉推進計画

2018年6月発行

発行所 八頭町
社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会

編 著 八頭町福祉課
八頭町社会福祉協議会
竹川 俊夫（鳥取大学准教授・計画策定アドバイザー）

八頭町福祉課
〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 254 番地 1
TEL 0858-72-3586 FAX 0858-72-3565

社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会
〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 254 番地 1
TEL 0858-72-6210 FAX 0858-72-2793

